

I 地方創生の推進

I - 1 地方創生のための構造的改革の推進と支援充実について

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部

【提案・要望の内容】

首都圏への一極集中を是正し、地方創生を実現するため、国の責任において若者の地方定着の促進や抜本的な少子化対策、地方への産業再配置や移住の促進など、構造的改革の推進や支援充実を図ること。

《若者の地方定着の促進》

- (1) 若者の地方定着を促進するため、地方が独自に行う奨学金の返還助成などの取組に対する財政支援措置を講ずること。

《抜本的な少子化対策》

- (2) これまでの枠組みを超えた抜本的な少子化対策として、第3子以降の保育料の完全無償化に向け、第3子以降の保育料を無償とするための所得要件を緩和すること。

《地方への産業再配置》

- (3) 都市圏から地方への産業再配置を促進するため、次の措置を講ずること。
- ① 企業立地に当たり、地方が独自に行う補助制度に対する財政的支援制度の創設や、起債対象として、償還金に対する地方財政措置を講ずること。
 - ② 本社機能移転に限らず、生産・業務拠点などに係る建屋・設備の整備費や土地購入などの初期投資に対し、国の助成制度を創設すること。
 - ③ 企業が空き工場や空き校舎等を、地方における生産・研究拠点等として活用する際の改築費の補助制度を創設すること。
 - ④ 物流の活性化や産業競争力の強化を図るため、物流施設（港湾、空港）の使用料の減免に対する財政支援措置を講ずるとともに、事業者の利用に係る高速道路料金の割引制度を創設すること。

《地方への移住の促進》

- (4) 地方への移住を促進するため、次の措置を講ずること。
- ① 移住に伴い取得した空き家の不動産取得税及び固定資産税の軽減制度を創設するとともに、それに伴う地方への減収補てん措置を講ずること。
 - ② 高齢者の移住については、移住先自治体の財政負担を軽減するため、移住者が移住元に残した土地や家屋等に対する固定資産税の一定割合を移住先自治体へ配分する制度改正を行うこと。

《地方大学の運営基盤の強化》

- (5) 地方大学の運営基盤を強化するため、地方の国立大学に対する運営費交付金、公立大学に関する地方交付税算定に係る学生一人当たりには要する経費（単位費用）及び私立大学等経常費補助金を増額すること。

《地方創生推進交付金の活用》

- (6) 地方自治体の創意工夫により地域の実情に応じた地方創生のための取組を推進するため、「地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」について、平成29年度以降も、少なくとも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間中は継続するとともに、予算を十分に確保すること。

また、交付金の趣旨に沿った事業については、対象分野や対象経費の制約、申請事業数の制限や交付金の上限額等について撤廃、緩和するとともに、事業繰越を柔軟に認めること。

《地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の活用》

- (7) 企業版ふるさと納税制度を活用して地方創生を進めるため、以下の措置を講ずること。
- ① 大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還助成事業について、既に積み立てた基金を財源として実施する場合も、企業版ふるさと納税を活用する事業として認めること。
 - ② 本社が所在する地方公共団体への寄附であっても、地方公共団体の財政状況など一定の要件の下、課税特例の対象にすること。
 - ③ 地域再生計画の申請時点で寄附の見込みが立っていない場合も、申請を可能とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 昨年10月に策定した「あきた未来総合戦略」では、「若者の県内定着の促進対策」として、県内外の人材を県内に定着させるため、県内企業に就職する新卒者等に奨学金の返還額の一部を助成することにしています。

しかしながら、本県の調査を始め各種調査では、大学等へ進学後の経済的な不安や卒業・就職後の奨学金返還等に伴う負担など多数の意見が寄せられています。

こうした不安を取り除き、国や地方を支える人づくりを着実に進めるため、進学を希望する者が高等教育を受けられ、また、地方に人材が還流するよう、奨学金返還助成制度など地方独自の取組に対する財政支援措置が必要です。

- (2) 県では、第3子以降を持ちたいという希望の実現を強力に後押しするため、全ての子どもを対象とする現在の保育料助成を維持しつつ、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、一定の所得制限の下で、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成することにしました。

しかしながら、子どもを安心して産み育てやすい環境づくりを進め、出生率を高めるといった少子化対策は、地方ごとの対応では限界があることから、将来の我が国の根本に関わる国家的課題として、国が抜本的な対策を講ずることが必要です。

- (3) 長年にわたり形成されてきた首都圏への一極集中という強固な社会構造を地方のみで打破することは、極めて困難であり、国の責任において解決すべき国家的課題です。

県では、「産業振興による仕事づくり」として、航空機産業など今後の成長が見込まれる産業分野への新たな事業展開のほか、地域経済を牽引する中核企業の育成などに取り組んでいますが、国においても地方への産業再配置を促進するための更なる政策を打ち出し、地域産業の活性化と雇用の拡大を図る必要があります。

- (4) 県では、「移住・定住対策」として、移住者にとって移住を決定する際の重要事項である住居の確保について、市町村や不動産業界と連携した住環境情報の提供と空き家の改修支援などに取り組むことにしています。

都市圏から地方への人口の還流を一層促進するためには、空き家の活用と移住者の負担軽減の観点から、空き家に移住した場合の不動産取得税及び固定資産税を軽減することが必要です。

また、それに伴い地方の歳入に影響を与えないよう減収補てん措置を講ずることが必要です。

さらに、県では、「秋田版C C R C構想」を推進し、高齢者がその知識や経験を生かしながら活躍できるコミュニティの形成を目指していますが、高齢者が移住する場合には、移住先自治体において新たな財政負担が生じることから、移住者が首都圏等に残した土地や家屋に対する固定資産税の一定割合を移住先自治体へ配分する制度改正を行うことにより、移住先自治体の財政負担を軽減する必要があります。

- (5) 地方大学が地域ニーズに対応した高等教育機関としての役割を十分に果たし、若者の定着や地域活力の向上に貢献できるよう、運営基盤を強化する必要があります。

- (6) 地方が策定した総合戦略の推進に当たり、その財源として新たに措置された「地方創生の深化のための新型交付金（地方創生推進交付金）」について、少なくとも総合戦略の5年間を見据えて継続的に施策展開を図ることが必要です。

また、地方創生に係る交付金の予算規模について、平成27年度は、平成26年度補正予算に計上された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）の1,700億円となっています。

平成28年度については、平成27年度補正予算に地方創生加速化交付金の1,000億円、平成28年度当初予算に新型交付金の1,000億円が計上されていますが、新型交付金のうち公共分の約400億円については、従来地域再生基盤強化交付金の対象となっていた道路、污水处理施設、港湾の整備事業に交付されることとなっているため、実際は加速化交

付金と新型交付金のソフト事業分を合計して1,600億円となっており、平成27年度と比較して予算規模が縮小しています。

さらに、申請事業数や交付金額の上限設定、先駆タイプの事業の複数自治体による共同申請等の制約があることから、地方の実情に応じて十分活用できるようにする必要があります。

- (7) 県では、産業界と協力して、大学生等の地元定着促進を目的とした奨学金返還助成基金を設けることとし、平成28年度に予算措置したところです。

本基金は、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすという企業版ふるさと納税の制度趣旨にも合致するものですが、企業版ふるさと納税制度は、既に積み立てた基金については活用できないこととなっています。

また、地元には地域への貢献意欲の高い法人も多く、地方公共団体内に本社が所在する法人からの寄附についても、地方公共団体の財政状況や事業の趣旨など、個別の判断に基づき、課税特例の適用を認めることが適切です。

さらに、地域再生計画の申請に1社以上の寄附の見込みが条件となっているため、寄附の申出を受けてから実際に受領するまでに相当の期間が生じ、法人からの寄附の受入れに支障を生じかねないことから、寄附の見込みが具体的に立っていない段階でも、地域再生計画の申請を認める必要があります。

【参考資料】

「あきた未来総合戦略」に基づく当県独自の取組

1 奨学金返還助成制度の創設

平成29年4月1日以降に県内に就職する者（公務員等を除く。）に対し、奨学金返還額の一部を助成。

- ・対象：新卒者及びAターン者
- ・補助：①大卒は3年間、短大卒及び高校卒等は2年間、奨学金返還額の2/3を助成
②県が指定する特定業種（※）の企業へ就職する大卒等には、上記の期間で奨学金返還額の10/10を助成

※県が指定する特定業種

- ・今後の成長が見込まれる航空機産業、自動車産業、新エネルギー関連産業、医療福祉関連産業、情報関連産業の5つの産業分野。

2 多子世帯向けの奨学金制度の創設

- ・対象：平成28年4月以降に大学、短大へ進学する者のうち、子ども3人以上

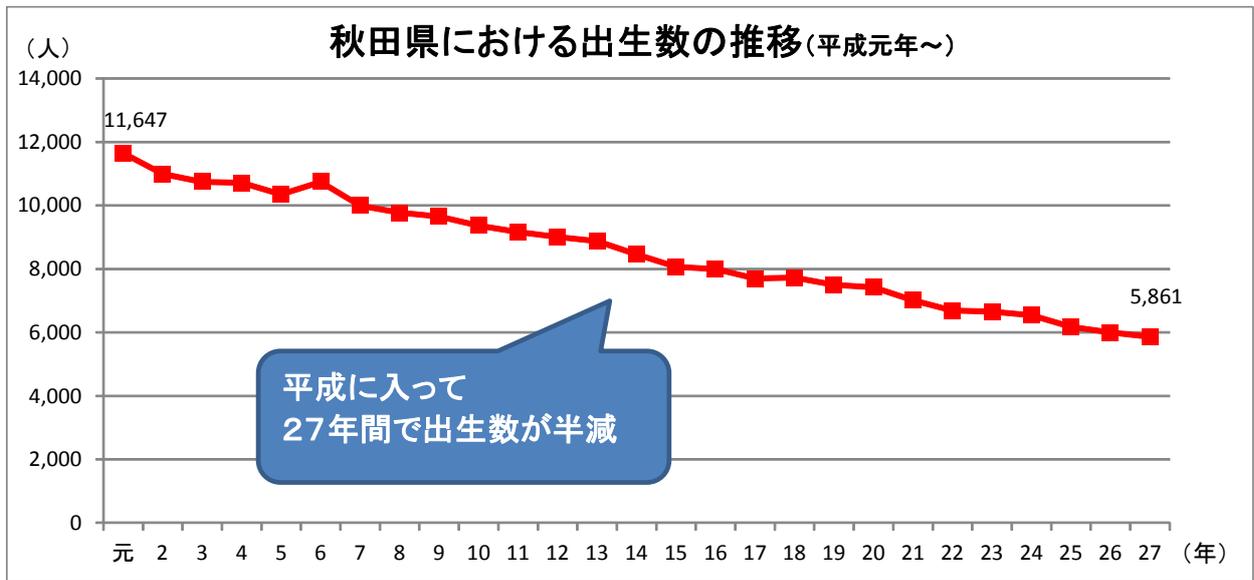
の多子世帯に属する者

- ・金額：月5万円（無利子、借入期間の3倍の期間で返還）
- ・人数：年100人

3 保育料助成制度の充実

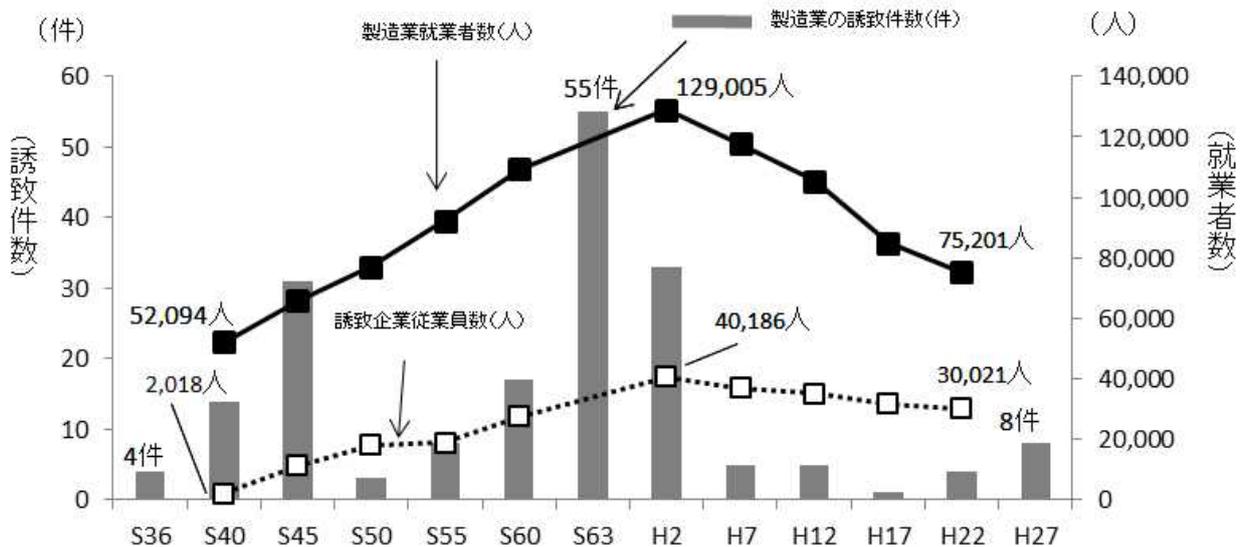
一定の所得制限の下で、全ての子どもを対象とする現在の保育料助成に加え、新たに第3子以降の子どもが生まれた場合、第2子及び第3子以降の子どもの保育料の全額を助成。

- ・対象：平成28年4月2日以降に、新たに第3子以降の子どもが生まれた世帯
- ・内容：事業を実施する市町村に対して県が半額を補助



出典：厚生労働省「人口動態統計」

製造業の誘致件数と就業者数



出典：総務省「国勢調査」、秋田県産業集積課

国立大学法人運営費交付金の推移

(単位:百万円、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
国立大学法人運営費交付金	1,241,570	1,231,729	1,221,478	1,204,377	1,181,333	1,169,520	1,158,515	1,152,750	1,136,612	1,079,186	1,112,268	1,094,546	1,094,546
対前年度伸率	-	△0.8	△0.8	△1.4	△1.9	△1.0	△0.9	△0.5	△1.4	△5.1	3.1	△1.6	0
対H16伸率													△11.8

出典：文部科学省資料より作成

公立大学に関する地方交付税算定に係る単位費用の推移

(単位:千円、%)

種別	項目	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
理科系 (秋田県立大学)	種別補正後費用 (千円)	2,004	1,962	1,810	1,761	1,710	1,689	1,845	1,832	1,832	1,794	1,758	1,723
	対前年度伸率	-	△2.1	△7.7	△2.7	△2.9	△1.2	9.3	△0.7	0	△2.1	△2.0	△2.0
	対H16伸率												△14.0
人文科学系 (国際教養大学 (H24までは文科系))	種別補正後費用 (千円)	334	308	273	256	245	227	248	243	242	455	451	443
	対前年度伸率	-	△7.8	△11.4	△6.2	△4.3	△7.3	9.3	△2.0	△0.4	87.9	△0.8	△1.8
	対H16伸率												32.6

出典：総務省資料より作成

私立大学等経常費補助金の推移

(単位:億円、%)

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
私立大学等経常費補助金	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5	3,248.7	3,217.8	3,221.8	3,209.2	3,187.5	3,175.2	3,184.0	3,152.5	3,152.5
対前年度伸率	1.4	0.9	0.6	△1.0	△1.0	△1.0	0.1	△0.4	△0.7	△0.4	0.3	△1.0	0
補助割合 (補助金額/大学の経常的経費)	11.9	11.7	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	-	-
対H16伸率													△3.4

出典：文部科学省資料及び日本私立学校振興・共済事業団資料より作成

(県担当課室名 企画振興部総合政策課)

Ⅱ 経済・雇用対策の充実

Ⅱ－１ 事業承継税制の抜本的な見直しについて

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

中小企業の事業承継円滑化を図るため、事業承継税制について、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とすること、又は、事業の継続に支障が生じない評価・課税方法等を採用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 中小企業は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、その経営資源を有効に次世代につなぎ、円滑な事業承継を図ることは、地域活性化のために極めて重要です。

(2) 平成28年度税制改正では、個人事業者の事業承継等に係る税制上の措置について、既存の特例措置のあり方を含め引き続き総合的に検討するほか、取引相場のない株式については、比較対象となる上場会社の株価並びに配当、利益及び純資産という比準要素の適正なあり方についての検討を併せて行うこととされています。

しかし、現行制度では、経営者の個人名義となっている事業用資産に対しては、一般資産と同じように相続税・贈与税が課されており、また、取引相場のない株式についても、経営状態の良好な企業ほど評価額が高額となり、税負担が大きくなっています。

このことが、中小企業における事業承継をスムーズに行う際の大きな障害の一つとなっています。

(3) 中小企業の活力を生かし、国が成長戦略で進めている中小企業の躍進を図るため、今後の事業承継税制の検討に当たっては、事業用資産を他の一般資産と切り離して非課税とするなど、抜本的な見直しが必要です。

【当県の事業承継の状況】

(1) 後継者不在率 (出典：帝国データバンク 2016.2)

秋田県 72.2% 全国ワースト8位

全国 66.1%

(企業数28万9,937社を対象)

(2) 社長交代率 (出典：帝国データバンク 2015.1)

秋田県 3.54%

(3) 社長の平均年齢 (出典：帝国データバンク 2016.1)

秋田県 60.9歳 全国高齢2位

全国 59.2歳

(企業数7,792社を対象)

(参考)

東北管内の後継者不在率

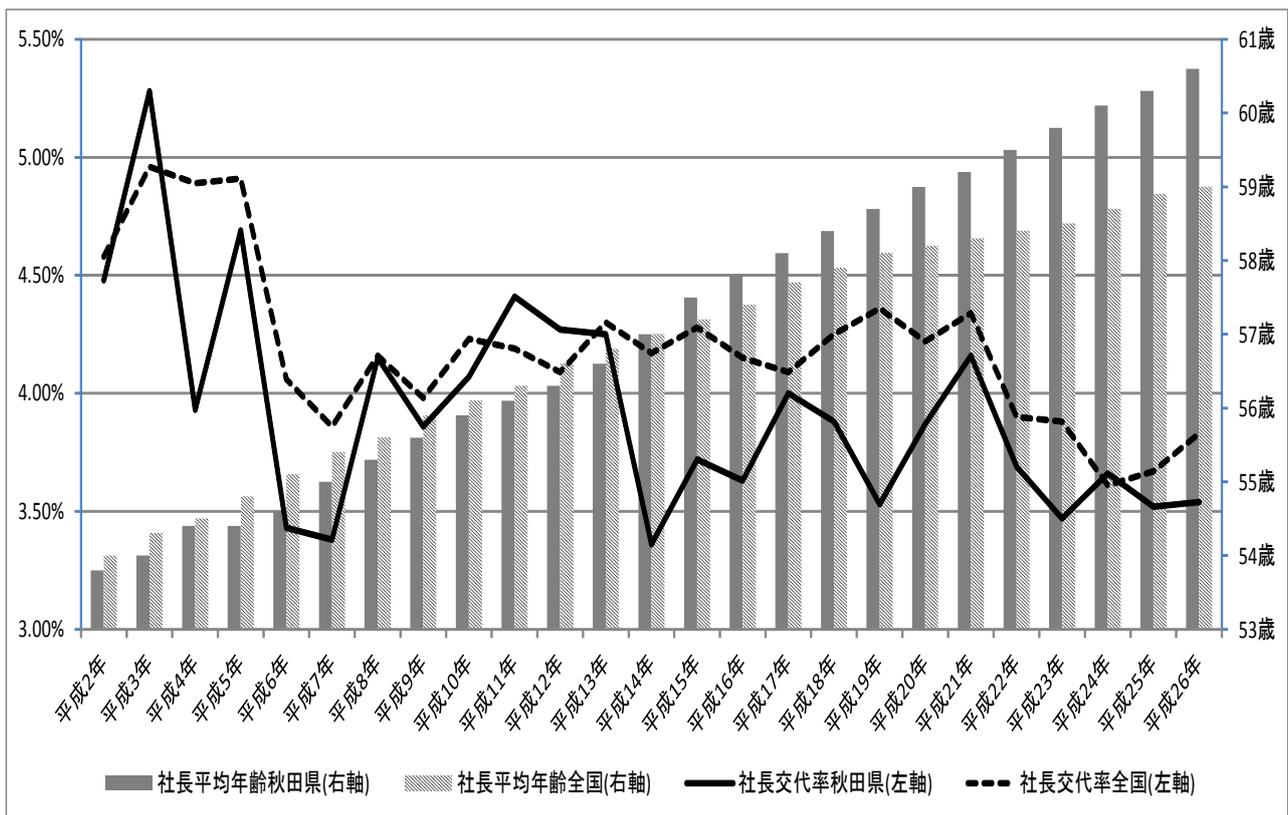
青森県 53.3%

岩手県 64.8%

山形県 63.6%

宮城県 68.2%

福島県 61.6%



(県担当課室名 産業労働部産業政策課)

Ⅱ－２ 中小企業の自立・創造に向けた取組の充実について

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

地方創生の原動力となる中小企業の自立・創造に向けた取組を促進するため、「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金（ものづくり補助金）」については、中小企業施策の柱の事業の一つと位置付け、今後も継続して予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、地域の経済と雇用を支える中小企業の創意工夫と自主的な取組を促進するため、平成26年3月に「秋田県中小企業振興条例」を制定し、意欲を持って自社の競争力の強化を図ろうとする県内中小企業を「がんばる中小企業」に認定し、その企業が行う取組をソフト・ハード両面から支援するなど持続的な企業支援を行っています。
- (2) 多様な事業活動を展開する中小企業（小規模企業を含む）の実態を踏まえ、平成26年度に引き続き、平成27年度補正予算事業「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」では、IoT等の技術を用いて生産性の向上を図る設備投資の補助上限額が引き上げられたほか、新製品・サービスの開発や設備投資を始めとする様々な支援施策を活用できることになりました。

当県では、これまで390件の案件が採択され、県内中小企業において設備投資を伴う研究開発や経営改善が促進されています。
- (3) 多様な中小企業が、自らの中長期的な計画の中で、支援施策を積極的に活用できるよう、継続性を持った施策として位置付ける必要があります。

ものづくり補助金の採択状況

1 全国の状況

	採択件数	交付決定額
平成24年度補正	10,516件	約1,007億円
平成25年度補正	14,431件	約1,234億円
平成26年度補正	13,134件	約1,166億円
平成27年度補正	7,729件	未決定

※秋田県中小企業団体中央会調べ

2 秋田県の状況

	採択件数(全国比)	交付決定額
平成24年度補正	101件(0.96%)	約9億円
平成25年度補正	127件(0.88%)	約12億円
平成26年度補正	96件(0.73%)	約8億円
平成27年度補正	66件(0.85%)	未決定

※秋田県中小企業団体中央会調べ

(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ－３ 中小企業のワンストップ事業支援の継続について (新規)

経済産業省中小企業庁

【提案・要望の内容】

地域の経済や雇用を支える中小企業・小規模事業者が、今後とも地域経済の発展に重要な役割を担っていけるよう、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を継続して実施すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県内企業の約99%を占める中小企業・小規模事業者は減少が続いており、経営革新や事業承継が課題となっています。
地域の支援体制を強化するため、「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」により設置された「よろず支援拠点」は、商工団体や金融機関等の支援機関と連携を図り、中小企業・小規模事業者の起業から安定までの各段階のニーズに応じて、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的経営アドバイス」、②事業者の相談に応じた「適切なチームの編成」、③案件に応じた「的確な支援機関等の紹介」といったきめ細かな対応を行っており、その役割は非常に重要です。
- (2) 平成26年6月に設置された「秋田県よろず支援拠点」においても、中小企業・小規模事業者の様々な経営改革の相談にワンストップで対応しているほか、拠点内の相談のみならず県下全域への巡回相談体制を備えており、コーディネーター、サブコーディネーターによる月間の相談対応件数は、平成27年度にかけて倍増しました。
- (3) 経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者が、長期的な取組となる経営改革を行うには、県内の支援機関と一体となった、「よろず支援拠点」による各段階の課題等に応じた伴走型支援の継続が必要です。

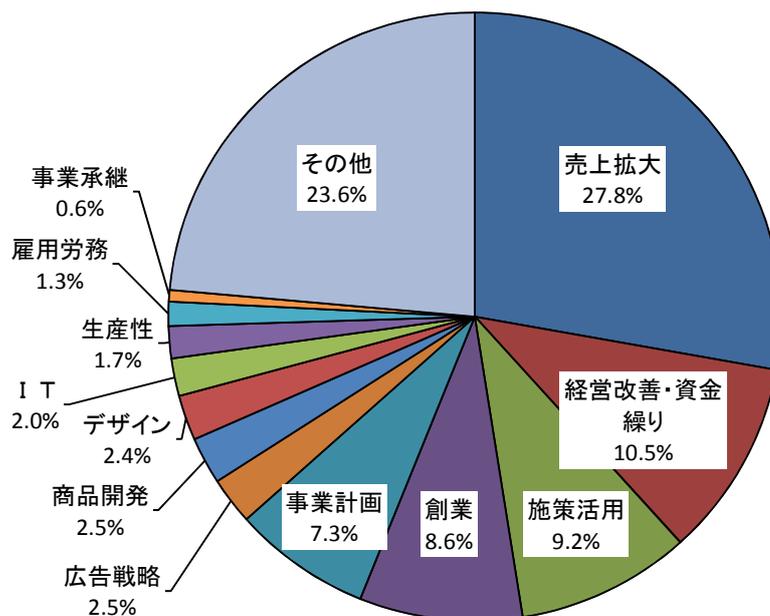
秋田県よろず支援拠点における相談対応

相談対応件数

項目	H26年度	H27年度
稼働月数 (月)	9	12
相談対応件数 (件)	1,792	4,637
同月平均 (件/月)	199	386

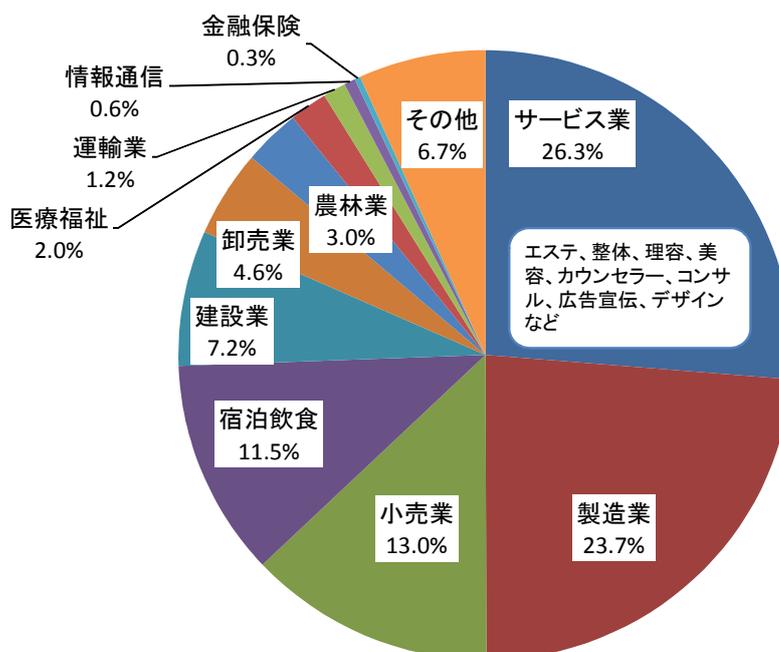
相談内容

(H27年度)



相談者の業種

(H27年度)



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅱ－４ 地域間格差の是正などに向けた最低賃金制度の見直しについて

厚生労働省労働基準局

【提案・要望の内容】

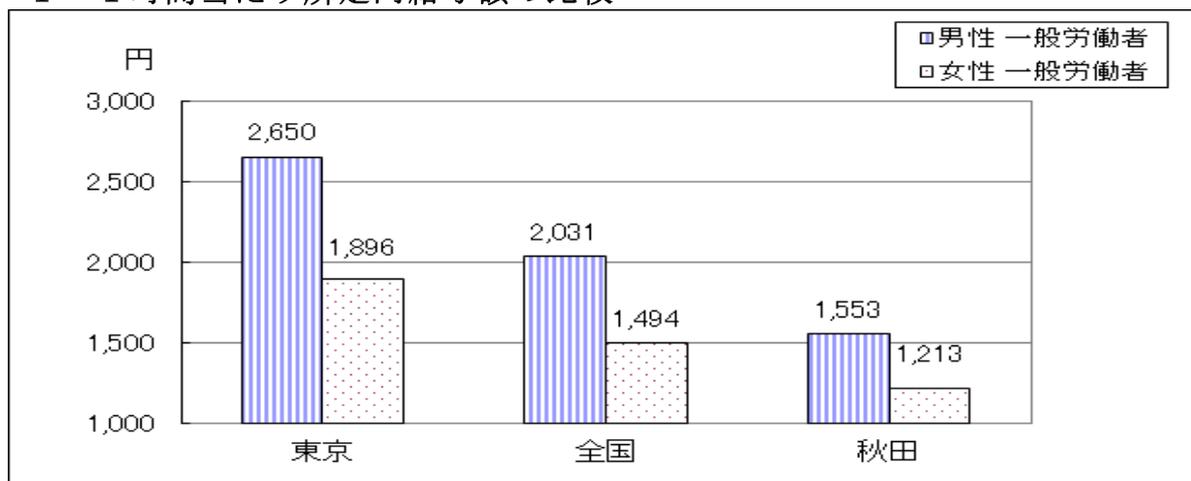
雇用における処遇の均衡化、地域間格差の是正などに向けて、ランク制度の見直しとともに、特に経済・雇用情勢の弱い地域については、制度改正により影響を受ける中小企業に対するフォローアップの拡充などを行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の賃金水準は全国低位であり、賃金を始めとした厳しい雇用環境が、地域間格差拡大の要因となっています。
最近の県内経済・雇用状況は、個人消費の堅調な動きや製造業の一部に生産の緩やかな増加が見られ、求人倍率も改善の動きが続いているものの、全国平均との格差が依然としてあり、業種や地域により状況に差異があります。
- (2) 県では、労働時間等の法令・制度の遵守や雇用環境改善のため、雇用労働アドバイザーの企業訪問などにより、最低賃金を始めとした労働関係諸制度の啓発活動に取り組んでいます。
- (3) 平成27年度の最低賃金改定における中央最低賃金審議会が示した目安額において、Aランクでは19円引上げの改訂額が示される一方、Bランクでは18円、C・Dランク（当県など）では16円の引上額が提示され、都市部と地方の最低賃金の格差はますます拡大しています。
こうした地域間格差の是正や、雇用における処遇の均衡化を図るため、地域別最低賃金制度や関係制度等の更なる見直しを行う必要があります。
- (4) 制度の見直しに当たっては、地域経済の実情に応じ、最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業の生産性の向上や経営力の強化を図るため、国の「中小企業専門家派遣・相談等支援事業」などのフォローアップ施策の更なるPRのほか、特に経済雇用情勢の弱い地域においては、「業務改善助成金」の支給要件の緩和など、経営の安定化を進めるための支援をより充実させる必要があります。

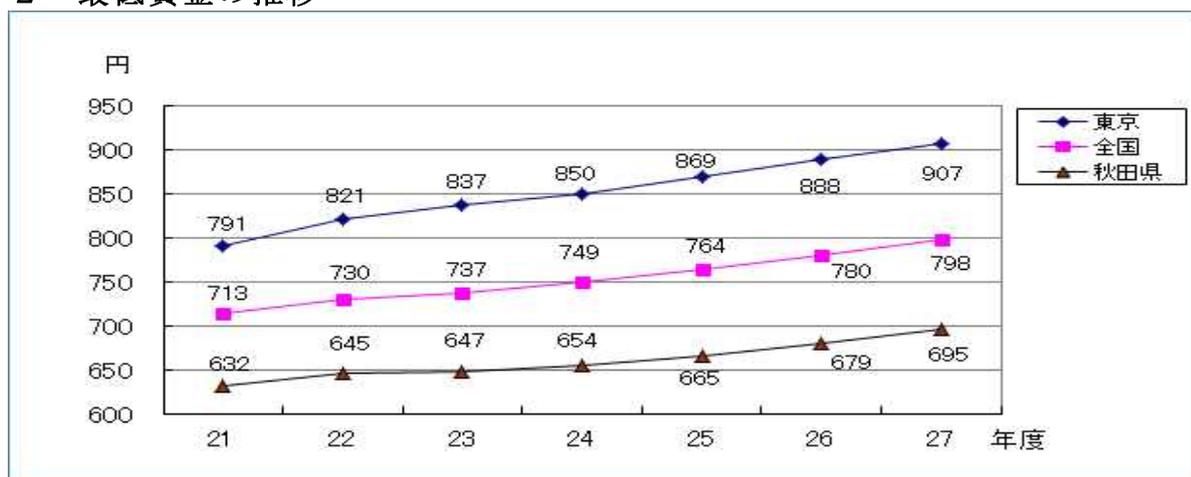
【参考資料】

1 1時間あたり所定内給与額の比較



(出典：厚生労働省「平成27年賃金構造基本統計調査」)

2 最低賃金の推移



(出典：厚生労働省資料より作成)

3 現状の最低賃金の決定方法及び問題点

- ・ 中央及び地方最低賃金審議会において、地域での生計費、賃金実態、企業の支払い能力の3要素を考慮して答申を行い、労働局長が決定する。
- ・ 中央最低賃金審議会の答申に当たり、引上額の目安が示されるが、これまで都道府県を4つのランクに分け、ランク毎に目安が示されてきたことと、平成19年の法律改正後、生活保護基準額との乖離に配慮することになってから、ますます地域間格差が拡大している。

(県担当課室名 産業労働部雇用労働政策課)

Ⅲ 新たな成長産業への支援

Ⅲ－１ 地方発のイノベーション創出のための制度創設について

経済産業省経済産業政策局、産業技術環境局

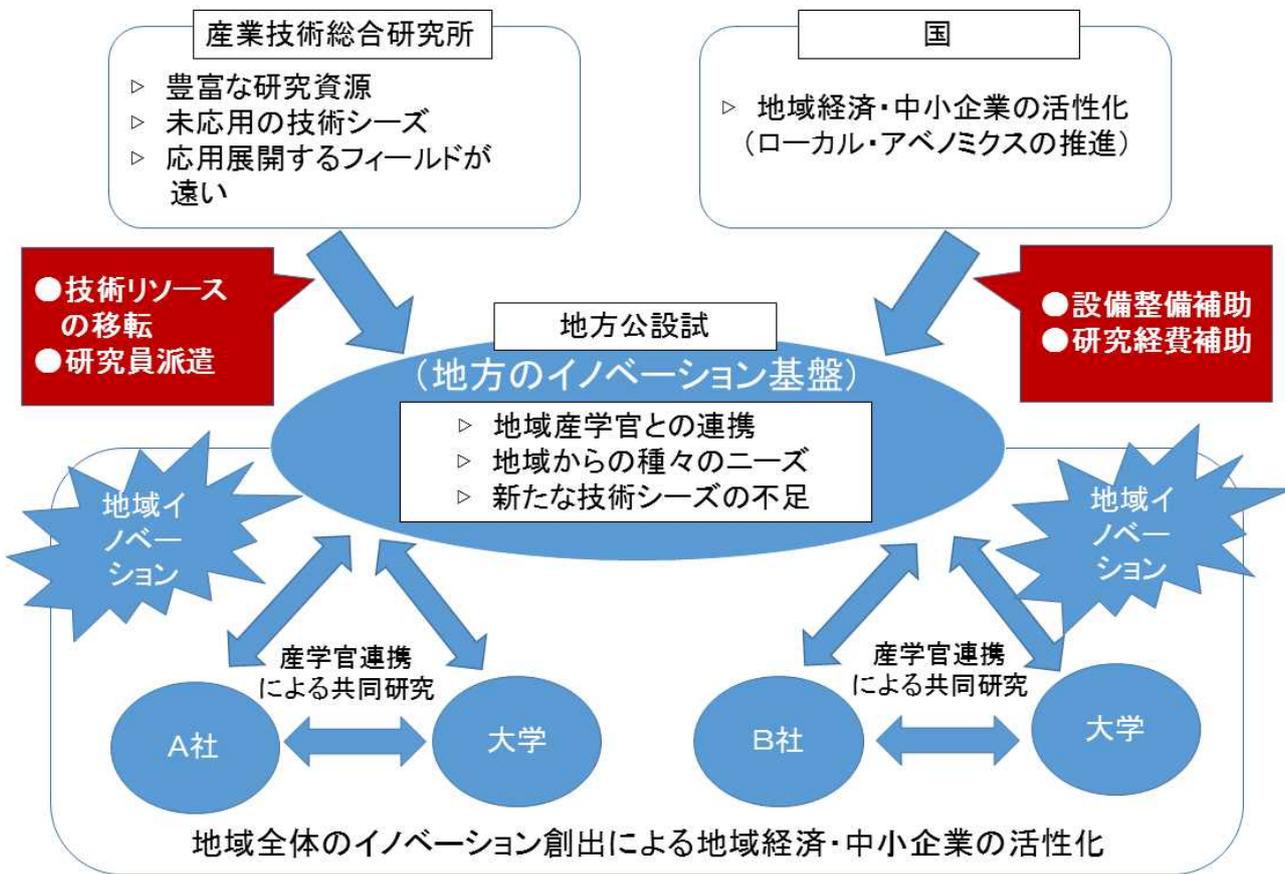
【提案・要望の内容】

産業や社会に役立つ技術の創出を担う産業技術総合研究所のリソースを地方に展開し、地方発のイノベーションを創出するため、地方の公設試験研究機関を核とした、産業技術総合研究所と地域の企業や大学等との共同研究に必要な設備及び研究推進を一定期間支援する制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、地方創生に向けて特色を生かした産業の創出を目指しており、そのためには産学官連携による地方発のイノベーションを活発にする必要があります。
その手段として、公設試験研究機関が地域への展開を見込んで、産業技術総合研究所の技術リソースを導入し、地域企業や大学等との共同研究を促進することが有効です。
- (2) 公設試験研究機関を核とした、産業技術総合研究所と地域の企業や大学等との共同研究体に対して、設備整備費のほか、産業技術総合研究所の研究員の受入れや設備の運用に係る経費など研究を推進する経費について、複数年にわたる支援が必要です。
- (3) 現行では、個別企業の技術力向上や生産方法の革新を支援する制度はありますが、地方のイノベーションをよりスピードアップさせるためには、設備と技術シーズを一体で地域に供給し、地域全体の技術基盤の向上を図る取組に対する支援が必要です。

産業技術総合研究所の持つ豊富な技術リソースを地方へ展開



(県担当課室名 産業労働部地域産業振興課)

Ⅲ－２ 再生可能エネルギーの導入拡大を加速するための環境整備について

経済産業省資源エネルギー庁、産業技術環境局

【提案・要望の内容】

- (１) 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、電力会社間の地域間連系線の増強や数十万ボルト級の基幹送電線の整備など、電力系統の広域的運用に関する取組を加速すること。
- (２) 再生可能エネルギーの課題とされる地域偏在や出力変動の緩和を図るため、洋上を含め、国内有数の風力発電適地である当県において、風力発電による水素の製造及び効率的な貯蔵等の技術開発に向けた実証事業を行い、その加速化を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 本年３月に策定した「第２期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成２８～３７年度）では、当県が有する再生可能エネルギーのポテンシャルを最大限に生かし、国が目指すエネルギーミックスの実現に貢献するとともに、再生可能エネルギーの導入拡大を県内における関連産業の振興や雇用の創出につなげるため、「国内最大級の新エネルギー供給基地と関連産業集積拠点の形成」に向けた関連施策の充実を図ることにしています。
- (２) 東北電力は、本年５月末に、東北北部における特別高圧系統の空容量がなくなったとして、発電事業者が新規に接続する場合には、追加的な系統増強工事が必要となるとともに、費用負担も生じることになるとしており、このことが、再生可能エネルギーの導入拡大に支障を来すおそれがあります。
- (３) このため、再生可能エネルギーの導入拡大において、最大の課題となっている電力系統への連系可能量の増大に向け、国が主体となって、「電力広域的運営推進機関」による、電力会社間の地域間連系線の増強や、当県から太平洋側の５０万ボルト送電線に至る数十万ボルト級の基幹送電線の新設を早急に進めるとともに、系統運用に係る全国規模での需給調整機能

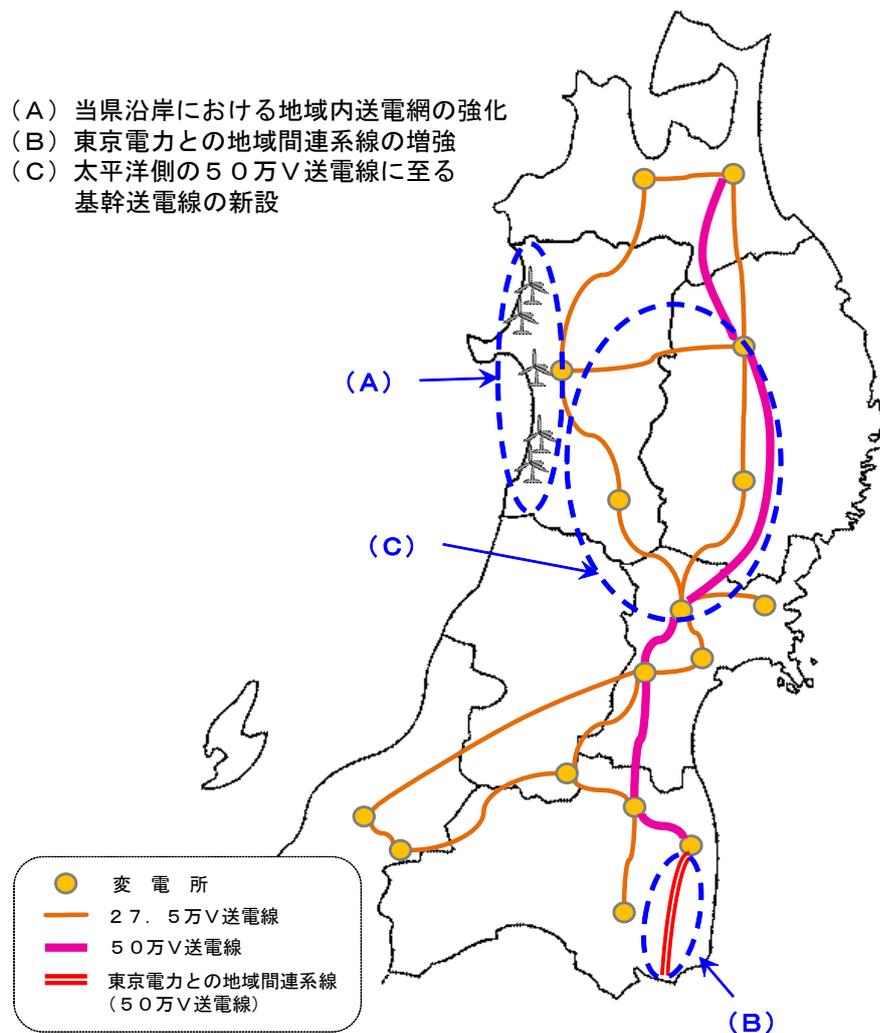
の強化を図る必要があります。

- (4) また、再生可能エネルギーの適地が偏在し、電力の供給地から需要地までの送電コストがかかることや、風力発電、太陽光発電は、季節や時間帯による出力の変動が大きいことが課題となっています。

このため、現在、国において、電力需給バランスの安定化に向け、出力変動に応じて余剰電力を水素に変換し、これを大量に貯蔵・輸送するシステムを構築するための技術開発に向けた実証事業が進められています。

- (5) 当県は洋上を含め、国内有数の風力発電適地であるとともに、平成26年8月には、水素社会の実現に向け、水素に関する世界最高峰の技術力を有する国内企業との「連携と協力に関する協定」を締結しており、風力発電により製造する水素に関する実証事業を効果的に行うための条件が整っています。

【送電網の状況】



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－３ 洋上風力発電の導入促進について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

洋上風力発電の導入促進を図るため、当県沿岸における地域内送電網の強化に対する支援を継続するとともに、円滑な実施に向けた環境の整備を促進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年３月に策定した「第２期秋田県新エネルギー産業戦略」（計画期間：平成２８～３７年度）では、洋上風力発電の導入と、これに伴う関連産業の育成を、重点施策に位置付けており、昨年２月には、秋田港及び能代港における発電事業者を決定し、現在、環境アセスメントを始めとする各種調査が進められています。
- (2) また、港湾区域外の一般海域についても、漁業関係者を始めとする関係団体等との協議により、約３５１ｋ㎡に及ぶ候補海域を設定するとともに、関心を示す発電事業者に対し、事業化に向けた検討を行うよう働きかけ、本年３月には、その一部海域における環境アセスメントが開始されたところです。
- (3) しかしながら、当県沿岸は送電網が脆弱であることから、今後、洋上風力発電の大規模導入を実現するためには、送電網の強化が不可欠であり、現在、経済産業省の「風力発電のための送電網整備実証事業」を活用し、民間事業者による当県沿岸における地域内送電網の整備が進められています。
- (4) 今後とも、こうした地域内送電網の強化を円滑に進めるため、国による支援を継続するとともに、農地や保安林での送電網整備について、事業者に対する公益特権の付与又は各種許認可における規制緩和を行う必要があります。

- (5) 加えて、首都圏に至る基幹送電網の増強などを進めながら、現行ルール（30日等出力制御枠）での接続可能量（251万kW）の拡大をできるだけ早期に図る必要があります。

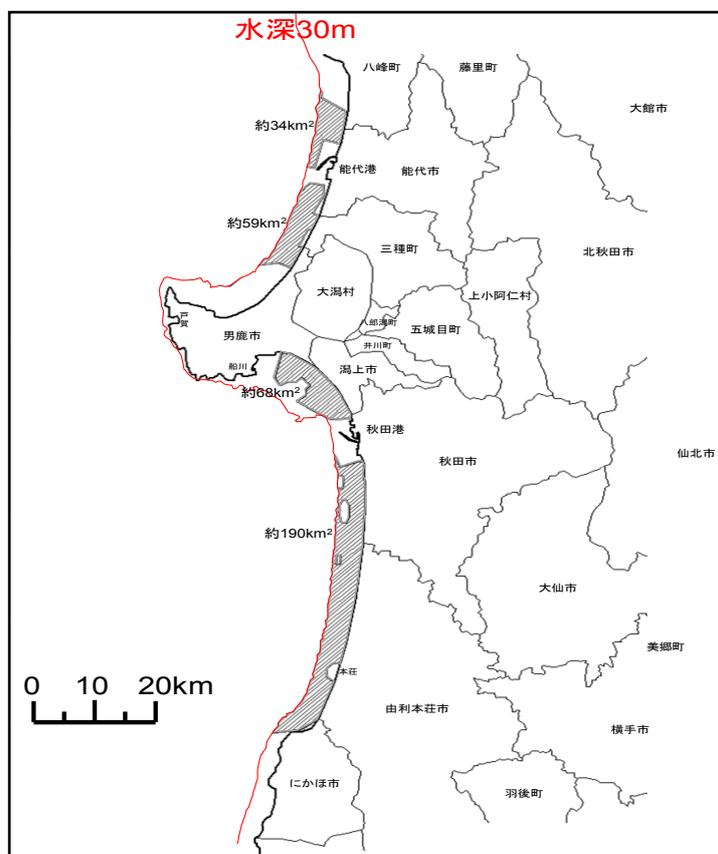
【秋田港、能代港の適地（再生可能エネルギー源を利活用する区域）】

能代港（約378.0ha）

秋田港（約351.4ha）



【一般海域における洋上風力発電の候補海域】



(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

Ⅲ－４ 火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象の拡大について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

火力発電に係る電源立地地域対策交付金の対象となる発電用施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- （１） 東日本大震災以降、電力会社では、緊急電源の設置などにより電力供給力を確保していますが、設備の高稼働が続き、火力設備の老朽化が進んでいます。
- （２） このため、設備の信頼性や経済性等の観点から、老朽化した火力発電施設に代わる電源の確保を計画的に進める必要があることから、当県においても、より安価な石炭を燃料とする火力発電所（東北電力能代火力発電所 3号機）の建設が進められています。
- （３） こうした計画を円滑に進めていくためには、発電所と地域の共生を図ることが重要であり、関連する施策に要する自治体の財源の充実を図るため、現在、沖縄県に立地するものに限定されている火力発電に係る対象電源施設の設置（予定）区域を、全ての区域に拡大する必要があります。

（県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課）

Ⅲ－５ 日露間の輸送効率の向上について

外務省欧州局

経済産業省貿易経済協力局

国土交通省総合政策局

【提案・要望の内容】

シベリア鉄道を活用し、日本とロシア、欧州との貿易の活性化を図るため、日露間の貨物輸送の効率化促進に関し、ロシア政府への働きかけを継続的に行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、日本海を挟みロシア極東地域に最も近い位置にあることから、同地域との経済交流に積極的に取り組むとともに、ユーラシア大陸を横断するシベリア鉄道にも着目し、沿線諸都市や欧州との貿易の可能性を拓く「シーアンドレール構想」を従前から提唱しています。
- (2) 平成27年度には、県内若手経済人を中心とした使節団が極東ロシアを訪問し、現地企業等との意見交換会の開催等を通じて経済交流を図ったほか、コンテナ船により秋田港からロシア極東地域への自動車用タイヤのトライアル輸送が実施されるなど、民間企業による取引が拡大しつつあります。
- (3) しかしながら、欧州までの海上輸送に替わる有力な輸送手段であるシベリア鉄道は、海路に比べ料金が割高であるほか、ロシア極東地域の港湾では、税関等の関係官公署での手続に時間を要するために通関に遅れが生じ、輸送日数やコストの面で物流効率を低下させることから、海外進出や販路開拓を目指す事業者にとって大きな障害となっています。
- (4) 国においては、定期的にロシア側と協議を行っているところですが、こうした状況は未だ解消されていないことから、できるだけ早い改善実現に向け、ロシア政府に対し、今後とも継続的かつ精力的に働きかけることが必要です。

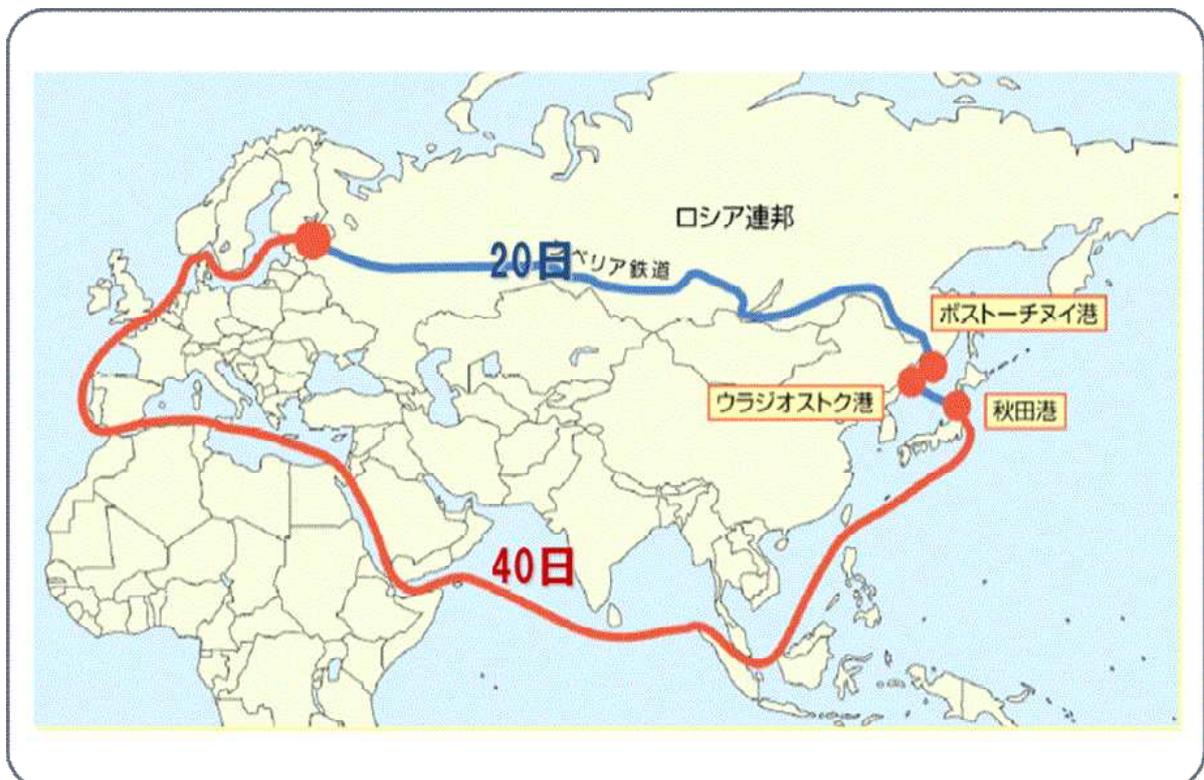
秋田港シーアンドレール構想について

1 秋田港シーアンドレール構想

秋田港に対岸諸国向けの貨物を集約し、海路輸送（Sea）とシベリア鉄道等の輸送手段（Rail）によりヨーロッパに至る一大物流ルートを構築する構想。

本構想は、スエズ運河を経由した日本と欧州との海上輸送ルートの代替輸送ルートとしてのみならず、日本とシベリア鉄道沿線都市、中央アジア諸国との貿易も活発にする重要なルートとして位置付けられる。

秋田港シーアンドレール構想概念図



2 効果

シベリア鉄道等の輸送手段の活用によるリードタイムの縮減
（海上輸送：約40日、陸上輸送：約20日）

（県担当課室名 産業労働部商業貿易課）

Ⅲ－６ 石油製品備蓄の強化について

経済産業省資源エネルギー庁

【提案・要望の内容】

災害対策の観点から、重油やガソリンなど石油製品の備蓄を強化する必要があるため、国が主体となって、日本海側の備蓄拠点として男鹿市船川港周辺地域等における整備を進めること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災では、多くの製油設備が被災して石油製品の供給が困難となり、被災直後における太平洋側の被災地への石油製品の供給に当たっては、秋田港等が陸揚げ拠点となるなど、当県が大きな役割を果たしたところでは。
- (2) こうした経験を踏まえ、災害時でも円滑に石油製品を供給できるよう、広域的な視点から石油製品備蓄の強化が求められており、特に、製油設備がない日本海側における備蓄機能の確保が必要です。
- (3) また、地理的なバランスから、東北地方における日本海側の備蓄拠点は、原油に関する国家石油備蓄基地を有する当県沿岸部の男鹿市船川港周辺地域等に配置することが適切です。
- (4) 現在、国では、民間の石油会社等が所有するタンクを借り上げるとともに、石油タンク等の貯蔵供給設備の導入等に対する補助などにより、石油製品の備蓄を増強する取組を進めていますが、日本海側における石油製品備蓄の空白域をできるだけ早期に解消するためには、国が主体となって、石油製品の備蓄拠点を新たに整備する必要があります。

(県担当課室名 産業労働部資源エネルギー産業課)

IV 攻めの農林水産業の展開への支援

IV－１ 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）への対応について

農林水産省大臣官房

【提案・要望の内容】

- (１) 農林水産業は、地域の基幹産業であり、国土の保全や伝統文化の維持・継承など、多面的な機能を有していることから、将来にわたり持続的に発展していけるよう、農林水産物の需給や価格への影響を抑えるための対策とともに、各分野の競争力強化や経営安定に向けた個別政策、農村社会を維持発展させるための地域政策など、十分な対策を講ずること。
- (２) TPP協定が発効した後においても、我が国の農林水産業に与える影響を注視しながら、必要に応じた対策の拡充や見直しなど機動的に対応すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 食料安全保障や国土保全など農林水産業の重要性を踏まえ、TPPが、我が国の農林水産業に与える影響や国内対策などについて、国会の場において、分かりやすい形で十分に議論した上で、国民に丁寧に説明し、理解を得ていく必要があります。
- (２) その上で、意欲ある農林漁業者が、将来にわたり希望を持って経営に取り組めるよう、TPPの影響を最小限に緩和する対策とともに、攻めの農林水産業の実現に向け、中長期的な視点から、担い手の経営体質や生産基盤の強化、さらには、農村社会の維持等に向けた対策を講ずる必要があります。
- (３) 当県でも、生産現場の意見を踏まえ「秋田県TPP農業関連対策大綱」を策定したところであり、国の経営安定対策等を活用しながら、県独自の対策を含め、当県農業の成長産業化に向けた、各般の施策事業を実施してまいります。

【参考資料】

【食料自給率(H25)】

- ・全 国 39%
- ・秋 田 県 181% [全国 2 位]

【水田面積(H27)】

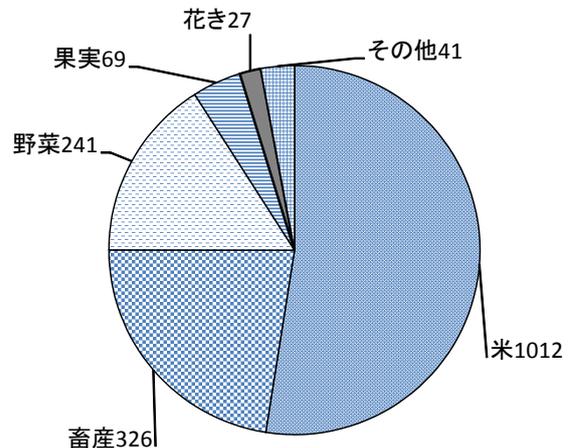
- ・秋 田 県 130,400ha [全国 3 位]

【経営規模5ha以上の農業経営体割合(H27)】

- ・秋 田 県 13.9% [全国 3 位]

【秋田県の農業産出額(H26)】

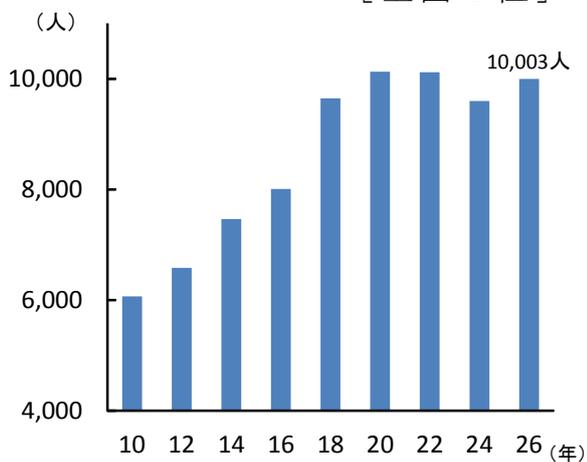
(単位：億円)



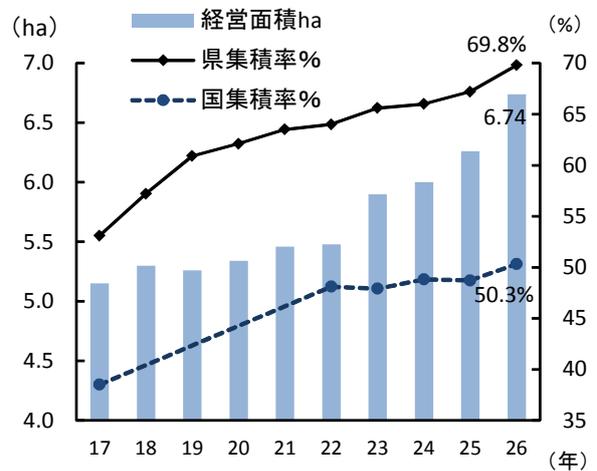
合計1,473億円

【県認定農業者数の推移】

[全国 4 位]



【担い手への農地集積率と一戸当たり県平均経営面積】



(県担当課室名 農林水産部農林政策課)

IV-2 機構集積協力金事業予算の確保について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

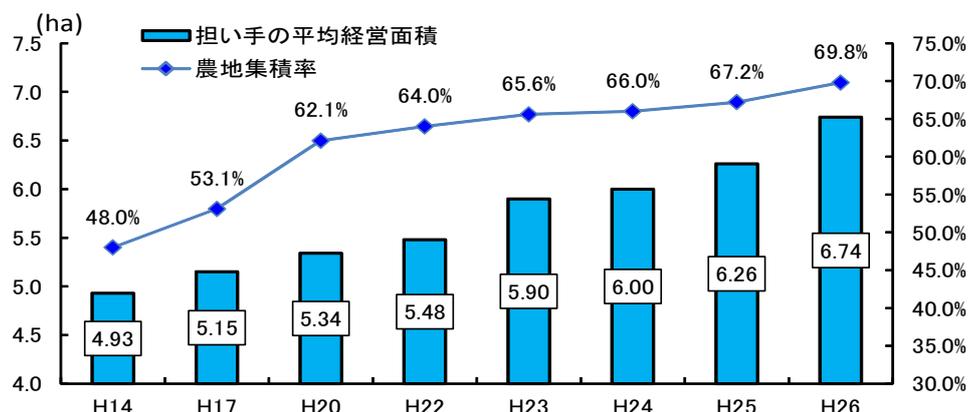
機構集積協力金は、農地中間管理機構を活用し、農地の集積・集約を進める上で極めて有効な制度であることから、地域を挙げた取組が円滑に進むよう、国の責務として十分な予算措置を講じること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、平成35年度までに担い手への農地集積率90%を実現するため、農地中間管理機構を活用した集積・集約を積極的に進めており、これまで、関係機関が一体的に活動する推進チームの設置や、重点推進地区への現地相談員の配置による合意形成活動の展開等により、新規集積面積は全国上位となっています。
- (2) 本年度は、農地集積を更に加速させるため、出し手農家への制度内容の周知や、ほ場整備事業との連携を強化するほか、新たに中山間地域など条件不利地域の実態に即したきめ細やかなマッチング活動に取り組むことにしています。
- (3) しかしながら、平成28年度の機構集積協力金交付事業の予算は、対前年比51%に止まっており、全国的に事業推進への影響が懸念される所です。
- (4) TPP協定の合意を踏まえ、農業の競争力強化が喫緊の課題となっている中で、機構集積協力金は、農地中間管理機構を適切に機能させ、地域を挙げた農地の集積・集約を円滑に進めるための重要な制度でありますので、平成29年度以降においても、国が責任を持って十分な予算を確保することが必要です。

【参考資料】

(1) 当県における農地集積の推移



※ 当県の農地集積目標は、平成29年度74%、平成35年度90%

(2) 中間管理事業の実績

平成26年度		平成27年度	
機構貸付実績 (全国順位)	うち新規集積 (全国順位)	機構貸付 実績	うち新規集積
1,049ha (7位)	722ha (3位)	3,679ha	2,038ha

(3) 平成28年度の新たな取組

中間管理機構を活用した貸付農地面積目標を3,000haに設定し、新たに次の取組を実施

① 出し手（貸付希望者）の掘り起こし

現地説明会や新聞広告等によるPR、現地相談員の増員（H27：8名→H28：さらに10名増員）等による働きかけを強化

② 農地集約化の促進

- 農地の集約化に効果的である基盤整備事業との連携について、PR映像を作成し、モデル地区等へ配布
- 県農業法人協会と協定を締結し、中間管理事業を活用した農地の集約を促進

③ 中山間地域対策の強化

機構内に中山間地域対策に特化したチームを設置し、条件不利地域の実態に即したきめ細やかな対策を実施

(県担当課室名：農林水産部農林政策課)

IV-3 米政策の推進について

農林水産省大臣官房、生産局、経営局、政策統括官

【提案・要望の内容】

- (1) 認定農業者等の担い手が将来に展望を持って営農に取り組めるよう、ナラシ対策の大幅な米価下落に対応できる仕組みへの見直しや、導入が検討されている収入保険制度の実効性の確保など、万全なセーフティネットを構築すること。
- (2) 水田のフル活用と地域の創意工夫による産地づくりが図られるよう、産地交付金を含め、水田活用の直接支払交付金に係る予算を十分に確保すること。
特に、本作化を目指す飼料用米については、農業者が安心して取り組むことができるよう、将来にわたり現行の交付水準を維持すること。
- (3) 老朽化が著しい穀類乾燥調製貯蔵施設等について、耐震性診断や維持・更新計画の策定、施設の長寿命化等に対し支援措置を講ずること。
また、既存施設の改修など、飼料用米の保管・流通施設等の整備への支援を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 行政による生産数量目標の配分廃止後を見据え、認定農業者等の経営安定を図るためのセーフティネットの重要性が増しています。
ナラシ対策については、補てんの対象が標準的収入額の2割までとされていることや、米価が継続的に低下する中では、標準的収入額も年々下がるなどの課題があることから、その仕組みを見直していくことが必要です。
また、導入が検討されている収入保険制度については、対象者の範囲や他制度との調整方法などが明らかにされていませんが、できるだけ多くの農業者が加入できる、実効性のある制度として構築されることが必要です。
- (2) TPP協定や国の農政改革への対応など、水田農業を巡る状況が大きく変わる中、当県では、複合型生産構造への転換と農業所得の確保を図るた

め、今後も需要が見込まれる飼料用米や、大豆・野菜等の戦略作物の更なる拡大を推進しており、そのためには、産地交付金を含めた水田活用の直接支払交付金制度の継続とともに、十分な予算確保が必要です。

特に、飼料用米については、当県における平成27年度の作付面積が前年の約2.5倍（約2,900ヘクタール）に拡大するなど取組が進む一方で、将来の制度継続を不安視する農業者も依然として多く、現行の交付水準の維持が強く求められています。

(3) 当県には、44基の穀類乾燥調製貯蔵施設等が整備され、地域における稲作の基幹施設として稼働してきましたが、このうち4割以上が昭和40～50年代に建設されたもので、老朽化や機能低下が著しいため、施設の改修や更新が喫緊の課題です。

また、飼料用米の流通・保管施設について、倉庫等の既存施設の改修は国庫補助の対象となっておらず、更なる流通コストの低減を図るためには、こうした施設も対象とすることが必要です。

【参考資料】

1 平成27年産におけるナラシ対策(米)の申請状況

	申請件数 (件)			申請面積 (ha)		
	ナラシ対策 ①	米の直接支払交付金 ②	①/② (%)	ナラシ対策 ③	米の直接支払交付金 ④	③/④ (%)
全 国	100,924	841,243	12.0	550,037	1,050,852	52.3
当 県	8,737	32,128	27.2	44,441	66,546	66.8

2 当県におけるカントリーエレベーター(CE)の設置状況 (単位：基)

設置時期	S41～50	S51～63	H元～10	H11～20	H21～	計
設置基数	15	5	17	3	4	44
うち35年経過※	12	0				12

※全体のうち、35年(鉄筋コンクリート造サイロの耐用年数)を超えて増強等が行われていないもの

3 飼料用米専用施設整備への県独自の支援状況 (計画を含む)

事業名：飼料用米総合対策事業 (うち保管・流通体制整備事業)

補助率：1/3以内 (上限2,000万円)

平成26年度	あきた北央農協： 既存の乾燥調製施設への乾燥機設置 4基
平成27年度	かづの農協、あきた北農協、鷹巣町農協、北日本物産(株) ： 既存倉庫の改修、簡易保管庫の整備
平成28年度	既存倉庫の改修等 3箇所

(県担当課室名 農林水産部水田総合利用課)

IV-4 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の融資枠について

農林水産省経営局

【提案・要望の内容】

農業経営改善促進資金（スーパーS資金）の借入希望が増加傾向にある中で、十分な資金供給が図られるよう、融資枠の拡充を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) スーパーS資金は、認定農業者のための短期運転資金として、当県ではJAが中心となって貸付を行っていますが、近年はJA以外の融資機関においても貸付を拡大しています。
- (2) また、当県が整備を進めている大規模園芸団地（園芸メガ団地）や大規模畜産団地において、本資金の活用を予定しているほか、経営強化の方策として、融資機関が本資金の継続的な活用を予定しているなど、年々需要が高まってきております。
- (3) しかしながら、平成28年度の国からの貸付目標額の配分内示については、当県の要望額より大幅に下回っており、当県の融資枠を減額せざるを得ない状況となっております。
平成29年度においても、これまで以上に資金需要が見込まれることから、引き続き融資枠の確保が必要です。

【参考資料】

(単位：千円)

	26年度	27年度	28年度
貸付目標額	699,000	747,000	522,000
の配分内示	(699,000)	(820,000)	(699,000)
うち県預託額	116,500	124,500	87,000
	(116,500)	(136,667)	(116,500)

()は国への協議時の要望金額
(県担当課室名 農林水産部農業経済課)

IV－5 畜産・酪農の競争力向上対策予算の確保について

農林水産省生産局

【提案・要望の内容】

畜産・酪農の競争力向上対策である畜産クラスター事業（畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業）について、十分な予算を確保すること。

また、畜産クラスター事業において畜舎等の施設を整備する際の補助対象上限単価を、積雪寒冷地の実情に即したのものに見直すこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 畜産は、飼料用米の利用や堆肥の還元など、水田農業との共存が可能であり、当県農業の課題である収益性の高い複合型生産構造への転換を進める上で最も期待される作目であることから、T P P 協定大筋合意を踏まえ、畜産・酪農における生産基盤を強化し、国際競争力の強化を図る必要があります。
- (2) このため、当県では平成26年10月にデビューした県産牛ブランド「秋田牛」をはじめとする畜産振興を重点施策に据え、畜産クラスター事業の活用により、秋田牛ブランドの強化に向けた大規模肉用牛団地等の施設整備に加え、養豚・養鶏の規模拡大に必要な施設整備・機械導入を地域ぐるみで計画しています。
- (3) こうした生産拡大に向けた意欲的な取組を、収益性の向上や競争力の強化に結び付けることができるよう、平成28年度第2回配分を含め、畜産クラスター事業の十分な予算確保が必要です。
- (4) 加えて、施設整備事業における畜舎等の補助対象上限単価については、各地域の実情に配慮した特認事業費が設定されているものの、当県のような積雪寒冷地における工事単価とは大きく乖離したものとなっていることから、生産者負担の軽減となるよう見直しが必要です。

【参考資料1】施設整備事業

(1) 平成29年度事業構想概要

(単位：百万円)

市町村	クラスター協議会	取組主体	事業費			補助金		
				H29	H30		H29	H30
横手市	十文字・湯沢地域ニュー ースワイン畜産クラ スター協議会	(有)丹尾農場 (養豚)	95	95	0	44	44	0
		(有)細川農興 (養豚)	216	216	0	100	100	0
秋田市	河辺たまごの郷畜産 クラスター協議会	(有)瀧田養鶏 (採卵鶏)	442	54	388	205	25	180
合計			753	365	388	349	169	180

(2) 平成28年度第2回配分要望内容

(単位：百万円)

市町村	クラスター協議会	取組主体	事業費			補助金		
				H28	H29		H28	H29
大仙市	大曲北部地域畜産ク ラスター協議会	(株)伊藤ファーム (養豚)	304	137	167	141	64	77
秋田市	河辺たまごの郷畜産 クラスター協議会	(株)中条たまご秋 田農場(採卵鶏)	422	422	0	195	195	0
合計			726	559	167	336	259	77

(3) 平成28年度第1回配分状況

(単位：百万円)

クラスター協議会及び取組主体	事業費			補助金		
		H28	H29		H28	H29
県内4協議会(肉用牛肥育1・養豚1・採卵鶏2)	2,508	1,923	585	1,142	876	266

【参考資料2】機械導入事業

平成28年度要望・配分状況

(単位：百万円)

	第1回要望			第1回配分			第2回要望		
	事業費	補助金 要望額A	要望 台数	補助金 内示額B	内示率 B/A	内示 台数	事業費	補助金 要望額	要望 台数
県内9協議会	378	175	96	103	59%	48	155	72	45

【参考資料3】補助対象上限の概要

	畜産クラスター事業(施設整備事業)		秋田県内での実情 (平成26年度事例)
	基準事業費	特認事業費	
肉用牛舎	2.4千円/m ²	3.1千円/m ²	6.7千円/m ²
堆肥舎500m ² 以上	3.1千円/m ²	4.0千円/m ²	7.1千円/m ²

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

IV－6 畜産環境総合整備事業予算の確保について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

畜産環境総合整備事業は、農山漁村地域整備交付金で実施されているが、年度によって事業要望に偏りがあることから、事業が集中する年度においては当該交付金を重点配分するか、現行の交付金から補助事業に制度を見直した上で、計画的に事業を推進できるよう十分な予算を措置すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、畜産農家の規模拡大等により、環境問題の発生が懸念されており、家畜排せつ物処理施設等の速やかな整備が必要となっています。
一方、耕種農家からは、米や野菜づくりに不可欠な良質堆肥の供給が求められています。
- (2) 家畜排せつ物処理施設の整備について、当県では、肉用牛の生産拡大が進む「仙北地区」で今年度着工することにしており、大規模な種豚生産施設の整備が計画されている「大仙西部地区」で来年度着工を予定しています。
- (3) しかし、畜産環境総合整備事業は、平成21年度まで補助事業であったものが、現在は農山漁村地域整備交付金で実施されているため、大規模な家畜排せつ物処理施設を整備する年度は事業費が突出し、同交付金により実施する他事業との調整が困難な状況です。
- (4) 当県では、整備内容を精査し、事業費の圧縮や複数年度にわたる実施などにより、事業費の平準化に努めておりますが、早期の施設整備により環境問題の発生を未然に防止するためには、計画的に事業を推進できるよう十分な予算確保が必要です。

【参考資料1】畜産環境総合整備事業 年度別事業計画（平成28年度～30年度）

単位：千円

地区名	事業内容	事業費	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			実施内容	事業費	実施内容	事業費	実施内容	事業費
仙北地区	家畜排せつ物処理施設 ・用地造成 1式 ・堆肥化施設 1棟 ・脱臭施設 1棟 ・運搬機械 1式 【処理能力等】 (肉用牛 850頭) ・ふん処理量 6,200t/年 ・堆肥生産量 4,021t/年	480,000	・用地造成 ・堆肥化設備製作	135,000	・堆肥化施設 ・脱臭施設 ・運搬機械	345,000		
		うち国費 240,000		うち国費 67,500		うち国費 172,500		
大仙西部地区	事業実施計画策定 策定主体：県	4,000	・計画策定	4,000				
		うち国費 2,000		うち国費 2,000				
大仙西部地区	家畜排せつ物処理施設 ・堆肥化施設 1棟 ・尿処理施設 1棟 ・脱臭施設 1棟 ・堆肥保管庫 1棟 ・運搬機械 1式 【処理能力等】 (母豚1,000頭 常時9,000頭) ・ふん処理量 5,500t/年 ・堆肥生産量 3,200t/年	600,000			・堆肥化施設 ・尿処理施設 ・脱臭施設	570,000	・堆肥保管庫 ・運搬機械	30,000
		うち国費 300,000				うち国費 285,000		うち国費 15,000
計		1,084,000		139,000		915,000		30,000
		うち国費 542,000		うち国費 69,500		うち国費 457,500		うち国費 15,000

【参考資料2】畜産環境総合整備事業等の推移

区分	平成21年度まで	平成22年度予算	平成23～24年度当初予算	平成24年度補正予算以降
補助事業	農業農村整備事業 草地畜産基盤整備事業 畜産担い手育成総合整備事業 畜産環境総合整備事業	農業農村整備事業 草地畜産基盤整備事業	農業農村整備事業 戸別所得補償実施円滑基盤整備事業 [草地畜産基盤整備事業]	農業農村整備事業 農業競争力強化基盤整備事業 [草地畜産基盤整備事業]
交付金		農山漁村地域整備交付金 農業農村整備 畜産基盤整備 [草地畜産基盤整備事業] 畜産環境総合整備事業 水産基盤整備 森林基盤整備	農山漁村地域整備交付金 農業農村整備 畜産基盤整備 [草地畜産基盤整備事業] 水産基盤整備 森林基盤整備	農山漁村地域整備交付金 農業農村整備 畜産基盤整備 [草地畜産基盤整備事業] 畜産環境総合整備事業 水産基盤整備 森林基盤整備
			地域自主戦略交付金 農業農村整備 畜産基盤整備 [草地畜産基盤整備事業] 畜産環境総合整備事業 水産基盤整備 森林基盤整備	

(県担当課室名 農林水産部畜産振興課)

IV-7 農用地土壌汚染対策の充実について

総務省自治財政局
環境省水・大気環境局
農林水産省消費・安全局、生産局
農村振興局、政策統括官、技術会議

【提案・要望の内容】

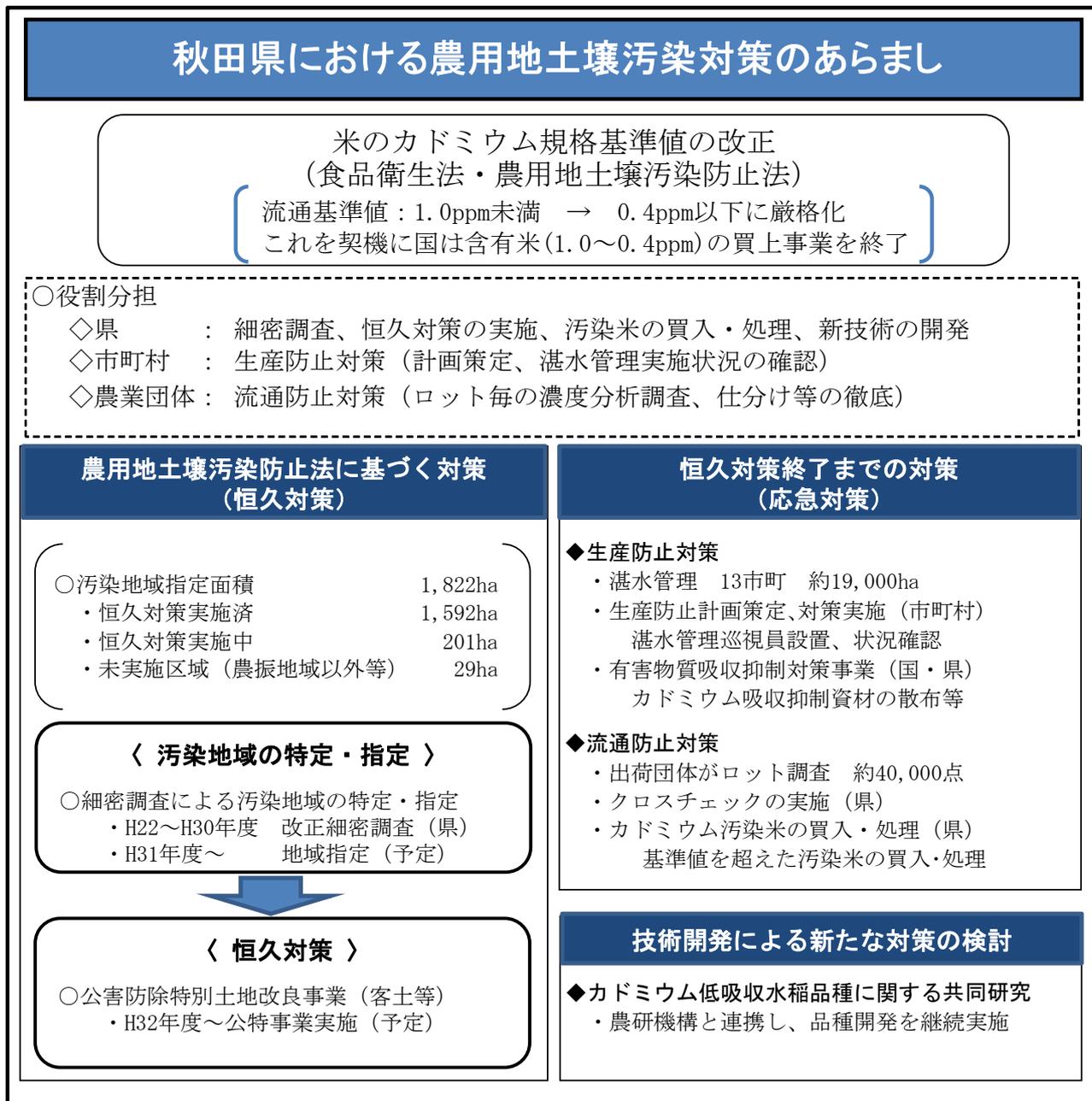
- (1) 国のカドミウム含有米買上事業の終了を受け、国に代わり、県が汚染米の買入・処理を行っていることから、地方財政措置を継続すること。
- (2) 農用地土壌汚染防止法施行令の改正により、今後、指定地域の拡大が見込まれることから、客土等の恒久対策工事の予算を十分に確保すること。
- (3) 水稻のカドミウム低吸収品種の育成については、国（国立研究開発法人）と各県との共同研究が進み、実用化の目処も付きつつあることから、デビューに当たっては従来品種に影響が出ないよう実需者・消費者の理解が得られるよう十分な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、鉱山に起因するカドミウム汚染農用地を多く抱えており、客土等の恒久対策、水管理等の吸収抑制対策、出荷前のロット調査等の流通防止対策など様々な対策を講じて、カドミウム汚染米の生産・流通防止に努めています。
- (2) 食品衛生法規格基準の改正に伴い、それまで国の責任で行っていたカドミウム含有米買上事業が終了したことから、農家の経営安定と安全・安心な米の供給のため、やむを得ず、国に代わり県が汚染米の買入・処理を行っています。
- (3) 現在、公害防除特別土地改良事業を実施中ですが、農用地土壌汚染防止法に基づく対策地域の追加指定が予想されています。

- (4) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構が開発したカドミウム低吸収コシヒカリを活用した品種開発が全国的に進められており、こうした低吸収品種が普及することにより、コメにおけるカドミウム問題が解決に向けて一気に進展することが期待されます。

【参考資料】



(県担当課室名 農林水産部 水田総合利用課)

IV－8 農業農村整備事業予算の確保について

農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

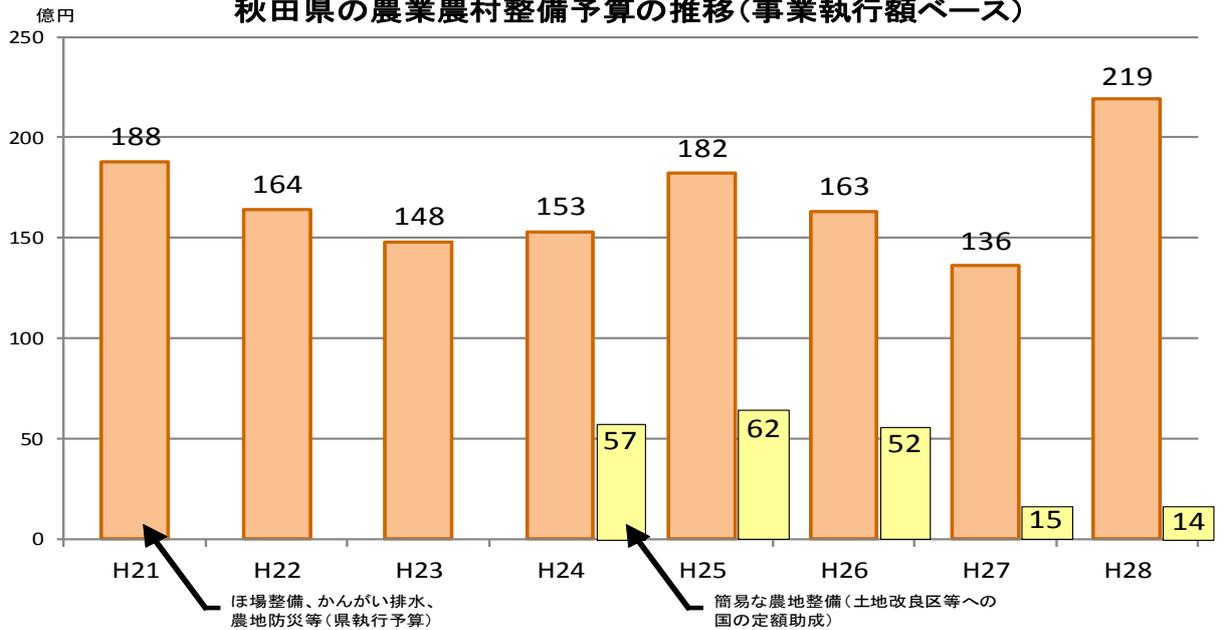
農地・農業水利施設を整備・保全する「農業農村整備事業」は、当県農業の生産コストの縮減や複合型生産構造への転換を図るとともに、農業用水の安定供給、農村地域の安全・安心を確保する上で極めて重要な施策であるため、今後とも、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 水田の大区画化や畑地化等の農地の整備は、生産コストの縮減、複合型生産構造への転換など、当県農業の競争力を強化していく上で極めて重要な施策です。
当県においては、T P Pの影響が懸念される中、園芸作物の産地づくりや地域の特長を活かした6次産業化の推進など、農業収益力の向上を目指す意欲ある農業者が農地整備の実施・加速を強く求めています。
- (2) また、ダム、頭首工、ため池、用排水路等の農業水利施設は、老朽化が進行しているとともに、自然災害が激甚化・頻発化しているため、長寿命化や防災・減災のための補修・更新等を計画的かつ効率的に実施し、農業用水の安定供給と農村地域の安全・安心を確保する必要があります。
- (3) さらに、基幹的な農業水利施設を補修・更新する国営かんがい排水事業については、実施中の「田沢二期地区」「横手西部地区」「旭川地区」を着実に推進するとともに、調査中の「八郎潟地区」は、地元要望を十分勘案して計画を策定し、着工・推進する必要があります。

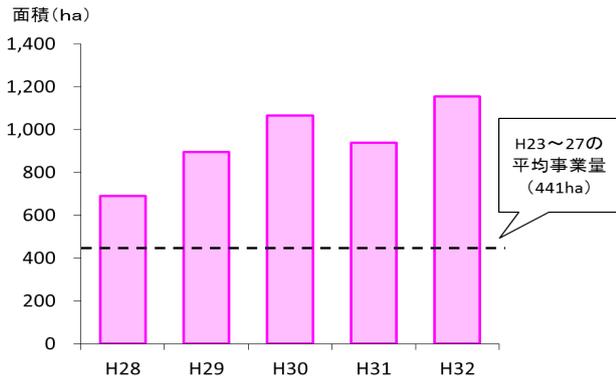
【参考資料】

秋田県の農業農村整備予算の推移(事業執行額ベース)



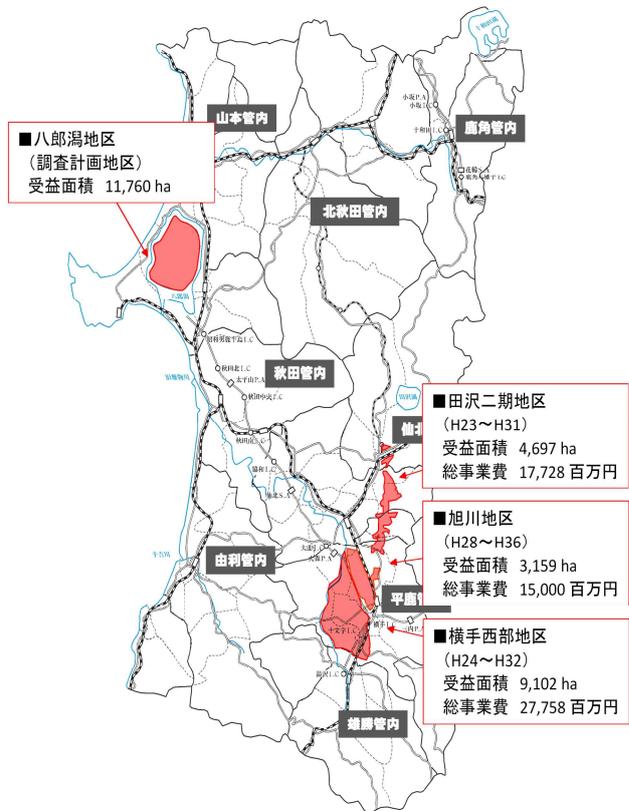
※「H28」は平成27年度1月補正、28年度当初、28年度6月補正の合計

【ほ場整備の要望面積】

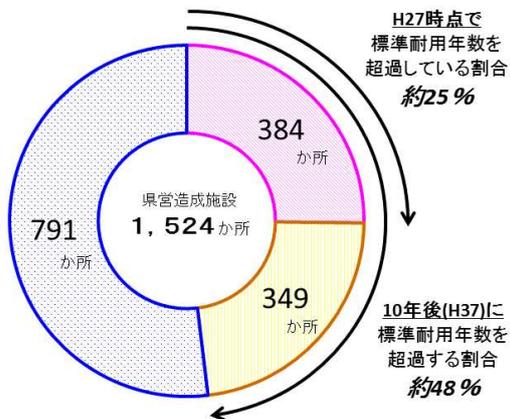


注：平成27年度農業農村整備事業管理計画(市町村策定)による。

【国営かんがい排水事業位置図】



【県営造成施設の標準耐用年数超過状況】



(県担当課室名 農林水産部農地整備課)

IV-9 「日本型直接支払制度」の一体的な推進について

農林水産省生産局、農村振興局

【提案・要望の内容】

- (1) 中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金など、関係する5つの交付金の一本化を図ること。
- (2) 協定活動期間等について、活動組織の状況に応じて柔軟に対応できるよう、農業者等が取り組みやすい制度とすること。
- (3) 日本型直接支払制度の交付金については、推進活動に伴う事務経費を含め、安定的な予算確保を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 農業県である当県において、貴重な財産である農地の有効利用や良好な環境の維持・継承のためには、農村現場において「日本型直接支払制度」を持続的に活用することが重要です。
- (2) 一方、過疎化、高齢化が進行している当県では、現在、役員の成り手不足等により継続を断念する活動組織が現れてきており、今後更に増加することが懸念されることから、農業者等が取り組みやすい状況変化に柔軟に対応できる制度にする必要があります。
- (3) 具体的には、(i)農地や水路等の保全活動を基本部分とし、(ii)中山間地域等の条件不利地の格差是正、地域住民による農業の多面的機能を活かした共同活動、水路等の長寿命化、生態系等の環境保全への配慮を加算部分とするなど、関連する5つの交付金を一本化することが有効と考えられます。
- (4) また、高齢化が著しく進行している中で、農業を取り巻く情勢が目まぐるしく変化している状況下においては、5年間という活動期間では新規の取組への躊躇や継続への不安が生じることから、活動組織の状況に応じて協定期間を設定できるようにするなど、取り組みやすい制度にすることが有効と考えられます。

- (5) 農業・農村が有する国土の保全や良好な景観の形成、文化の伝承等といった多面的機能は、その維持・発揮により国民に多くの恵沢をもたらすことから、推進活動に伴う事務経費を含め、必要額を安定的に予算確保する必要があります。

【参考資料】

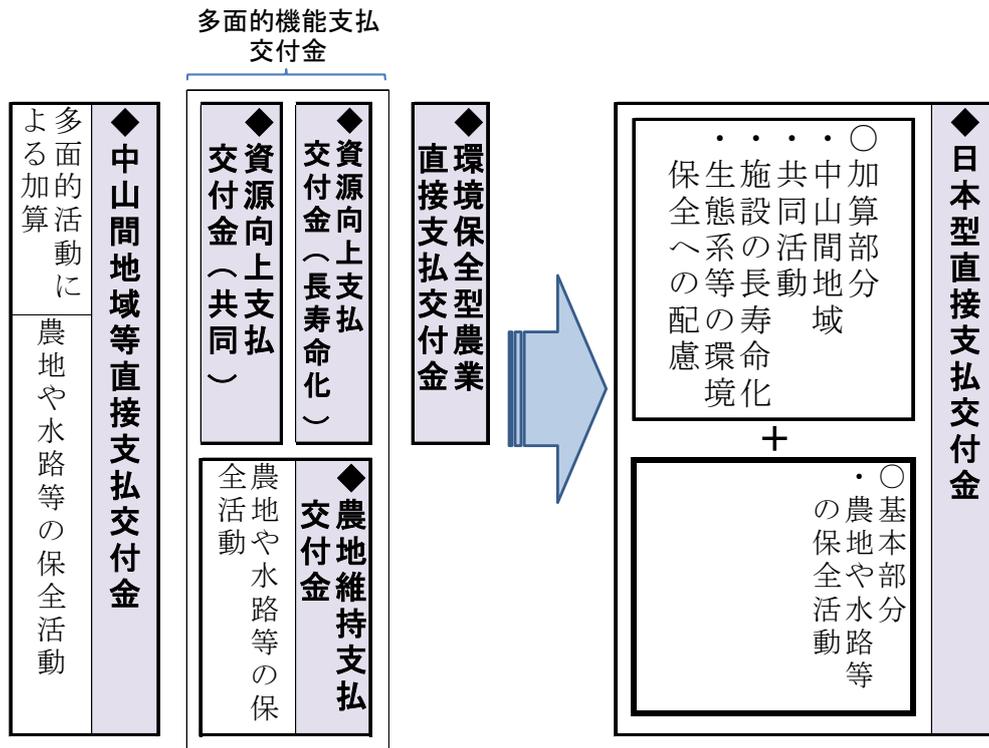
1 交付金の一本化案について

【現行】

・それぞれの交付金が独立

【一本化案】

・日本型直接支払交付金として一本化



2 当県の日本型直接支払制度の平成28年度実施計画について

(単位：ha、百万円)

	中山間地域等 直接支払	多面的機能 支払	左記計	環境保全型 農業直接支払
実施市町村数	22	25	25(全市町村)	17
実施計画面積	10,400	97,300	107,700*	1,503
交付額 (上段：事業費)	1,129	4,778	5,907	109
(下段：国費)	567	2,432	2,999	54
摘要	※カバー率 = (中山間地域等 + 多面的機能) / 耕地面積 = 107,700 / 150,100 = 72%			

(県担当課室名 農林水産部農山村振興課、水田総合利用課)

IV-10 水産業競争力強化緊急事業の予算確保について (新規)

農林水産省水産庁

【提案・要望の内容】

浜の活力再生広域プランの目標達成に向けて、水産業競争力強化緊急事業を計画的に推進するため、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県内全域の漁業関係者で組織する秋田県広域水産業再生委員会において、「浜の活力再生広域プラン」を平成27年度末に策定したところであり、本年度から、地域連携による浜の機能再編や中核的担い手の育成に取り組むことにしています。
- (2) また、つくり育てる漁業の核となる県水産振興センター栽培漁業施設等を水産業競争力強化緊急事業により整備することにしており、本プランの早期実現に向けて計画的に事業を推進する必要があります。

【参考資料】

【水産振興センターの栽培漁業施設完成CG】



【広域浜プランの施設整備計画】

施設名 (実施主体)	H28	H29	H30
水産振興センター 栽培漁業施設 (県)	○	○	○
アワビ種苗生産施設 (県栽培漁業協会)			○
鮮度保持等施設 (県漁業協同組合)		○	
つき磯、活魚施設 (潟上市)	○	○	

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV－1 1 水産基盤整備事業の予算確保について（新規）

農林水産省水産庁

【提案・要望の内容】

漁港・漁場等の生産基盤を計画的に整備する「水産基盤整備事業」は、当県漁業の振興を図る上で極めて重要な施策であるため、必要な予算を安定的に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 漁港の長寿命化や防災機能の強化、水産生物の良好な生息環境の確保を図るためには、漁港・漁場等の水産生産基盤の整備を計画的に推進していくことが重要です。
- (2) 当県では、これまで水産基盤整備事業を計画的に実施してきたところですが、平成28年度当初予算において国庫補助金の当県への配分が大幅に減額となり、予定していた工事の一部を後年度に先送りせざるを得ない状況にあります。
- (3) このため、平成28年度に補正予算が編成される場合には、水産基盤整備事業の予算を追加計上するとともに、平成29年度以降についても、計画的に事業を推進することができるよう、必要な予算を確保することを要望するものです。

(県担当課室名 農林水産部水産漁港課)

IV－１２ 林業の成長産業化を実現する森林整備の促進と木材需要拡大施策の充実について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (１) 地域材の安定供給、需要拡大等を総合的に進めるため、ＴＰＰ協定の影響も踏まえつつ、川上から川下までの総合的な対策が継続できるよう、平成２９年度以降も「次世代林業基盤づくり交付金」及び「合板・製材生産性強化対策事業」の予算を十分に確保すること。
- (２) 国産材自給率５０％の低炭素社会の実現のため、「公共建築物等木材利用促進法」に基づき、公共木造建築物等の整備予算を十分確保し、支援策を拡充すること。
- (３) 森林整備の計画的な推進のため、造林公共予算を十分に確保するとともに、森林所有者や地方負担の軽減を図る制度を拡充すること。
特に、再造林に対しては、山地災害防止や資源循環利用の観点から、定額補助制度の創設など早期に対策を講ずること。
- (４) 森林吸収源対策を着実に推進し、地方が地球温暖化対策を実施するための新たな制度として、新税（国税版森林環境税（仮称））を早急に創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 当県のスギ人工林は全国一の資源量を誇り、本格的に伐採・活用する時期を迎えていることから、森林資源の循環利用を図りつつ、県産材の需要を拡大し、林業・木材産業を成長産業化していくことが重要な課題となっています。
当県では、本年４月施行の「秋田県木材利用促進条例」を始め、「ウッドファーストあきた」の推進、県内外に向けた県産材の需要拡大などの取組を行っており、川上から川下まで地域の実情に即した事業が引き続き実施されることが必要です。

(2) 当県では木材利用促進法の施行後、福祉施設等の木造建設件数が増加しており、民間事業者による木造化・木質化への支援要望も多く寄せられているため、十分な予算枠を確保する必要があります。

(3) 資源の循環利用を含め、森林の多面的機能を発揮させるためには「伐ったら植える」というサイクルが必要です。

当県では、県単独事業として皆伐・再造林を一貫施行するシステムをモデル的に実施していますが、県内に波及させるためには、更なる行政の支援が必要となっています。

(4) 昨年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）により、2020（平成32）年以降の地球温暖化対策の枠組みが定められた「パリ協定」が採択され、日本の新しい温室効果ガス削減目標値として、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で26.0%減とし、このうちの森林吸収源で2.0%確保することにしています。これを達成するためには、間伐等の森林整備を積極的に推進する必要があります。

森林整備の推進により、地球温暖化防止のほか国土の保全等の公益的機能の発揮や木材生産、雇用の創出など地方創生に大きくつながることから、安定した財源を十分に確保する必要があります。

【参考資料】

○森林整備加速化・林業再生事業による林業・木材産業への主な効果

(H20との比較)

・ 素材生産量	83万 m ³ (H20)	→	124万 m ³ (H27)	(49%増)
・ 製材品及び合板出荷量	64万 m ³ (H20)	→	92万 m ³ (H26)	(46%増)
・ 林業産出額（木材生産）	78億円 (H20)	→	127億円 (H26)	(63%増)
・ 新規林業雇用労働者	101人 (H20)	→	141人 (H27)	(40%増)

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV－13 林業公社の公庫債務の繰上償還について

総務省自治財政局
農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 林業公社の経営を圧迫している国の制度融資である日本政策金融公庫資金の利息負担を軽減するため、任意繰上償還の受け入れや低利借り換え制度及び利子助成制度の創設などの措置を講ずること。
- (2) 県から林業公社への支援に対する特別交付税措置について、算入率の更なる拡充を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の林業公社は、国の拡大造林政策による分収林特別措置法に基づき、森林整備を実施していることに加え、近年は、間伐を積極的に進めるなどの分収林地の適正管理の実施により、国土保全や水源かん養、地球温暖化の防止など、森林の有する公益的機能の発揮に大きく寄与しています。
- (2) しかしながら、日本政策金融公庫からの借入金に大きく依存してきた当県の林業公社は、林業の採算性の悪化などにより、結果として多額の累積債務を抱え、極めて厳しい経営状況となっています。
- (3) 当県では、林業公社への無利子貸付や職員派遣等を通じて、一層の経営改善に向けた支援に努めていますが、林業公社の自助努力や県による支援だけでは抜本的な改善が困難な状況となっています。

(県担当課室名 農林水産部林業木材産業課)

IV－14 森林整備地域活動支援交付金の継続実施要望について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

森林施業の集約化や低コスト生産のベースとなる森林経営計画の策定は、今後とも県内一円で取り組む必要があるため、本交付金について、平成29年度以降も継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県の平成27年度の森林経営計画の策定率は41%で、平成32年度における国の施策目標80%に達しない状況にあることから、地域の林業関係者等からは、更なる森林経営計画の策定に向け、引き続き交付金を活用した取組が必要との強い要望があります。
- (2) 平成24年度から始まった森林経営計画制度は、5年後の平成29年度に更新の時期を迎え、その対象面積は、本県の私有林面積の4分の1にあたる膨大な規模となることから、新規の森林経営計画の策定に加え、更新時においても交付金の活用ができる仕組みにする必要があります。

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

IV－15 森林保全対策の充実強化について

農林水産省林野庁

【提案・要望の内容】

- (1) 集中豪雨による山地災害から生命・財産を保全する治山事業を確実に推進するため、予算を十分に確保すること。
- (2) 松くい虫及びナラ枯れ被害の拡大防止のため、森林病虫害等防除事業及び次世代林業基盤づくり交付金の予算を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年頻発している集中豪雨や台風等による被害を軽減するため、緊急に復旧整備を要する箇所について、早期に事業着手し、山地災害の防止を図ることにしています。
- (2) 特に、「森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数」を、平成26年度から平成30年度までの5か年間で、1,017集落から1,507集落まで増加させることにしています。
- (3) しかしながら、近年の治山事業の予算事情等から計画的な事業着手が困難となっており、更なる予算確保が必要です。
- (4) 一方、松くい虫被害について、海岸等の保全マツ林を中心として、徹底駆除や薬剤散布等による防除に取り組んでいますが、特に、県北部の被害先端地域にあっては依然として高い水準で被害が発生しており、被害の早期発見及び駆除による徹底した防除の継続が必要です。
- (5) また、ナラ枯れについては、県内11市町村で被害が発生しており、国定公園や世界自然遺産地域の白神山地周辺部にも被害が拡大しています。
- (6) 当県では、独自に定めた守るべきナラ林で被害木の駆除や樹幹注入による防除を実施していますが、被害地域が拡大していることから、更なる防除対策が必要です。

【参考資料】

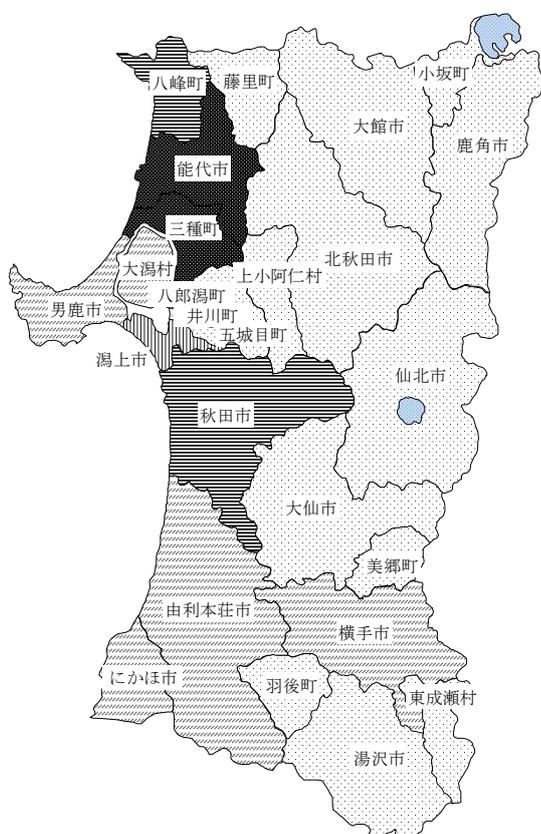
1 森林の山地災害防止機能が適切に発揮された集落数* (単位：集落)

項目	H25末	H26	H27	H28(見込み)	H29	H30
計画	1,017	1,115	1,213	1,311	1,409	1,507
実績	1,017	1,035	1,049	1,064		
進捗率	—	69%	70%	71%		

※ 全県4,398集落のうち、山地災害の恐れがある集落の数であり、複数の人家や公共施設が保全対象とされているもの。

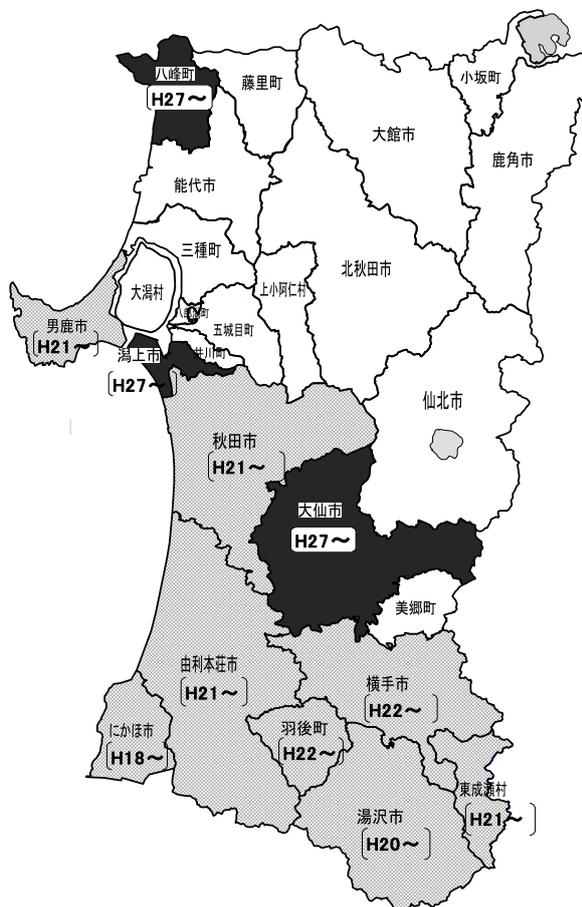
2 森林病虫害発生状況(H27)

①松くい虫



凡	例
■	3,000m以上
▨	1,001~3,000m
▩	501~1,000m
▧	100~500m
▦	0~100m

②ナラ枯れ



凡	例
■	H27年度被害市町村
▨	被害市町村 (発生年度)

(県担当課室名 農林水産部森林整備課)

V 観光・文化の振興

V-1 県・市連携文化施設整備への支援について

①社会資本総合整備事業「暮らし・にぎわい再生事業」の拡充

国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

県民の文化芸術活動の活発化はもとより、コンベンション等の開催により交流人口を拡大し、まちの賑わい創出を図るため、県・市連携文化施設を秋田市の中心市街地に整備することにしており、平成28年度に中心市街地活性化基本計画の認定を経て、平成29年度には社会資本総合整備事業「暮らし・にぎわい再生事業」を活用したいと考えていることから、事業の継続とともに大幅な予算の拡充を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県民会館は、築後54年が経過し老朽化しているほか、舞台面積や楽屋の不足等により実演芸術やコンサートが開催できない場合があるなど、鑑賞者や出演者のニーズに十分対応できない施設になっています。
- (2) 秋田市文化会館も築後36年が経過し、老朽化の進行と併せ、耐震補強や給排水設備の更新など大規模な改修が必要な状況にあります。
- (3) 今後、県、市が直面する人口減少や財政を取り巻く状況を考えた場合、県、市が共同で施設の整備を進め、一体的に運営することにより、効率的・効果的な事業の推進が可能となるほか、こうした取組は行財政改革の観点からも有用です。
- (4) 県・市連携文化施設の整備により、県民の鑑賞機会の拡大や文化活動の活発化のほか、3,000人規模のコンベンションを開催できる機能を付加することで、交流人口の拡大や秋田市の中心市街地の賑わいの創出にも貢献する施設を目指しています。

<スケジュール>

平成28年度	「秋田市中心市街地活性化基本計画」認定
平成29年度～	調査・設計（「暮らし・にぎわい再生事業」）
平成31年度～	建設工事着手（「暮らし・にぎわい再生事業」）

V-2 県・市連携文化施設整備への支援について

②公共施設最適化事業債の拡充

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

県民会館と秋田市文化会館を集約した文化施設を県、市が共同で整備するとともに、運営管理も一体的に行うことにしており、平成28年度には具体的な施設機能や施設配置案などからなる整備計画を策定し、平成29年度には設計に着手する予定であるが、「公共施設最適化事業債」の期間が平成29年度までの3年間とされているため、期間の延長と地方債計画計上額の大幅な増額を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 公共施設の老朽化や人口減少・少子高齢化等の現状を踏まえ、公共施設の集約化・複合化等による施設の再編を進めていくこととし、平成26年度より検討を重ね、昨年度「秋田県公共施設等総合管理計画」を策定しました。
- (2) 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化、複合化を実施する場合、事業費の90%まで充当できる「公共施設最適化事業債」が創設されました。
 - ・期間 平成27年度から3年間
 - ・交付税算入率 50%
 - ・平成28年度計画額 1,130億円
- (3) 県、市が共同で文化施設を整備するため、今年度「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備計画」を策定し、その財源に「公共施設最適化事業債」を活用したいと考えています。
- (4) 本事業は、人口減少社会において、老朽化が進む公共施設の再編を進めていく上で、自治体の枠を超えた先進的な取組となるものです。
- (5) 本事業を「秋田県公共施設等総合管理計画」に位置付けるとともに、本年度、施設の機能や配置案、整備スケジュールなどの具体的な検討を行い、29年度に設計業務を、31年度には建設工事の着手を目指しています。

<スケジュール>

平成28年度	県・市連携文化施設整備計画の策定
平成29年度	調査・設計（「公共施設最適化事業債」）
平成31年度	建設工事着手（「公共施設最適化事業債」）

県・市連携文化施設の整備

【県民会館】

- 設置者 秋田県 ○ 延床面積 9,240㎡
- 座席数 大ホール 1,839席
- 平成27年度 入場者数 177,358人
施設稼働率 66.5%
- 主な課題
築後54年を経過し、施設・設備の老朽化等に伴い、鑑賞者や施設利用者の多様化・高度化するニーズに機能が十分対応できていない状況

【秋田市文化会館】

- 設置者 秋田市 ○ 延床面積 14,284㎡
- 大ホール 1,188席
- 平成27年度 入場者数 92,405人
施設稼働率 63.9%
- 主な課題
築後36年を経過し、調光等の舞台関係のほか、空調、給排水等が耐用年数を経過し、大規模改修を要するほか、耐震補強も必要

県・市連携文化施設

(延床面積：22,500㎡)

文化創造の機能

発表・鑑賞機能

コンベンション機能

文化情報の提供・発信機能

にぎわい創出機能

高機能型ホール（2,000席）

舞台芸術型ホール（800席）

秋田の文化力を高め、文化の力で地域を元気にしていく



(県担当課室名 文化振興課・建築住宅課)

V-2 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた推薦について（新規）

文部科学省文化庁

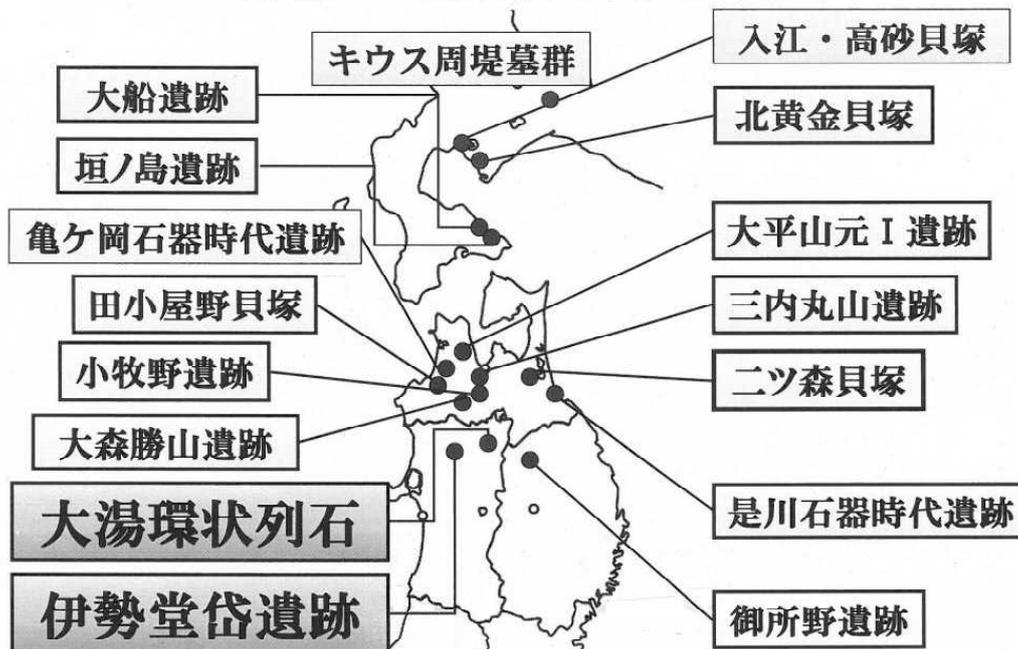
【提案・要望の内容】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」を、文化審議会において、平成28年度のユネスコ推薦候補に決定すること。また、そのために文化庁長官を始め文化庁幹部による現地視察をすること。
- (2) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けて、資産周辺の環境整備についても助成するなどの支援をすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」は当県を始め北海道、青森県、岩手県に所在する、縄文時代を代表する遺跡から構成され、当県の特別史跡大湯環状列石と史跡伊勢堂岱遺跡が含まれています。
「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、世界遺産委員会での早期の審議・登録実現を目指していますが、国からの推薦が限られているため推薦を見送られる状況が続いています。
- (2) 4道県では、世界遺産登録に向けて、個別資産の抱えている諸課題の解決を図るため、検討を進めています。
当県では、大湯環状列石の資産内を通る県道の移設について検討しているほか、伊勢堂岱遺跡の資産周辺の道路整備に取り組んでいます。

北海道・北東北の縄文遺跡群



▲ 秋田県の2遺跡の概要

特別史跡 大湯環状列石（鹿角市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径45m以上の万座・野中堂の二つの環状列石を主体とする我が国を代表する遺跡で、200年以上にわたって作り続けられた。環状列石は、先祖を祀る墓の集合体であり、自然に対して畏敬の念を表す儀式も行われていたと考えられる。



史跡 伊勢堂岱遺跡（北秋田市）

縄文時代後期前半の大規模記念物である。直径30m以上の四つの環状列石を主体とし、大規模な祭祀の場と考えられる。環状列石の石組には、他の環状列石と同様のものもあり、北海道・北東北地域での交流の姿を示している。



（県担当課室名 教育庁生涯学習課文化財保護室）

V-3 訪日外国人旅行者の誘客促進に向けた支援の拡充について（新規）

復興庁
国土交通省観光庁

【提案・要望の内容】

東北地方における訪日外国人旅行者の誘客促進を更に加速させるため、本年度より創設された「東北観光復興対策交付金」を当分の間継続させるとともに、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」を始めとする関連予算の更なる拡充を図るなど、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の東北地方への流動を促すための幅広い支援策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 本年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」では、訪日外国人旅行者の大幅な増加を踏まえ、これまでの政府目標を大幅に前倒しし、2020年までに4,000万人に増加させるとともに、特に、東北地方における外国人宿泊者について、現在の約3倍となる150万人泊とする新たな目標が示されています。
- (2) こうした中、当県における外国人宿泊者数は、依然として東日本大震災前の水準を下回っており、旺盛な訪日旅行需要を取り込むためのインバウンド対策の強化が喫緊の課題となっています。
- (3) このため、東北地方におけるインバウンド対策の充実に向け、本年度より創設された「東北観光復興対策交付金」等を活用し、北東北三県の連携による広域的な観光プロモーションの実施、韓国、台湾、タイなどの重点市場を対象とする効果的な宣伝活動の展開、全県域における訪日外国人受入態勢の整備などに、集中的に取り組むことにしています。
- (4) 今後、当県においても、全国的な外国人旅行者の急増による効果を楽しみ、県内各地における観光振興につなげていくためには、「東北観光復興対策交付金」の継続や「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」の充実など、国における関連予算の更なる拡充を図る必要があります。
- (5) また、現在、大都市圏に集中している訪日外国人旅行者の東北地方への流動を促すためには、海外向け情報発信の強化、地方空港の更なる利活用

の促進、大都市圏からの移動コストの低減などについて、国が主体となつて、広範かつきめ細かな施策を展開していく必要があります。

【外国人宿泊者数の推移】

(人泊)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
青森県	59,100	27,600	39,390	57,130	69,670	108,180
岩手県	83,440	32,140	42,790	61,330	73,220	97,940
宮城県	159,490	47,860	74,590	78,400	102,550	155,770
秋田県	63,570	22,150	23,930	31,530	33,810	46,600
山形県	52,630	30,170	23,390	29,070	37,840	57,720
福島県	87,170	23,990	28,840	31,300	37,150	44,020
合 計	505,400	183,910	232,930	288,760	354,240	509,780
全 国	26,023,000	17,015,780	23,822,510	31,251,680	42,072,820	61,176,500

出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

(県担当課室名 観光文化スポーツ部観光振興課)

VI 地域における医療・福祉対策の充実

VI-1 医師の地域偏在の改善に向けた制度の構築等について

厚生労働省医政局
文部科学省高等教育局

【提案・要望の内容】

- (1) 平成29年度若しくは31年度までの臨時的な措置とされている医学部の入学定員増について、当県のように依然として医師不足が深刻な地域については、その成果が現れるまでの間は、増員した定員を維持していくこと。
- (2) 病院・診療所の管理者要件への医師不足地域での診療経験の付加や、出身大学がある地域での初期臨床研修の実施、新専門医制度における各地域の診療領域ごとの専門医数の制限など、医師の地域偏在や診療科偏在の改善に向けた制度の構築を図ること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金の医療従事者の確保に関する事業の配分に当たっては、国庫補助や地域医療再生基金の活用実績を考慮の上、医師不足地域に厚く配分するなど、全国一律ではなく地域の実情を踏まえた対応を行うこと。

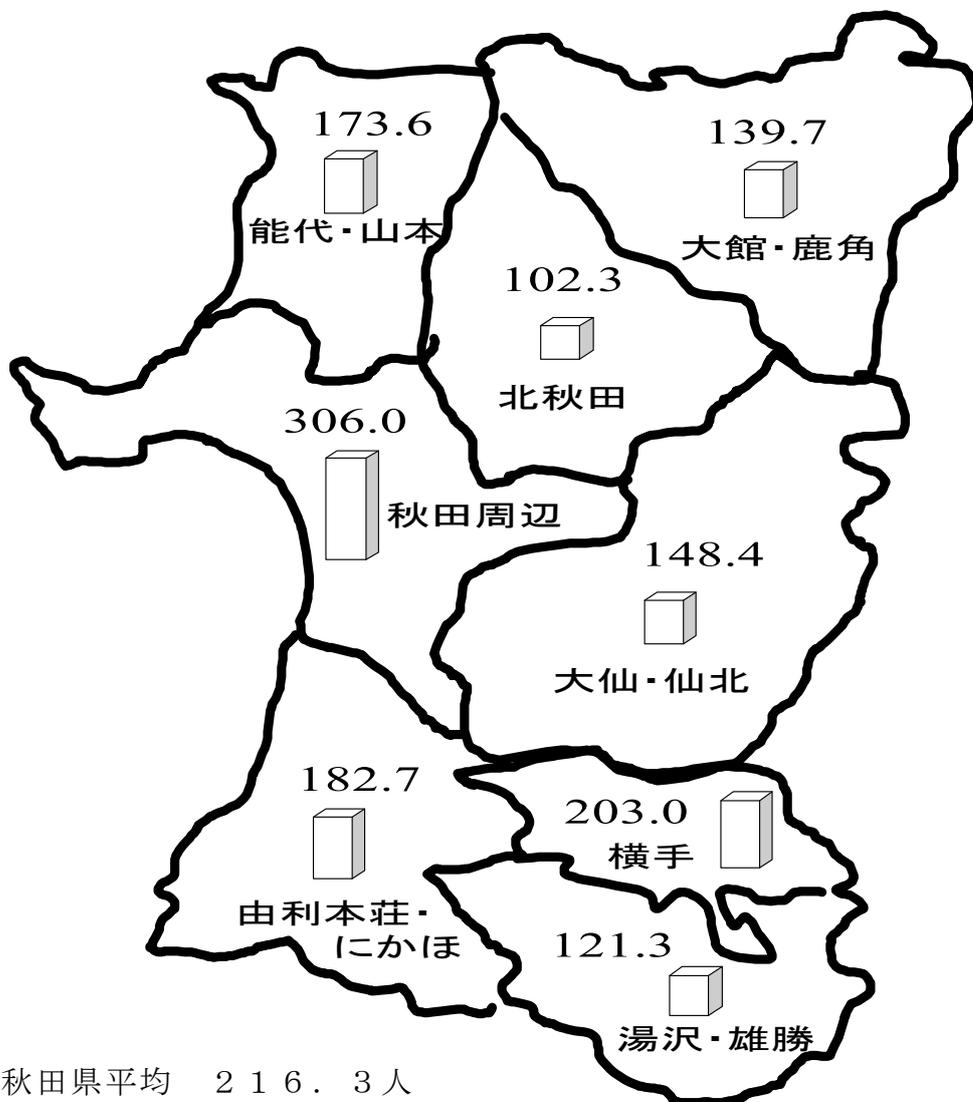
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 平成26年の「医師・歯科医師・薬剤師調査」では、当県の医療施設従事医師数は増加しているものの、人口10万人対では216.3人と、全国平均の233.6人を大きく下回っています。
また、これを二次医療圏別に見ると、秋田周辺地域が306.0人であるのに対して、北秋田地域が102.3人、湯沢・雄勝地域が121.3人と、依然として地域偏在の改善には及んでいない状況です。
- (2) これまで、修学資金と組み合わせた地域枠等の拡大によって、秋田大学医学部の入学定員を従前の100人から順次増員してきており、平成27年度には129人となっています。
平成28年度に入って、平成20年度の入学生が、ようやく医療の現場で勤務を開始したところであり、定員増の効果が目に見える形で現れるま

では、まだ時間がかかる見込みです。

- (3) 当県では、修学資金等を貸与した医師に対して、知事が勤務する病院を個別に指定する制度を導入し、医師不足地域における医師確保に取り組んでいますが、県単独の取組だけでは限界があり、地域偏在の改善に向けた新たな制度の構築など、国による実効性のある対策が必要です。
- (4) 地域医療介護総合確保基金の配分においては、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設・設備整備事業」に重点が置かれていることから、医師等の不足地域であっても「医療従事者の確保に関する事業」には必要額が十分に措置されず、継続的な事業の実施が困難となることが懸念されます。

[二次医療圏別人口10万人対医療施設従事医師数（平成26年、単位：人）]



○秋田県平均 216.3人

○全国平均 233.6人

県担当課室名 健康福祉部医務薬事課医師確保対策室)

VI-2 公的病院に対する財政措置の拡充について

総務省自治財政局
厚生労働省医政局

【提案・要望の内容】

二次医療圏における中核病院として地域医療提供体制の維持・確保に欠かすことのできない公的病院について、公立病院と同等の支援を可能とする制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、二次医療圏の中核的医療機関や災害拠点病院の大半を厚生連病院等の公的病院が担っていますが、医療制度改革等により厳しい経営を強いられ、良質な医療提供機能の維持が困難な状況にあることから、県及び市町村が支援を行っています。
- (2) こうした中で、公立病院の建設改良費については交付税措置の対象となっているものの、その他の公的病院に対して県・市町村が建設改良費や大規模修繕費を助成する場合については、財政的な支援制度はありません。
- (3) 今後、老朽化した公的病院施設の長寿命化等を進めるためには、更なる支援の充実が必要です。

【秋田県内の主な医療提供体制】

★は公的病院（公立病院を除く）

二次医療圏	救命救急センター	周産期母子医療センター	救急告示病院	災害拠点病院
大館・鹿角		大館市立総合病院（地域）	★かつの厚生病院 ほか2病院	★かつの厚生病院 ほか1病院
北秋田			★北秋田市民病院	★北秋田市民病院
能代・山本			★能代厚生医療センター ほか2病院	★能代厚生医療センター
秋田周辺	★秋田赤十字病院	★秋田赤十字病院 秋田大学医学部附属病院 （地域）	★秋田赤十字病院 ★秋田厚生医療センター ほか6病院	秋田大学医学部附属病院（基幹） ★秋田厚生医療センター ★秋田赤十字病院 ほか2病院
由利本荘・にかほ			★由利組合総合病院 ほか2病院	★由利組合総合病院
大仙・仙北			★大曲厚生医療センター ほか2病院	★大曲厚生医療センター ほか1病院
横手	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院（地域）	★平鹿総合病院 ほか2病院	★平鹿総合病院
湯沢・雄勝			★雄勝中央病院 ほか1病院	★雄勝中央病院

（県担当課室名 健康福祉部医務薬事課）

VII 次代を担う人材育成のための教育の充実

Ⅶ－１ 公立義務教育諸学校教職員定数の改善等について

文部科学省初等中等教育局

【提案・要望の内容】

- (１) 少人数教育によるきめ細かな指導が学級の実情に合わせて全ての学級で展開できるよう、小学校第１学年から中学校第３学年までの全学年における安定的な３５人以下学級の制度化を計画的に図るとともに、少人数授業や習熟の程度に応じた指導を可能とする指導方法工夫改善のための加配の拡充を図ること。
- (２) いじめ、不登校、特別な支援が必要な児童生徒への対応など学校が抱える課題に組織的に取り組むための加配を拡充すること。
- (３) 学校を取り巻く環境が複雑化・困難化し、学校がチームとして様々な教育課題に対応していく必要があることから、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員及び事務職員配置の算定基準を見直し、定数改善を図ることと併せ、多様な専門スタッフの配置が可能となるよう加配を拡充すること。
- (４) 再任用教職員の短時間勤務に対する財源措置を行うこと。
- (５) ふるさとの将来を支える人材を育てようとする志の高い教員を計画的に採用できるようにするとともに、教育環境を一層充実させるために(１)から(３)までの内容に対応した教職員定数改善計画を策定すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 児童生徒の学習意欲を高め、その能力を最大限に引き出していくためには、一人一人にきめ細かに対応し、安定した学校生活を確保していくことが不可欠と考え、当県では県単独の少人数学習推進事業により、全国に先駆けて小学校１・２年生（平成１３年度）及び中学校１年生（平成１４年度）において３０人程度学級編制を導入しました。

その後、断続的に対象学年を拡充し、今年度の小学校6年生への拡充をもって、義務教育全学年での実施を実現したところです。

しかしながら、当県の少人数学習推進事業は、県独自の財政措置だけでなく、国の指導方法工夫改善の加配にも支えられており、仮に、児童生徒数の減少に併せて国の加配が削減されていくことになれば、児童生徒数の減少ペースが著しい当県への影響は甚大であり、これまでに蓄積してきた少人数教育の成果が一気に崩壊する危険があります。

今後、国においては、ふるさとの将来を支える人材の育成のため、全ての学校で安定的な少人数教育を推進していく観点から、平成29年度以降に向けた基礎定数化による対応及び少人数指導で効果を上げている指導方法工夫改善加配定数の拡充が必要です。

- (2) 近年、いじめ、不登校等の生徒指導上の対応、特別な支援を必要とする児童生徒への対応など、学校が抱える課題の解決のためには、学級を越えて、学校単位での組織的な取組が不可欠となっております。

このような児童生徒への個別課題や教育環境の変化に対応するため、学級数にかかわらず、個々の学校課題に対応していく体制を構築するために、基礎定数以外の教員の加配が必要です。

- (3) 当県においても、児童生徒の抱える課題は複雑化、多様化しており、それぞれの課題に対応していくためにも、専門的役割を担う教職員の拡充が必要です。

養護教諭については、複数配置の算定基準を引き下げ、保健室利用者の増加や子どもたちの心身の健康に関する複雑化、多様化する問題の解決などに対し、学校規模による教職員の負担の格差を是正する必要があります。

また、栄養教諭、学校栄養職員については、無配置となっている小規模な単独調理場が多く、市町村からその配置を求められており、学校給食の管理及び食育の充実のための定数改善が必要です。

さらに、学校に対する地域や保護者の期待の多様化、学校が抱える課題の複雑化が進行する中、教員の学校業務の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、事務職員の役割が重要となっており、複数配置の算定基準の引下げと併せて、外部人材の活用を積極的に取り入れるためのコーディネーター役等の専門スタッフの配置も必要です。

- (4) 当県では年齢構成上、教職員の大量退職が見込まれる時期となっており、年金への接続期間が今後段階的に延長されることもあって、再任用希望者が増加することが予想されます。

また、教職員定数内での配置の場合、再任用者の増加は新規採用者数への影響が避けられず、更に短時間勤務者が増加した場合には、学校現場への負担が大きくなることも予想されます。

県の厳しい財政状況下においては、県単独の財政措置を行うことは困難であり、再任用教職員の短時間勤務に係る国の財源措置が必要です。

- (5) 当県の地方創生、地域の活性化を担う人材を育成していくためには、志の高い教員を計画的に採用し、その資質を高めていく必要があります。

しかしながら、毎年度の予算編成において加配定数が決定されていく近年の状況下においては、中・長期的な見通しを持った採用計画・育成計画を立てていくことは困難となっています。

また、教員としての採用の見通しを持ちにくい状況では、ふるさとへの貢献意欲を持ちながらも、有望な若者が教員を志望することを敬遠することにもつながりかねません。

教員を志望する若者に将来の見通しを持たせ、志の高い教員を計画的に採用、育成していくことができるよう、新たな「公立義務教育諸学校定数改善計画」を早期に策定し、中・長期的な計画を示すことが必要です。

【参考資料】

○秋田県公立小・中学校における学校数、児童生徒数、標準学級数、教職員数の推移（H23～H33）

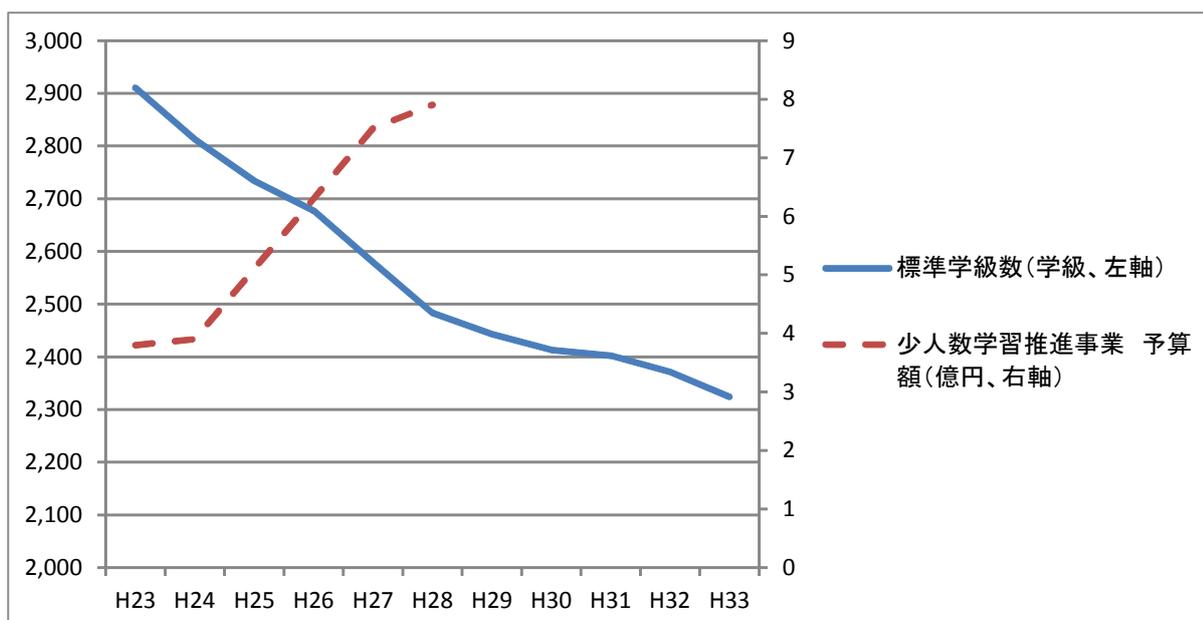
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33
学校数	373	359	348	344	329	316	316	315	315	315	315
児童生徒数	78,751	76,462	74,357	72,407	70,384	68,622	67,001	65,613	64,242	62,700	61,091
標準学級数	2,910	2,812	2,734	2,677	2,579	2,483	2,443	2,413	2,402	2,371	2,324
教職員数	6,479	6,370	6,235	6,161	6,028	5,804	—	—	—	—	—

- ※1 学校数は既に統廃合が予定されているものについてのみ反映
- ※2 H29以降の標準学級数は、児童生徒数見込みを基に推計
- ※3 H29以降の教職員数は、国の加配定数に大きく左右されるため推計が困難

○少人数学習推進事業に係る対象学年の変遷と予算投入額

		H23	H24	H25	H26	H27	H28
少人数 学習推 進事業	30人程度学級 対象学年	小1～3 中1	小1～4 中1	小1～4 中1～2	小1～4 中1～3	小1～5 中1～3	小1～6 中1～3
	臨時講師(人)	40	48	58	51	92	102
	非常勤講師(人)	95	78	104	154	133	117
	予算額(億円)	3.8	3.9	5.1	6.3	7.5	7.9

※ 講師の人数は実績ベース



(県担当課室名 教育庁義務教育課)

VIII 人口減少社会への対応に向けた支援充実

Ⅷ－１ 子どもの貧困対策の充実・強化について（新規）

内閣府政策統括官
文部科学省生涯学習政策局
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

【提案・要望の内容】

- (1) 各都道府県の対策推進の検証・評価に資するよう、都道府県ごとの子どもの貧困の実態が分かるような調査研究を国が継続的に実施すること。
- (2) 地方が、創意工夫により、地域の実情を踏まえた実効性の高い子どもの貧困対策を、継続的かつ安定的に推進するため、「地域子供の未来応援交付金」について、制度の恒久化、地域ニーズに対応した事業メニューの追加や運用の弾力化、交付金の増額など、財政支援の充実・強化を図ること。
- (3) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、特に厳しい環境に置かれた子どもたちへの支援策の抜本強化に向け、教育や生活の支援、経済的支援等に関し必要な施策を講じ、子どもの貧困対策を総合的に推進すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 近年、社会経済情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大などにより、貧困の状態にある子どもや、その世帯の問題が深刻化しています。
厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によると、我が国における平成24年の子どもの貧困率は16.3%と過去最悪を更新している状況です。
このような状況の中、国の平成27年度補正予算により、「地域子供の未来応援交付金」が創設され、県及び市町村がそれぞれの役割に応じて対策を進める新たなスキームが示されたほか、平成28年度においても、子どもの貧困対策とひとり親家庭対策の推進に向けた予算が計上されています。
- (2) 当県では、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向け、子どもの貧困対策の推進を図ることを目的として、

平成27年度末に、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「貧困の状態にある子どもをできる限り早期に把握し、問題が深刻化する前に、適切な支援につなぐこと」を基本方針とし、支援体制の整備に取り組むことにしています。

- (3) 今年度は、今後の貧困対策に向けた基礎資料とするため、ひとり親家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析を全県的に実施することとしています。

この調査の結果に基づき、浮き彫りとなった課題を解決するための事業を展開していくことにしていますが、貧困世帯の実情や必要とされる支援は、多様な状況にあります。

このため、例えば、子ども食堂の運営に対する助成、貧困の子どもの早期把握に向けた歯科健診体制の拡充、部活動の用具代・遠征費等に対する支援など、様々な対策が求められますが、こうした事業に活用できるようメニューの追加が必要です。

また、各市町村毎に異なる貧困世帯の実情に応じたきめ細かな支援のためには、新規事業や既存事業を積極的に実施することが重要であることから、制度の弾力的運用が必要です。

- (4) 子どもの貧困問題は、社会情勢の変化に伴う子育て世代の所得減少や、社会的孤立の拡大など、我が国が抱える基本的な問題が大きく影響していることから、国はその責任において、教育や生活の支援、経済的支援等、子どもの貧困対策を総合的に推進していくとともに、地方の取組を支援する必要があります。

【子どもの進学状況等（平成26年）】

(単位：%)

		秋田県	全 国
高等学校等進学率	全世帯	99.3	98.7
	生活保護世帯	94.5	91.1
	児童養護施設	100.0	97.2
高等学校等中退率（平成25年度）	全世帯	1.0	1.5
	生活保護世帯	4.4	4.9
	児童養護施設	—	—
大学等進学率	全世帯	63.0	70.8
	生活保護世帯	19.8	31.7
	児童養護施設	0.0	22.6

(県担当課室名 健康福祉部福祉政策課)

Ⅷ－２ 総合的な少子化対策への支援について

内閣府大臣官房、政策統括官（共生社会政策担当）、子ども・子育て本部
厚生労働省大臣官房、雇用均等・児童家庭局

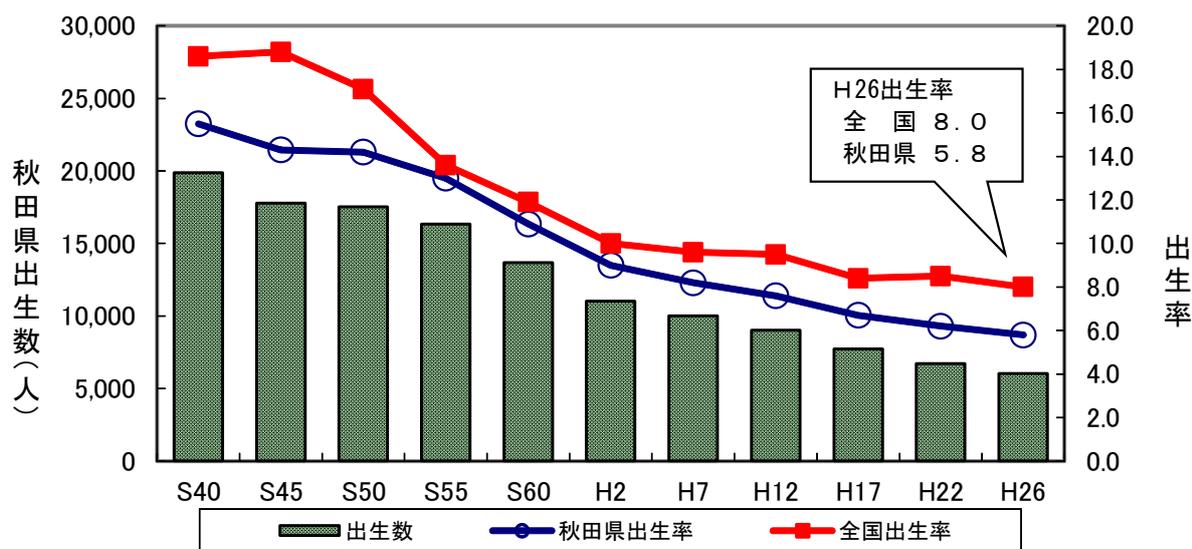
【提案・要望の内容】

- (1) 現在の少子化の状況が危機的状況にあることを踏まえ、国が主体となって、結婚、妊娠・出産、子育て等に係るポジティブイメージの醸成や、中小企業従業員の仕事と子育ての両立のため、一般事業主行動計画策定に係る支援を拡充するなど、各種の少子化対策をより強力に推進すること。
- (2) 地方自治体の創意工夫により、地域の実情に応じた実効性の高い少子化対策を安定的・継続的に推進するため、「地域少子化対策重点推進交付金」がより使いやすい交付金となるよう配慮すること。
- (3) 地方が中長期計画に基づいて基金を造成し、特定の少子化対策事業を複数年にわたって実施できるよう、基金原資に充てられる交付金を新設すること。

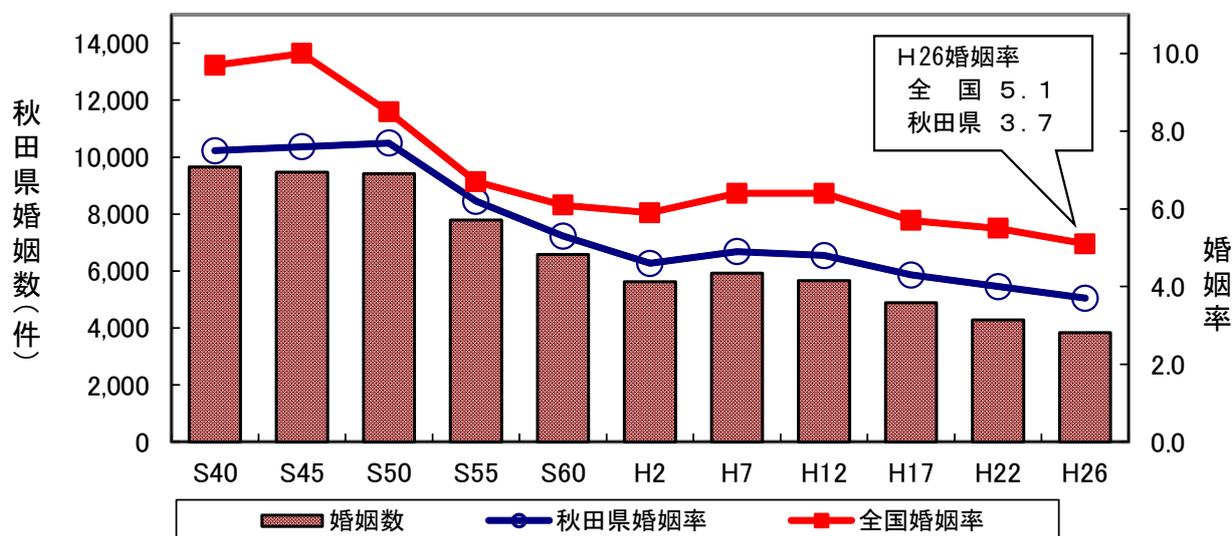
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県は、出生率が平成7年以降20年連続、婚姻率が平成12年以降15年連続で全国最下位、人口減少率も直近5年間で5.8%と全国で最も高く、その対策を講ずることが喫緊の課題となっています。
- (2) そのため、県政運営指針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」や地方創生に係る「あきた未来総合戦略」に少子化対策を位置付け、多子世帯を対象とする所得制限のない奨学金貸与事業など、思い切った経済的負担の軽減策を始め、官民一体となった脱少子化運動の展開、一般社団法人あきた結婚支援センターによる出会い・結婚の支援、専門アドバイザー派遣による中小企業の一般事業主行動計画策定の支援など、各種事業に積極的に取り組んでいます。
- (3) 少子化対策は国民的課題であり、国は、その責任において、ポジティブイメージの醸成など、各種の施策を強力に推進していく必要があります。
- (4) 併せて、地方自治体が少子化対策を推進するに当たり、その財源として、今般新たに措置された「地域少子化対策重点推進交付金」を十分活用できるよう、その運用に配慮するとともに、将来的には、各地方自治体において、効果が高いと認められる特定の事業を継続的に実施できるよう、基金原資に充てられる交付金を新設する必要があります。

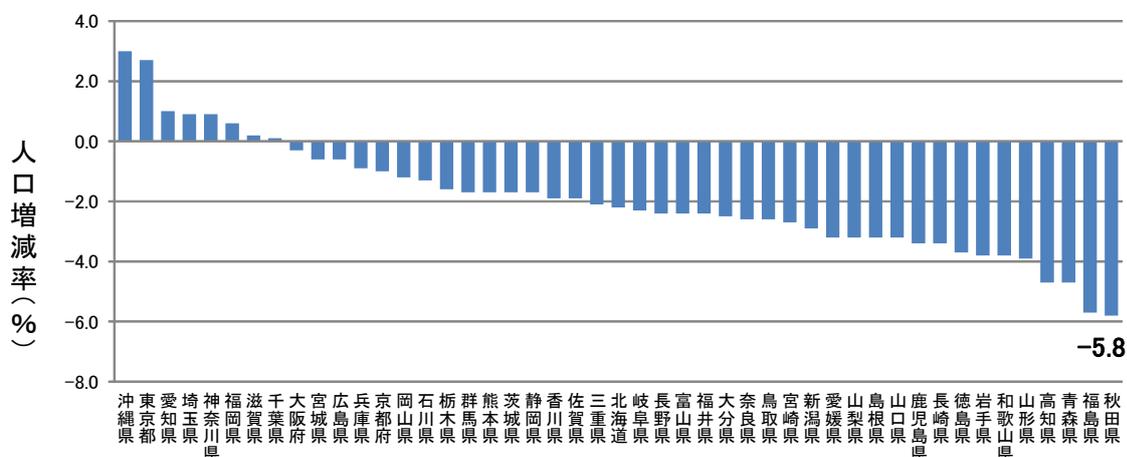
(参考1) 当県の出生数・出生率



(参考2) 当県の婚姻数・婚姻率



(参考3) 都道府県別人口増減率(平成25年10月～26年9月)



※(参考1)(参考2)は人口動態調査【厚生労働省】、(参考3)は人口推計【総務省統計局】による。

(担当課室名 企画振興部人口問題対策課)

Ⅸ 大規模災害に備えた防災体制の整備

Ⅸ－１ 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

①治水・ダム対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

- (１) 洪水被害から県民の生命・財産を守るため、「雄物川」などの直轄管理河川及び「三種川」（平成２５年溢水氾濫）や「芥内川」（平成２７年破堤氾濫）等の県管理河川における治水事業の推進に必要な予算を十分に確保すること。
- (２) 「成瀬ダム」及び「鳥海ダム」の本体工事の着手を早期に実現すること。
- (３) ボトルネック状態となるなど、河川の流下能力が著しく不足している鉄道橋梁及び道路橋梁の改築について、新たな補助制度を創設すること。
- (４) 県と市町村の連携によるソフト対策を迅速に進めるため、社会資本整備総合交付金事業において、洪水予報河川及び水位周知河川の浸水想定区域に係る調査及びハザードマップの作成を基幹事業の対象とすること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (１) 近年、全国的に大規模な洪水被害が頻発していることに加え、昨年度は県内においても「芥内川」の破堤氾濫による床上浸水等が発生していることから、治水対策を求める県民の声が高まっており、一層の治水事業の推進が必要です。
- (２) 当県では、昨夏、渇水により農業用水や水道用水が不足し、地元農家が取水制限を実施するなど、節水対応を余儀なくされました。
このため、地元では、治水上の必要性に加えてダムによる水源確保を必要とする声が一層高まっており、ダム事業の早期完成を強く望んでいます。
- (３) 河川事業で橋梁を架け替える場合、既存交通を確保しながらの工事となり、短期間で多額の予算を必要とするため、現行制度では他の事業箇所の予算を圧迫し、計画的な事業進捗が困難になります。
全県の河川改修を計画的に進めるためにも、橋梁の改築を補助する新たな制度が必要です。
- (４) 水防法の改正を踏まえ、対象となる全ての河川（３０河川）で新たな浸水想定区域の調査及び周知を迅速に推進するためには、制度の拡充が必要です。

Ⅸ－１ 県民の生命・財産を守る治水砂防対策の推進について

②土砂災害対策の推進

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局

【提案・要望の内容】

気候変動によって予測困難で経験したことのない降雨が増大していることから、ソフト・ハード両輪の対策により土砂災害から県民の生命・財産を守るため、土砂災害防止対策への支援を強化すること。

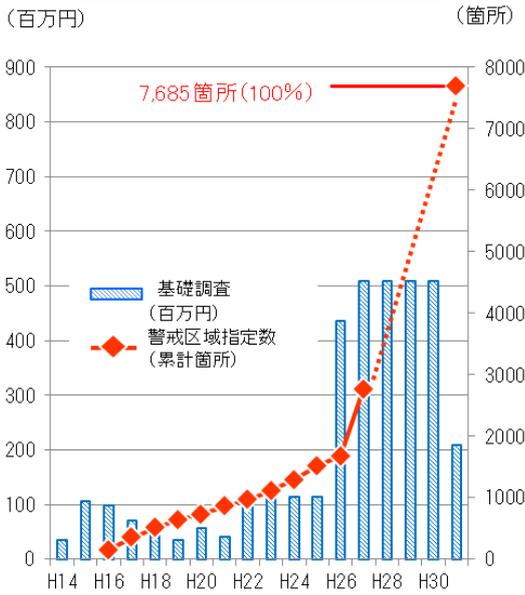
- (１) 土砂災害警戒区域等の指定が円滑かつ着実に実施できるよう、基礎調査に要する予算を十分に確保すること。
- (２) 土砂災害防止施設の整備を推進し、要配慮者利用施設や公共施設等を保全するため、ハード対策に要する予算を十分に確保すること。
特に、今春、新たに地すべりの兆候が確認された北秋田市阿仁小湊地区について、必要な支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

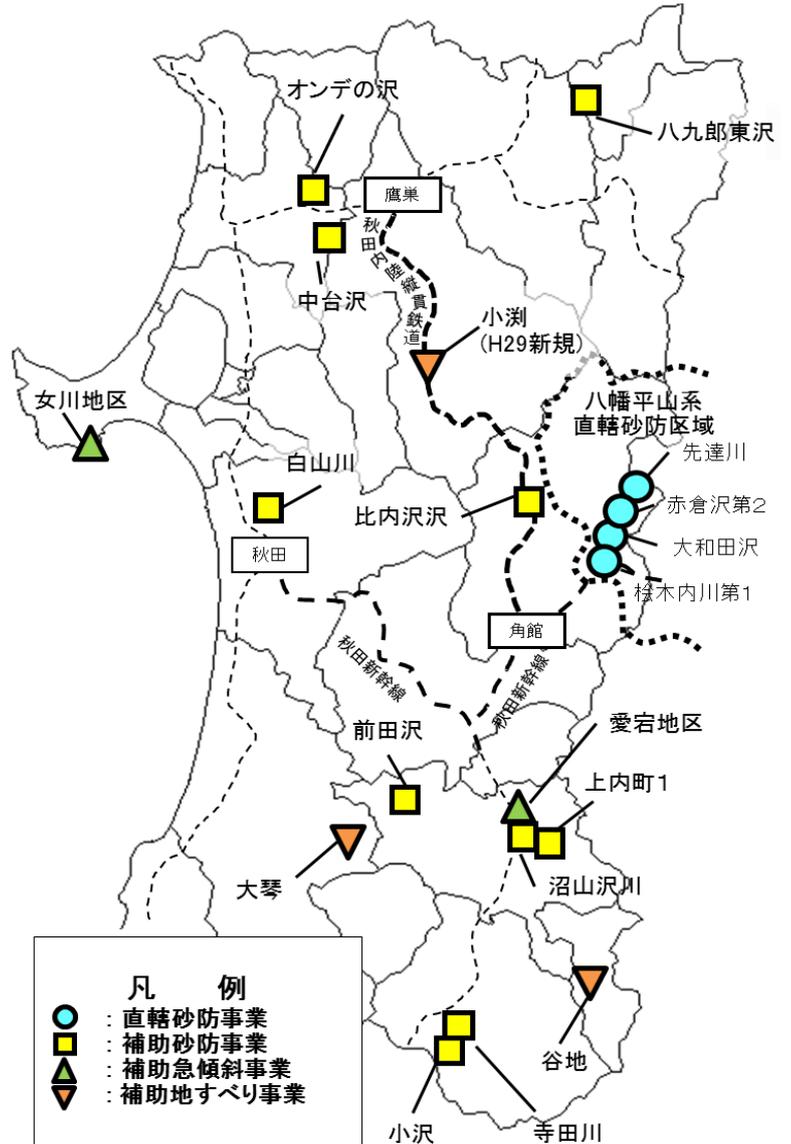
- (１) 県では土砂災害警戒区域等の指定を最優先課題として取り組んでおり、平成31年度までに全ての指定を完了させることにしています。
平成27年度においては、基礎調査実施率が約22%（区域指定率約14%）向上していますが、今後も基礎調査費の確保が必要です。
 - ・平成27年度末時点：基礎調査実施率 約48%（指定率 約36%）
 - ・平成29年度末目標： 〃 77%（ 〃 74%）
- (２) 当県における土砂災害防止施設の整備は、要配慮者利用施設や公共施設等を保全する箇所を重点的に実施しています。
このような中、今春融雪期、北秋田市阿仁小湊地区において、地すべりの兆候が確認されました。保全対象には「秋田内陸縦貫鉄道」、「一級河川阿仁川」及び「市道向田喜鶴線^{むかいだきささぎ}」の公共施設等が含まれ、地すべり災害が発生した際には、地域交通の遮断や河川埋そく等により地域住民の生命・財産及び地域経済に甚大な被害を及ぼすことから、地すべり防止対策を急いでいます。

ソフト・ハード両輪の対策で土砂災害に強い秋田へ

基礎調査予算と
土砂災害警戒区域指定数



平成29年度 秋田県における主要砂防事業箇所図



警報器設置状況(回転灯+サイレン)



「一級河川阿仁川」「秋田内陸線」等公共施設を守る地すべり防止施設の整備(小湊)



(県担当課室名 建設部河川砂防課)

X 公共基盤整備の着実な推進

X-1 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進 について

① 高速道路ネットワークの早期完成

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

高速道路は、広域防災ネットワークの構築や、企業立地・観光振興、物流・生活コストの軽減などの地域産業や経済発展に大きく寄与することから、早期にネットワークを完成させること。

- (1) 東北中央自動車道「及位～上院内」間について、早期の新規事業化を図ること。
- (2) 完成時期が示されている「鷹巣大館道路」を始め、「遊佐象潟道路」や「二ツ井今泉道路」「横堀道路」などの事業中区間や、「二ツ井白神 I C～小繫 I C（仮）」間における交通の安全性、円滑性を図る事業について、必要な予算を確保し早期整備・完成を図ること。
- (3) 秋田自動車道「大曲 I C～北上 J C T」間について、4車線化の整備に向けて取り組むこと。
- (4) 高速道路の利便性を向上させる休憩施設等の整備やスマートインターチェンジの整備支援に取り組むこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東北中央自動車道「金山町区間」及び「及位～上院内」間については、未だ事業化に至っておらず、地域産業や経済発展の妨げとなっています。
- (2) 県では、「二ツ井今泉道路」とあきた北空港 I Cを結ぶ「鷹巣西道路」について、早期供用を目指し重点的に整備を推進しています。
- (3) 暫定2車線区間は、4車線以上の区間に比べ事故の発生率が高いことに加え、冬期は降雪により走行幅員が狭隘となり、路肩排雪作業のための通行止めが頻発しています。

また、昨年は秋田自動車道と並行する国道107号が、土砂崩落により約8か月間の全面通行止めとなり、現在も片側交互通行の交通規制が行われています。

- (4) 「横手北スマート I C（仮）」等の設置により、高速道路の利便性向上、地域経済の活性化や周辺道路の渋滞緩和などの効果が見込まれます。

秋田を成長させる高速道路ネットワーク

高速道路開通によるストック効果

1 自動車関連企業の増加

トヨタ自動車東日本の生産拠点と高速道路が直結していることを評価

2015年度の県の企業誘致数が前年度（4件）から倍増。過去10年間で77年度の12件、12年度の9件に次いで多い。12年度の8件の内訳は、自動車部品製造業4件、縫製2件、集材製造業と情報通信サービスが各1件。立地地域別では、横手市の4件が最多で、大仙市2件、秋田市と大館市各1件と続いた。操業開始時期の新規用は計145人で、将来的には計450人を見込んでいると分析している。

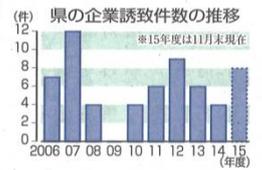
自動車関連、横手に集中

企業誘致数、前年度から倍増

15年度の誘致数は前年度（4件）から倍増。過去10年間で77年度の12件、12年度の9件に次いで多い。12年度の8件の内訳は、自動車部品製造業4件、縫製2件、集材製造業と情報通信サービスが各1件。立地地域別では、横手市の4件が最多で、大仙市2件、秋田市と大館市各1件と続いた。操業開始時期の新規用は計145人で、将来的には計450人を見込んでいると分析している。

高速道路利便性も評価

「国内回帰」反映
秋田経済研究所の加賀谷信也主任研究員は「田安の定着化もあり、企業誘致にとっては追い風が吹いている」といえる。ただ、誘致競争はグローバル化しており、今後も厳しい状況が続くこと、変わりはないと話している。

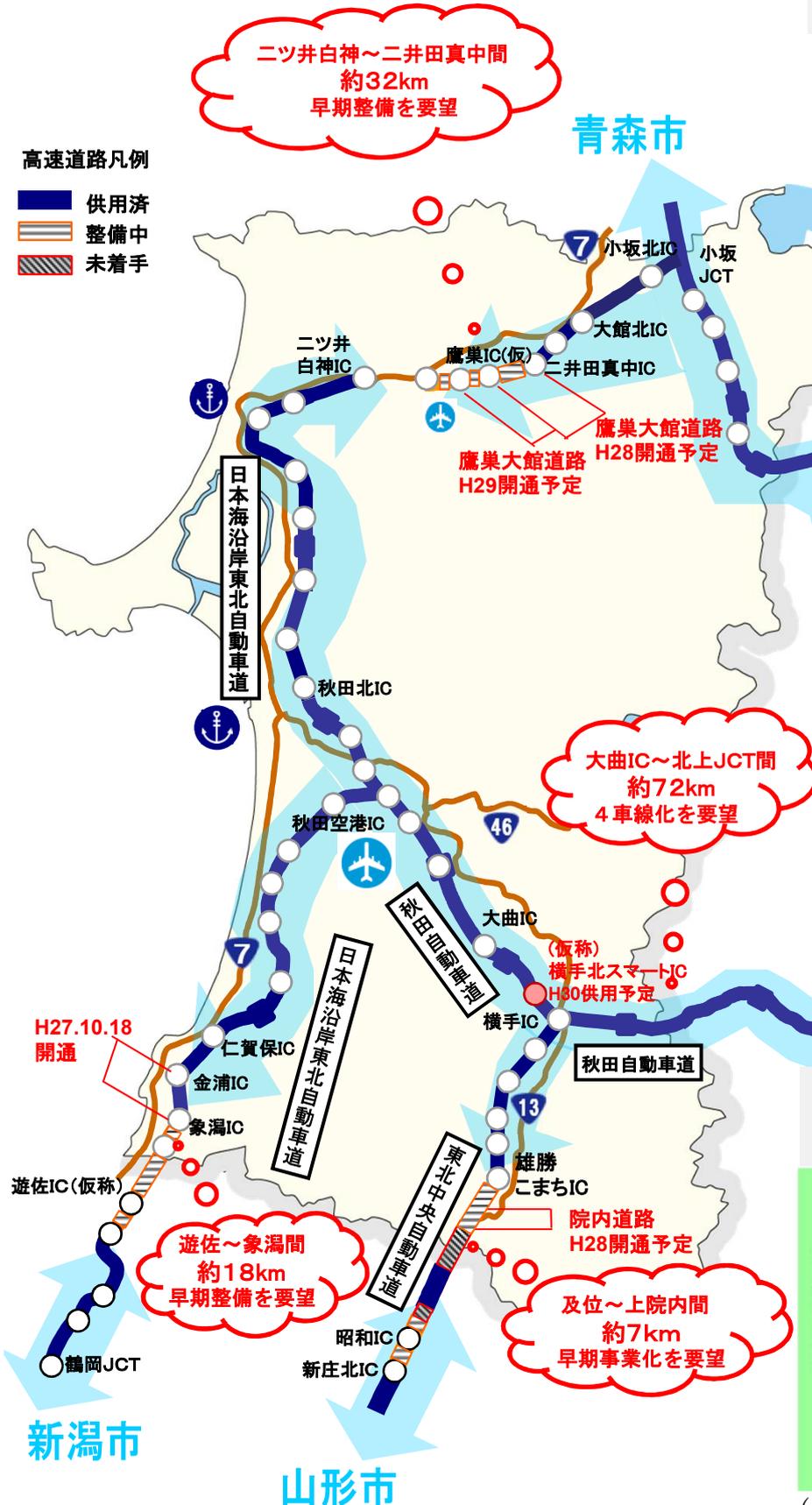


日本に集約する方針を示していることも大きな動機付けになったのではないかと推測している。県産業集積課によると、1961年度から昨年度までの54年間の誘致数は計651件。ピーク時の88年度は56件を記録したが、92年度以降は2007年度（12件）を除き、1桁台に低迷している。

▲秋田魁新報（H27.12.17）

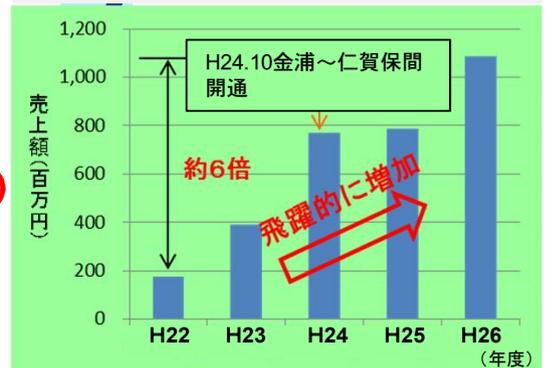
高速道路凡例

- 供用済
- 整備中
- 未着手



2 航空機関連事業の売上高増加

高速道路を活かした輸送効率化で、航空機関連事業の売上高は飛躍的に増加



(県担当課室名 建設部道路課)

X-1 県土の骨格を形成する道路ネットワークの整備促進 について

② 高速道路を補完する道路網の整備

国土交通省大臣官房、道路局

【提案・要望の内容】

県全体の活力を維持し地域として自立していくためには、都市間や観光地間、近隣県等との時間距離を短縮し、地域間の交流を活発化する必要があることから、高速道路を補完する地域高規格道路などの幹線道路網の早期整備を図ること。

- (1) 高速道路を補完し地域間を連結する次の路線を地域高規格道路として整備すること。
 - ① 国道46号「盛岡秋田道路」の「仙北市生保内^{おほない}～卒田^{そつだ}」間を新規事業化すること。
 - ② 国道101号「西津軽能代沿岸道路」や国道105号「大曲鷹巣道路」の整備実現に向けた支援を行うこと。
- (2) 秋田市周辺の交通を円滑化する国道7号「下浜道路」や国道13号「河辺拡幅」など、幹線国道の整備促進を図ること。
- (3) 既存の「道の駅」を地方創生の拠点とするための取組に対し、必要な予算を確保し支援すること。

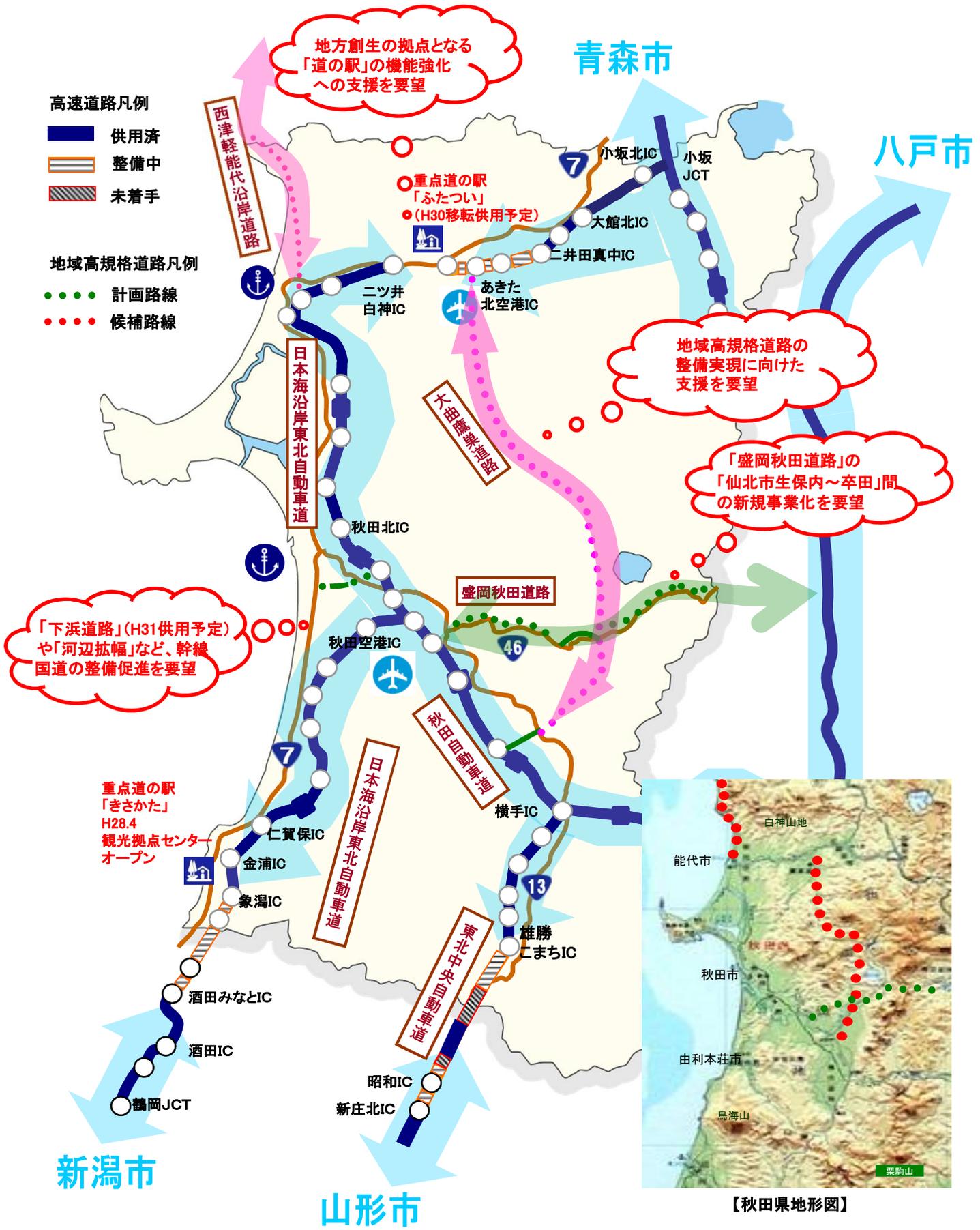
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国道46号は、急カーブや急勾配箇所が多く、特に冬期積雪時の安全確保が必要です。

また、国道105号は、内陸部の南北の拠点を結ぶ主要な物流・観光ルートであり、冬期災害時に強い道路づくりが必要です。
- (2) 国道7号及び13号は、高速道路と相互補完の機能を有し、リダンダンシーを確保する重要路線にもかかわらず、事業区間を始め慢性的な渋滞や多数の交通事故が発生している区間があります。
- (3) 道の駅は、観光面だけでなく地域活性化の拠点として期待されており、当県の道の駅「きさかた」と「ふたついで」は重点「道の駅」に選定されています。

また、県としても「道の駅」の機能強化を「あきた未来総合戦略」に位置付け、今年度から新たな事業を開始するなど、地方創生の拠点形成を推進しています。

高速道路を補完する道路ネットワーク



(県担当課室名 建設部道路課)

X-2 環日本海交流の拠点となる秋田港等の整備促進と県内港湾における津波対策への支援について

国土交通省大臣官房、港湾局

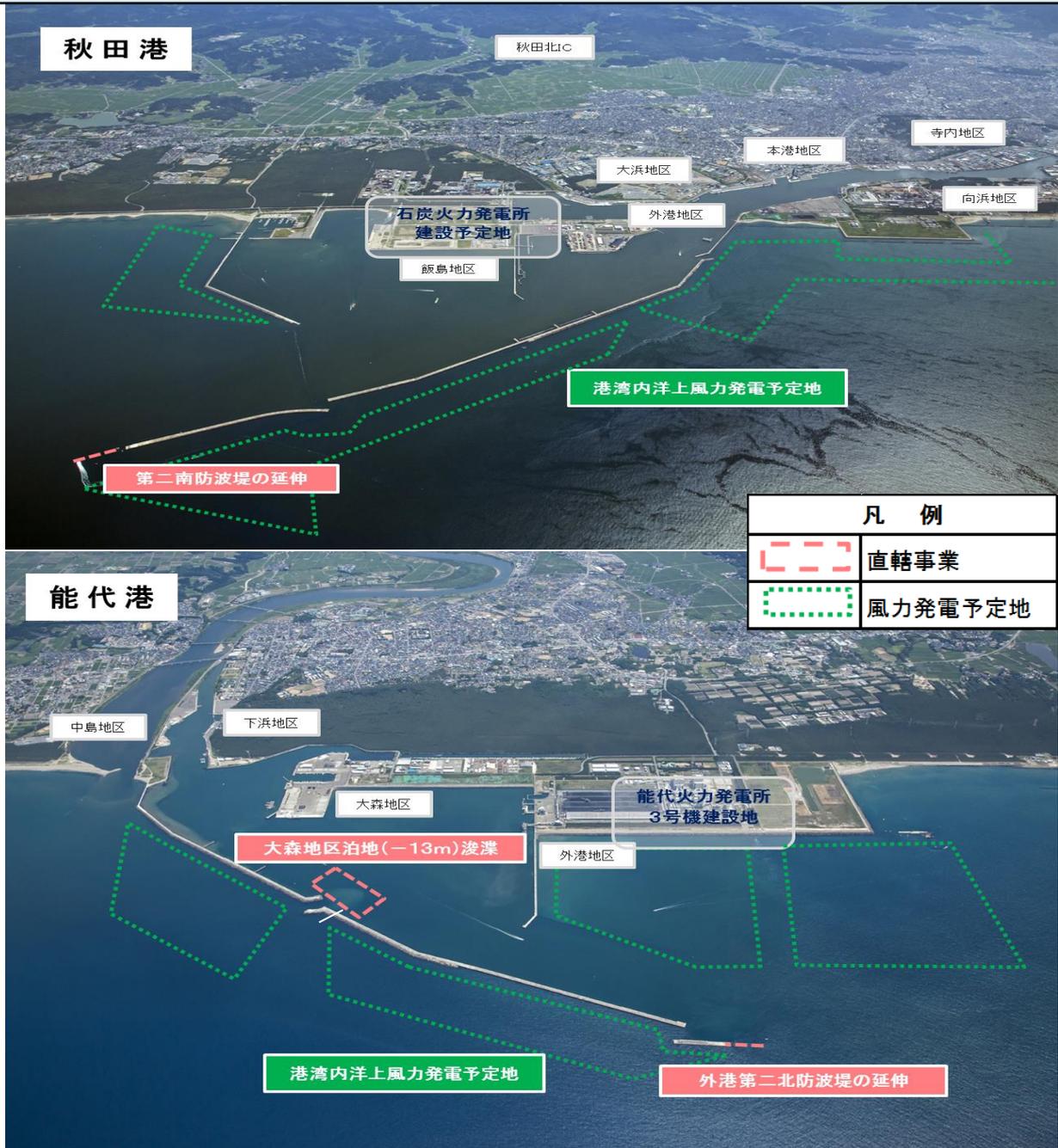
【提案・要望の内容】

- (1) 環日本海交流の拠点である秋田港やエネルギー供給の拠点である能代港等について、通年で安定した船舶の入港を可能とするため、防波堤の整備や能代港大森地区泊地（-13m）の予防保全事業の促進に必要な国直轄事業予算を確保すること。
- (2) 秋田港、船川港等県内港湾における津波対策（避難タワー、防潮堤等の整備）が早期に実現できるよう支援すること。
- (3) 秋田港、能代港に計画中的港湾内洋上風力発電施設に関連し、港湾の安定的利用を阻害することのない施設とするために必要な技術的支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 秋田港は、日本海側で新潟港、伏木富山港に次ぐコンテナ取扱量があり、環日本海交流の重要拠点となっています。
県では、石炭火力発電所の誘致などによる産業振興にも取り組んでおり、企業の進出に必要な環境整備が急務となっています。
また、能代港では能代火力発電所3号機の建設が始まり、今後更なる港湾物流の増加が見込まれています。
- (2) 県では、平成26年度から港湾内における津波対策の検討を進めており、背後地の人命・財産を守るため、今後、避難施設等の整備に係る津波対策事業の予算確保が必要です。
- (3) 県では、新たな雇用創出や産業振興に寄与する新エネルギー産業の導入を積極的に推進しており、平成30年度から、港湾内に大規模な洋上風力発電施設が建設されることになっています。このため、これらが港湾の運営に支障を来すことがないように、設置から撤去に至るまでの安全性を確認する必要があり、ガイドラインや基準等の整備が必要となっています。

秋田の重点プロジェクトを支える港湾整備



●安全安心を確保する津波対策



(県担当課室名 建設部港湾空港課)

X-3 生活排水処理の広域共同化に係る施設整備予算の確保について

国土交通省大臣官房、水管理・国土保全局
環境省大臣官房

【提案・要望の内容】

人口減少社会を見据え、持続的かつ効率的な生活排水処理を実現するため、平成32年度の供用開始を目標として、県と市町等が取り組んでいる生活排水処理の広域共同化に係る次の事業について、予算の拡充を図り必要な支援を行うこと。

- (1) 県北地区3市3町1組合の生活排水処理施設から発生する汚泥の広域共同処理事業
 - ① 流域下水道大館処理センター敷地内に建設予定である、汚泥の広域共同処理施設の整備を支援すること。(H29着工予定)
 - ② 広域共同処理事業の対象施設であるし尿処理施設等の下水道への接続(統合)に係る整備に対して市町等を支援すること。(H29着工予定)

- (2) 秋田市単独公共下水道と県流域下水道の処理区統合事業
 - ① 流域下水道臨海処理センター水処理能力増強のための施設整備を支援すること。(H28着工)
 - ② 流域下水道へ接続する秋田市公共下水道管渠の整備を支援すること。(H30着工予定)

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 少子高齢化が急速に進み人口減少が続いている当県においては、生活排水を持続的かつ効率的に処理するため、県と市町等が協働で処理施設の広域共同化を進めていくことが必要です。

- (2) 県と市町等が協働で進めているこれらの事業は、人口減少社会を見据えた先進的な取組で、他自治体のモデルケースになるものと自負しています。

この取組により、施設の老朽化による改築更新費や維持管理費が節減となり、施設運営に係るトータルコストの縮減につながります。

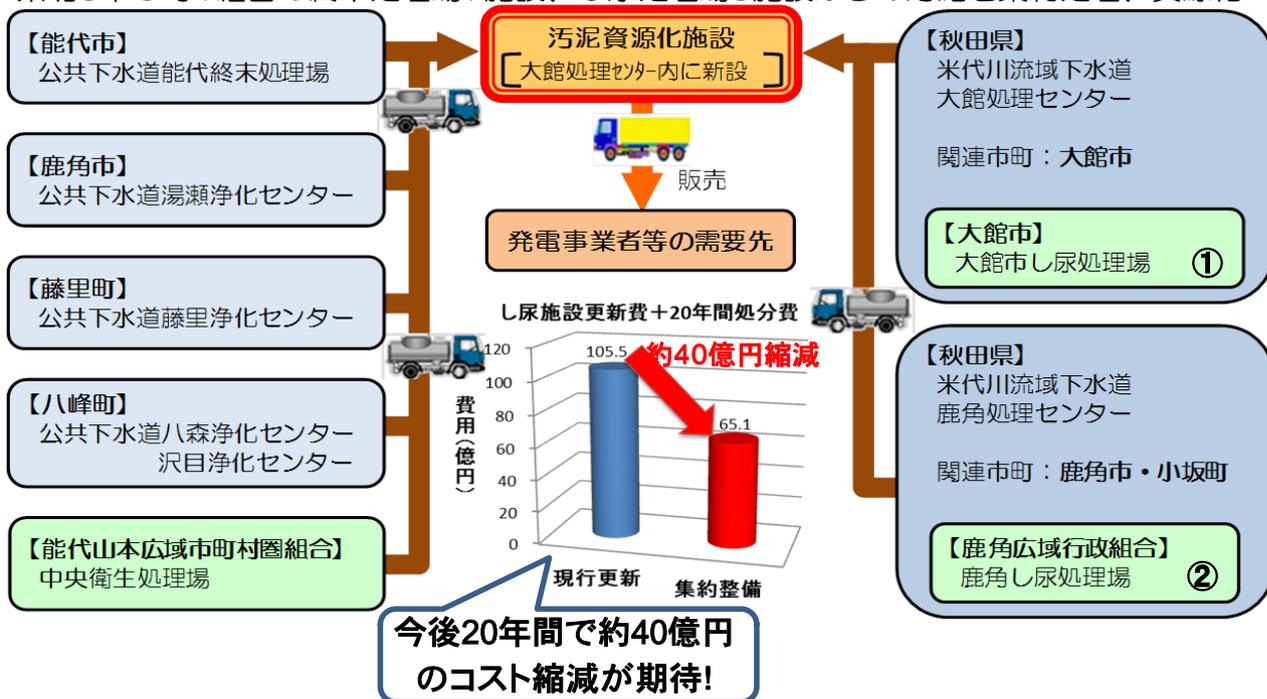
また、これまで焼却処理されていた汚泥を循環資源として利活用することにより、化石燃料等の天然資源の投入量が抑制されるため、循環型社会の形成や低炭素社会の構築への貢献も期待されます。

秋田モデル(広域共同化)によるインフラの集約・再編

■ 県北地区広域汚泥資源化事業(H27年度事業着手 H29年度工事着手 H32年度供用予定)

・流域下水道大館処理センターに広域汚泥資源化施設を設置

県北3市3町1組合の終末処理場7施設、し尿処理場3施設からの汚泥を集約処理、資源化



【し尿処理施設と流域下水道の接続(統合) ※H29年度工事着手】

①大館市し尿処理場

大館処理センター内にし尿受入施設を新設し、下水処理施設へ接続投入

②鹿角し尿処理場

現在のし尿処理場設備を改造し、流域下水道幹線管渠へ希釈投入

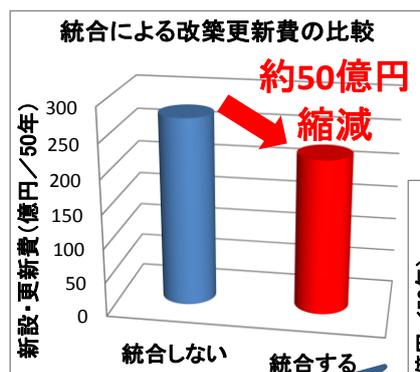
■ 県臨海処理区と秋田市八橋処理区との統合(H27年度事業着手 H32年度統合予定)

・八橋処理区を流域関連公共下水道に再編

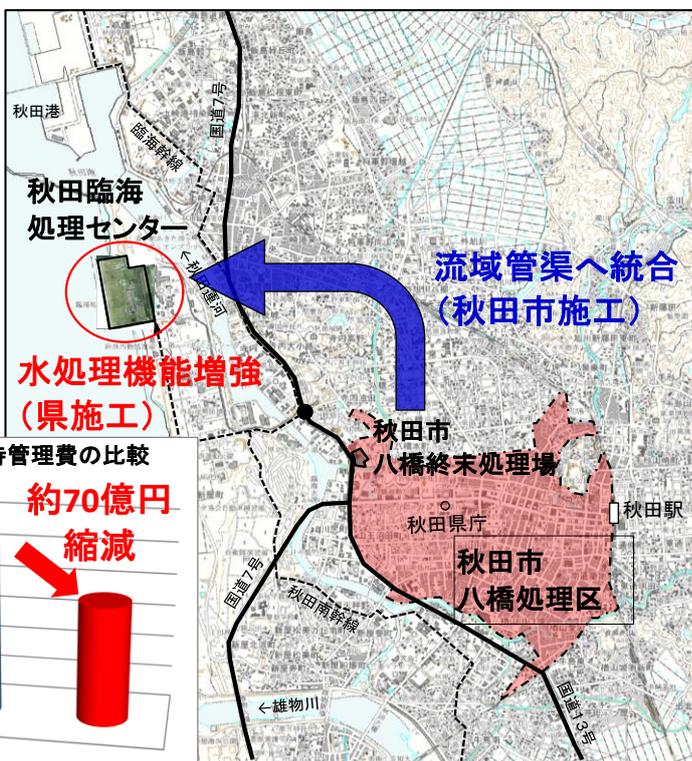
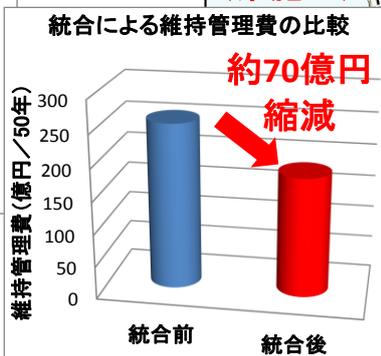
八橋処理区の汚水を流域下水道臨海処理センターで処理

・八橋終末処理場の汚水処理施設を廃止

臨海処理センターの処理能力増強が必要



今後50年間で約120億円の
コスト縮減が期待!



(県担当課室名 建設部下水道課、生活環境部環境整備課)

X-4 社会資本の整備等に必要な公共事業予算の確保について

財務省大臣官房、主計局

国土交通省大臣官房、総合政策局、土地・建設産業局、都市局、
水管理・国土保全局、道路局、住宅局、港湾局、航空局

【提案・要望の内容】

- (1) 地方創生の実現に不可欠な基盤整備や機能確保のためのインフラ維持管理、災害に強い県土づくりを計画的に推進するため、今後も必要な社会資本整備、防災・減災対策や老朽化対策に係る予算（社会資本整備総合交付金等）の更なる拡充を図ること。
- (2) 災害対応や除排雪作業、インフラの整備・維持管理の担い手として、地域社会を支える建設産業の維持・活性化を図るため、当初予算において、7～8兆円規模の公共事業関係予算を安定的かつ持続的に確保すること。
- (3) 被災地を含めた東北全体の復興を円滑に進めるため、平成29年度以降も復旧・復興関連予算を十分に確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、人口減少の克服と秋田の創生の実現に向けて、昨年「あきた未来総合戦略」を策定し、成長分野の航空機産業や新エネルギー産業の振興などに重点的に取り組んでおり、これら施策の基盤となる社会資本の整備を計画的かつスピード感を持って推進していく必要があります。
また、県民の生命と財産を守るためには、今年4月に発生した熊本地震の被災状況を踏まえた防災・減災対策の更なる推進のほか、道路、下水道、河川、港湾等のインフラ老朽化対策の確実な実施が急務です。
- (2) 国の公共事業関係費は、ここ数年は下げ止まっているものの、未だピーク時の半分（当初予算比）程度となっています。
このため、建設企業は減少が進んでおり、設備投資や人材確保等に積極的に取り組むことができず、将来にわたり地域を支えていくことが困難になると懸念されます。
- (3) 復旧・復興関連予算が十分確保されない場合、通常予算に影響を及ぼし、被災地のみならず東北地方全体の発展に大きな影響があるものと懸念されます。

ストック効果を重視し計画的な社会資本整備を推進

■ 地方創生に不可欠な社会資本の整備 ■



日本海側国土軸の早期形成
日沿道、東北中央道の整備促進



産業・物流・エネルギー拠点化
東南アジア等への海外展開



コンパクトシティの推進
街路ネットワークの構築

■ インフラの老朽化対策、防災・減災、災害復旧 ■ ■ 地域を支える建設産業の振興



道路施設点検



災害復旧作業

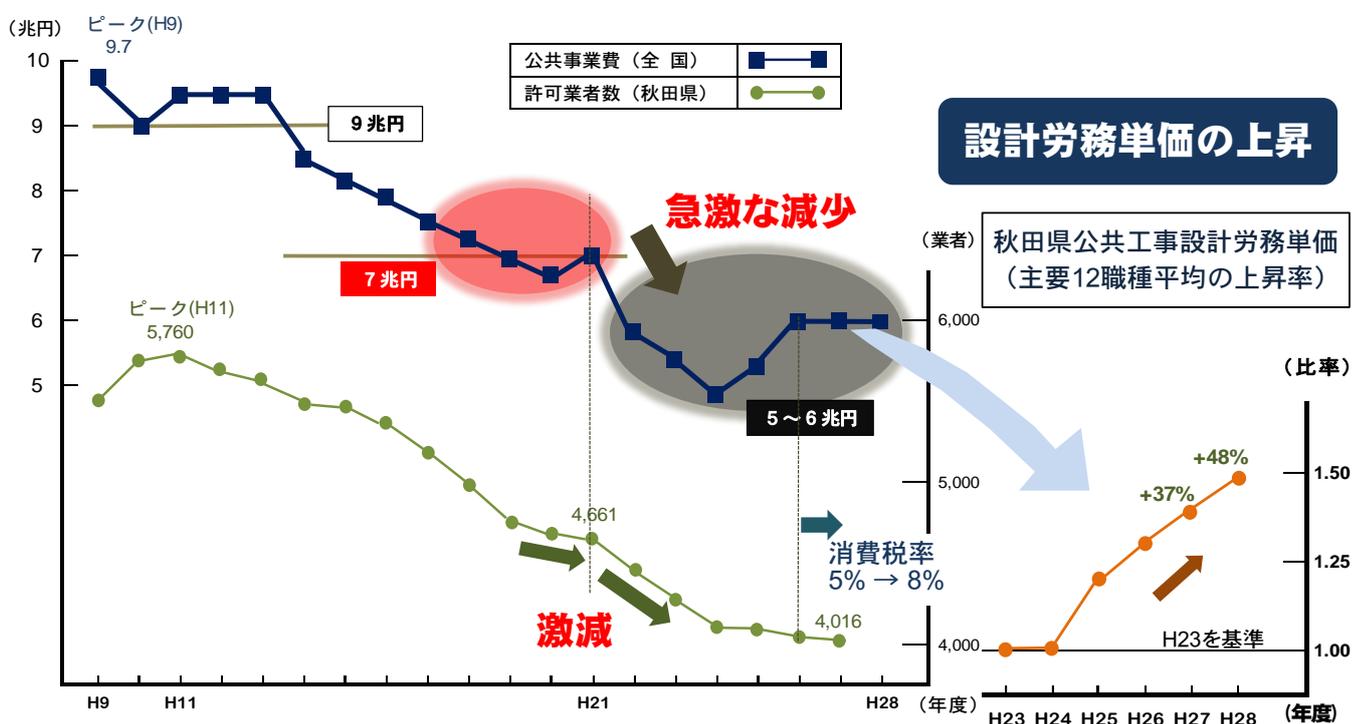


除雪作業

一方で

公共事業費(当初予算)と許可業者数は減少

ここ数年は約6兆円を確保しているが、労務単価や建設資材単価の大幅な上昇、消費税率の引上げなどの影響により、実質的な事業量は減少している状況



(県担当課室名 建設部建設政策課、都市計画課、下水道課、道路課、河川砂防課、港湾空港課、建築住宅課)

X-5 奥羽、羽越両新幹線の整備促進について（新規）

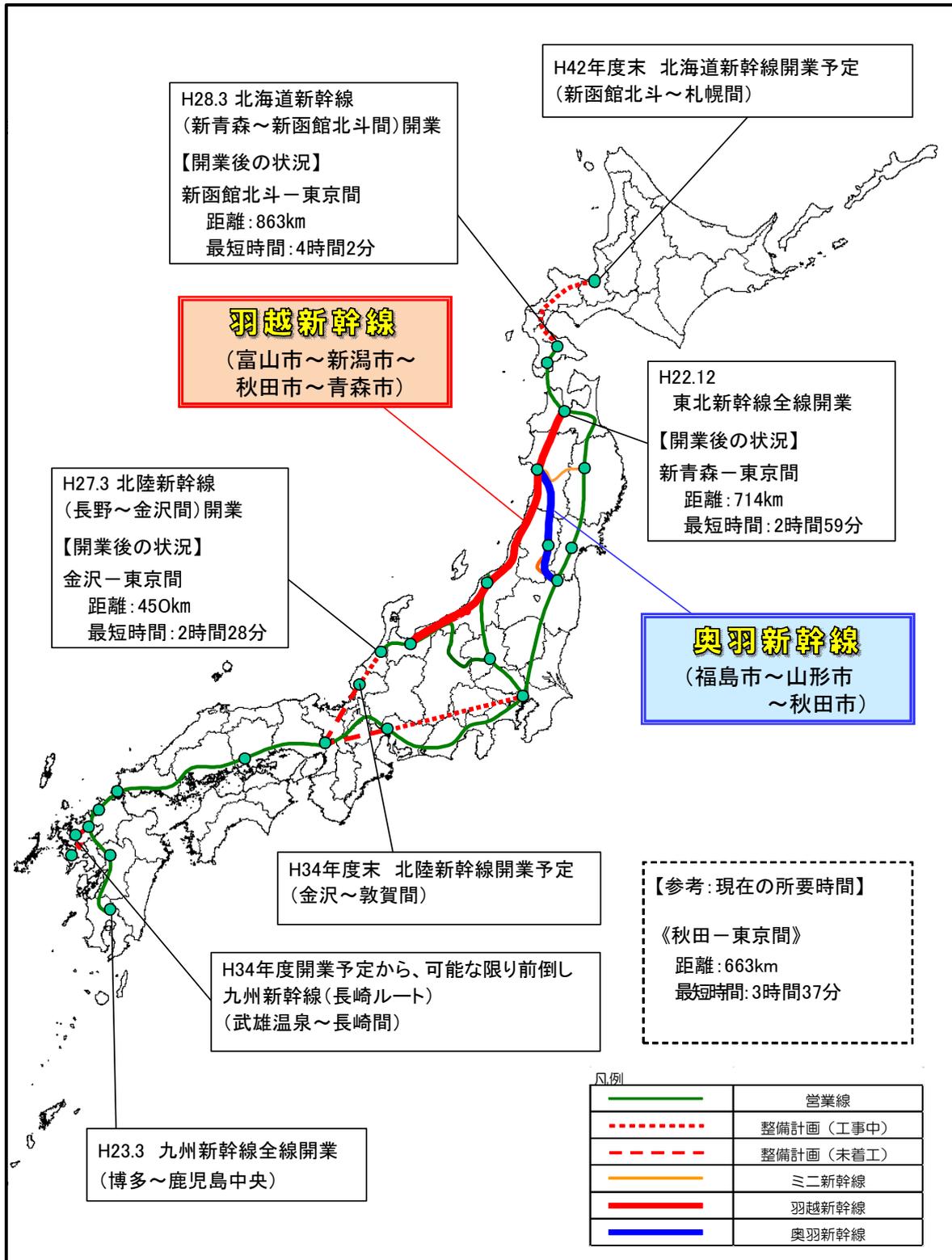
国土交通省鉄道局

【提案・要望の内容】

全国的な交通ネットワークを形成し、地域経済の活性化に資することはもとより、東日本大震災の教訓として、リスク分散やリダンダンシーの確保など、災害に強い多軸型の国土形成の観点からも、奥羽、羽越両新幹線について、早期に必要な調査を実施して整備計画としての決定を行い、整備の促進を図ること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 新幹線の整備促進は、東京圏への過度の集中を是正し、産業や人材を地方に分散することなどにより、地方創生を実現していく上でも、極めて重要な国家プロジェクトです。
- (2) 昭和47年に基本計画に位置付けられ、昭和48年に整備計画が決定された北海道新幹線ほか3路線は、北海道新幹線の新青森―新函館北斗間が平成28年3月に開業し、新函館北斗―札幌間が平成42年度末の開業予定であるなど、その整備に一定の目処が立ってきています。
- (3) 一方、昭和48年に基本計画が決定された奥羽、羽越両新幹線は全国新幹線鉄道整備法における基本計画の段階にとどまっていることから、整備計画の決定に必要な調査を早期に実施し、整備を促進していく必要があります。
- (4) 当県では、今後、整備促進に向けた期成同盟会を立ち上げるなど、県民一体となった運動を展開してまいります。
また、当県を含む沿線県が構成員である「奥羽新幹線建設促進同盟会」及び「羽越新幹線建設促進同盟会」においても、国やJR東日本に対し、整備促進に向けた要望活動等を継続していきます。



(県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課)

X-6 公共施設等総合管理計画の推進について（新規）

総務省自治財政局

【提案・要望の内容】

- (1) 公共施設等の集約化・複合化や転用事業に係る地方債措置の充実に図るとともに、地方債を起すことができる期間を延長すること。
- (2) 公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、中長期的な観点から、一貫性を保持しつつ継続すること。
- (3) 社会経済情勢の変化等により、やむを得ず、公共施設等を除却する場合にあっても、財産処分に伴う国庫納付について、特段の措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、県や一部の市において、公共施設等の老朽化対策の指針となる「公共施設等総合管理計画」の策定を完了し、その推進段階に入っています。

この計画の柱の一つとして、公共施設等の総量の適正化を掲げていますが、これを長期的な視点から計画的に推進していくためには、施設等の集約化・複合化を進める公共施設最適化事業債や、転用を進める地域活性化事業債の地方債計画計上額を増額することが必要です。

また、この地方債を起すことができる期間について、平成29年度までとしている時限的な措置を、少なくとも10年以上延長することが不可欠です。
- (2) 公共施設等の除却事業に係る地方債の特例措置について、地方債を起すことができる期間を「当分の間」としてありますが、財政負担も考慮しながら計画性を持った除却が推進できるよう、一貫性を保持しつつ継続するとともに、通例的な措置として位置付けることも必要です。
- (3) 「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく財産処分の制限について、社会経済情勢への対応や既存ストックの効率的な活用による地域活性化といった観点から、公共施設等の処分制限期間などの緩和措置がなされていますが、状況によっては、民間等への譲渡がかなわず、やむを得ず除却に至る場合も想定されます。

こうした場合にあっても、国庫納付額の算定などについて、地方自治体の財政運営に大きな負担とならないよう、特段の措置が必要です。

【参考資料】 公共施設等総合管理計画の策定状況

策定年度	策定団体
平成27年度策定済み	秋田県、鹿角市、横手市
平成28年度策定予定	秋田市ほか22市町村

(県担当課室名 出納局財産活用課)

X I 環境保全対策の推進

X I — 1 地球温暖化対策の推進について

環境省総合環境政策局、地球環境局

【提案・要望の内容】

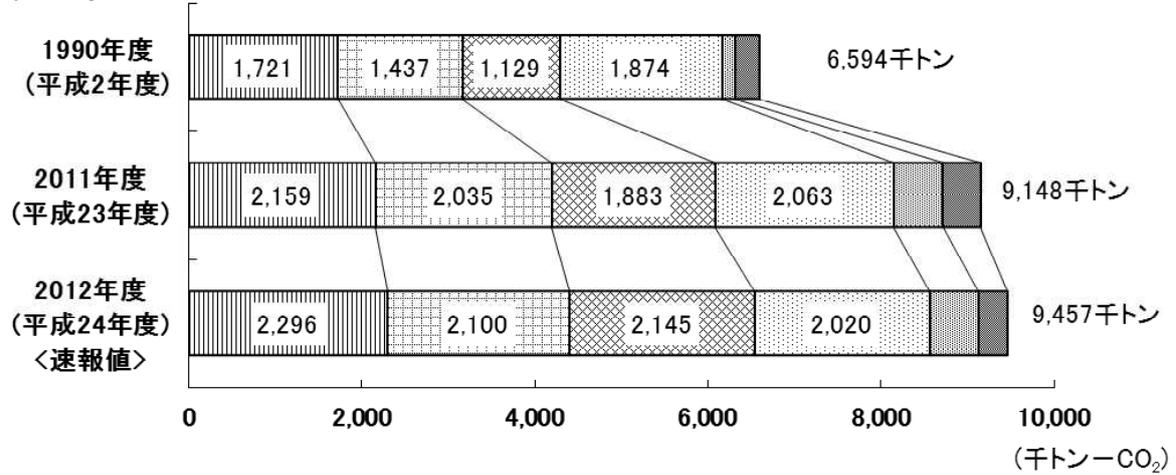
- (1) 地球温暖化対策は、地域住民の意識改革やライフスタイルの見直しなどの継続的な取組が重要であることから、普及啓発の拠点となる地域地球温暖化防止活動推進センターへの支援を含め、県が地域特性に応じたきめ細かな施策を実施できるよう、交付金制度の創設による財源措置を講ずること。
- (2) 県が策定する温室効果ガス排出抑制のための実行計画や、気候変動の影響に対する適応計画について、策定マニュアルの整備や、専門家による助言などの技術的支援を行うこと。
特に、適応計画については、地域ごとの気候や将来影響に係る基礎情報を提供する体制を早期に構築すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき地方公共団体実行計画を策定し、地域地球温暖化防止活動推進センターを普及啓発の拠点として、地域特性に応じた施策を実施しています。
しかしながら、財源の確保が困難なため、きめ細かな施策の継続的实施が難しい状況にあります。
- (2) 県では、国の「地球温暖化対策計画」や「気候変動の影響への適応計画」を勘案し、「秋田県地球温暖化対策推進計画」を改定することにしてはいますが、改定作業に当たり参考となる国の策定マニュアルには、最新の情報と、新たな国の計画内容が反映されている必要があります。
また、適応計画の検討に当たっては、地域ごとの気候や将来変動に関する基礎情報が不可欠であり、国においてその支援体制を早期に構築する必要があります。

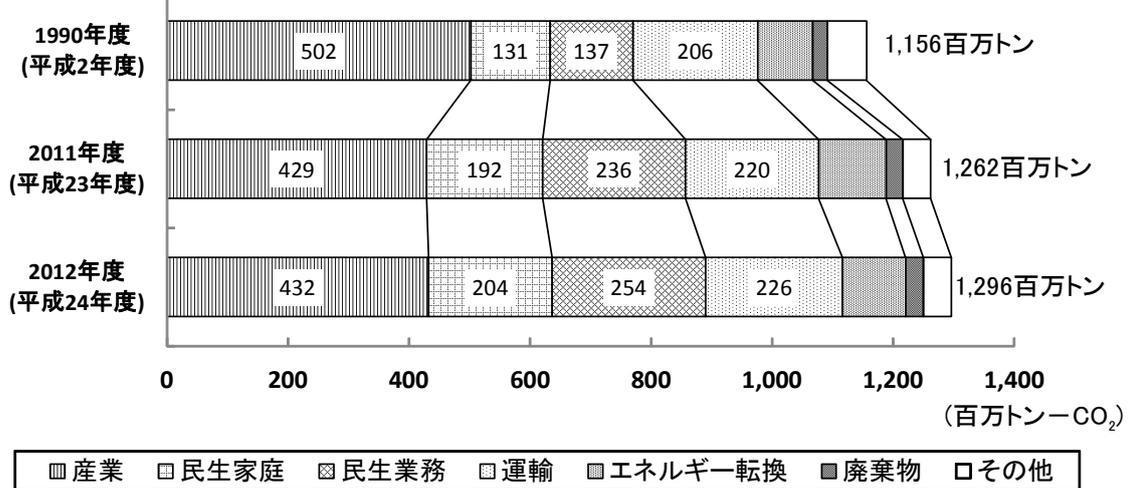
秋田県の部門別二酸化炭素排出量から見た地域特性

秋田県



平成24年度の秋田県における民生家庭部門の排出量は、全体の22%を占めており、全国における民生家庭部門の割合(16%)よりも多い。また、基準年(1990年度)より46%増加している。

全国



(県担当課室名 生活環境部温暖化対策課)

X I - 2 八郎湖の水質保全対策に対する支援の一層の充実 について

環境省水・大気環境局
農林水産省農村振興局

【提案・要望の内容】

湖沼水質保全特別措置法による湖沼水質保全計画に基づく各種対策事業に対する財政的・技術的支援を継続・拡充するとともに、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けること。

また、湖沼水質保全計画策定に対する支援制度を創設すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 八郎湖については、国営干拓事業の完了後、徐々に富栄養化が進行したことから、同法に基づく指定湖沼として「八郎湖に係る湖沼水質保全計画」を策定し、これに基づいて流域市町村や関係機関と連携して各種水質保全対策を推進しています。

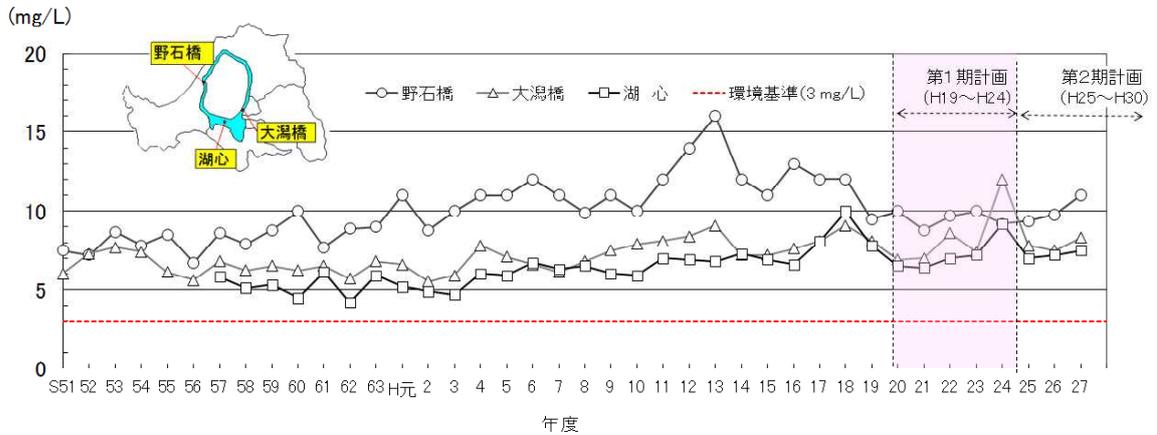
これまで、下水道等の整備や農地からの濁水流出などの発生源対策を主体に実施し、第2期計画(平成25～30年度)では、アオコ対策や新たな湖内浄化対策にも取り組んでいるところです。

しかし、依然として湖水の環境基準は達成できておらず、夏場にアオコが大発生することなどから、より一層の水質保全対策を進める必要があります。

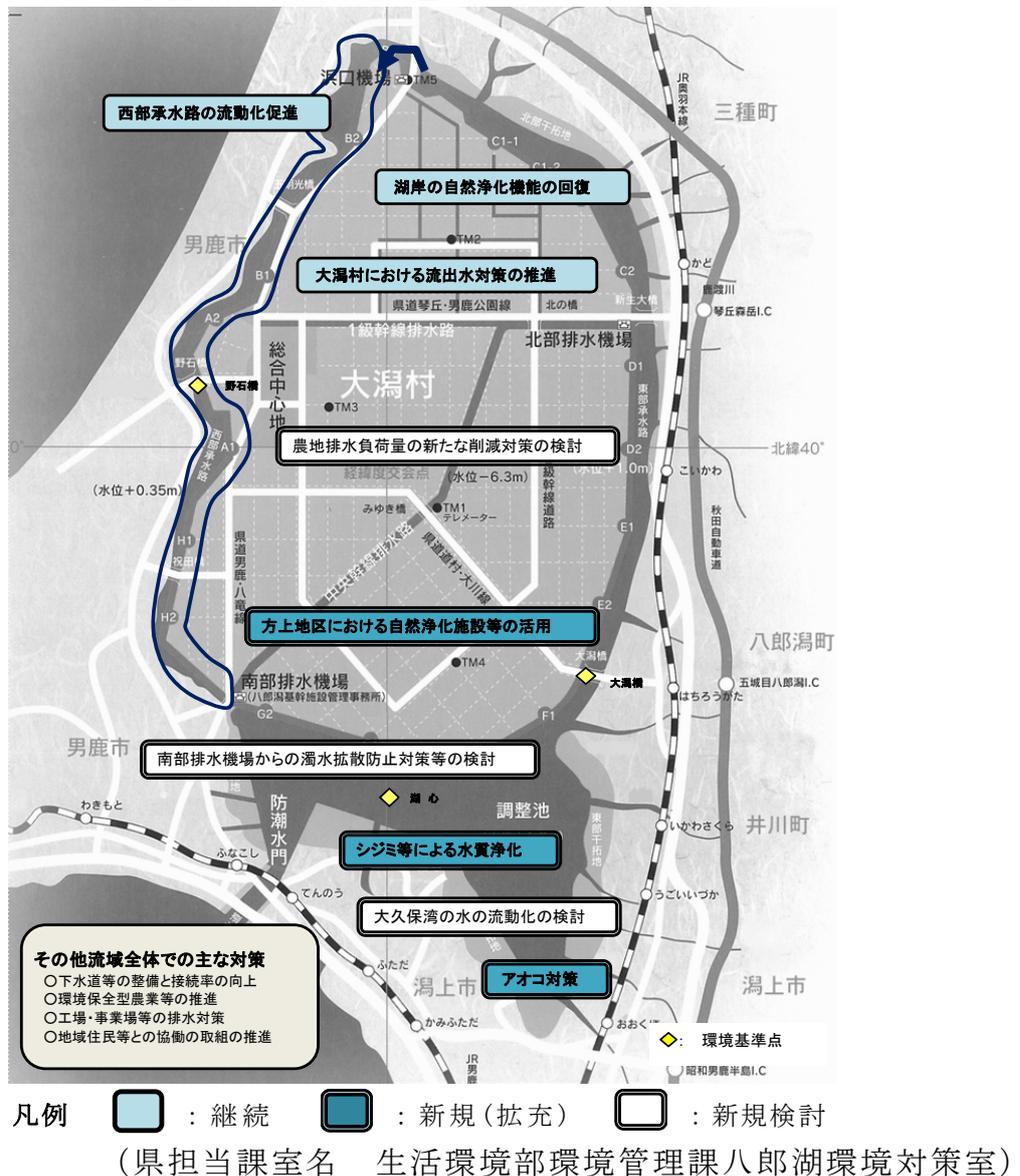
- (2) 財政的に厳しい中、こうした対策を着実に実施していくためには、国によるこれまでの財政的・技術的な支援に加え、中長期にわたり安定的かつ継続的に活用できる新たな財政支援制度を設けることが必要です。

また、湖沼水質保全計画策定には、最適な水質予測モデル構築や各種対策による水質浄化予測などを行う必要があります。これまで多額の県単独事業費を負担してきましたが、平成31年度に予定する第3期計画の策定に当たっては、国からの技術的・財政的支援が不可欠です。

(1) 八郎湖水質の経年変化 (COD 75%値)



(2) 第2期計画における主な対策等の位置図



X I - 3 海岸漂着物対策の推進について

環境省水・大気環境局

【提案・要望の内容】

海岸における環境を保全し、良好な景観を維持していくためには、長期間にわたり継続的な取組を推進していくことが必要であり、自治体が着実に海岸漂着物の回収処理や発生抑制に係る取組を実施できるよう、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）の予算を十分確保するとともに、現在の補助率を維持すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 海岸漂着物対策は、国際的な対応を含めて、海岸漂着物処理推進法に基づき、国が責任を持って取り組むべき課題です。
自治体等においては、同法の責務を踏まえ海岸漂着物の回収努力を続けてきましたが、依然として毎年発生し、海岸機能の低下や生態系を含めた環境・景観の悪化をもたらしています。
- (2) 県では、地域環境保全対策費補助金を活用し、海岸漂着物の回収処理・発生抑制等の取組を実施していますが、2か年100億円（平成25年度～平成26年度）の予算規模が、約28億円（平成27年度）、約30億円（平成28年度）と減少しており、補助率も、8/10（平成27年度）、7/10（平成28年度）と地方負担が増加しています。

【参考資料】



海岸漂着物の状況（自然海岸）



海岸漂着物の状況（人工海岸）

海岸漂着物の
回収・処理



ボランティアによる海岸清掃



行政による海岸漂着物の回収



第15回あきたエコ&リサイクル
フェスティバルの様子（県民への普及啓発）



平成27年度第2回
秋田県海岸漂着物対策推進協議会の様子

（県担当課室名 生活環境部環境整備課）

X I - 4 「人と動物が共生する社会」の実現に向けた取組 に対する支援について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

「人と動物が共生する社会」の実現を図るため、次の支援を行うこと。

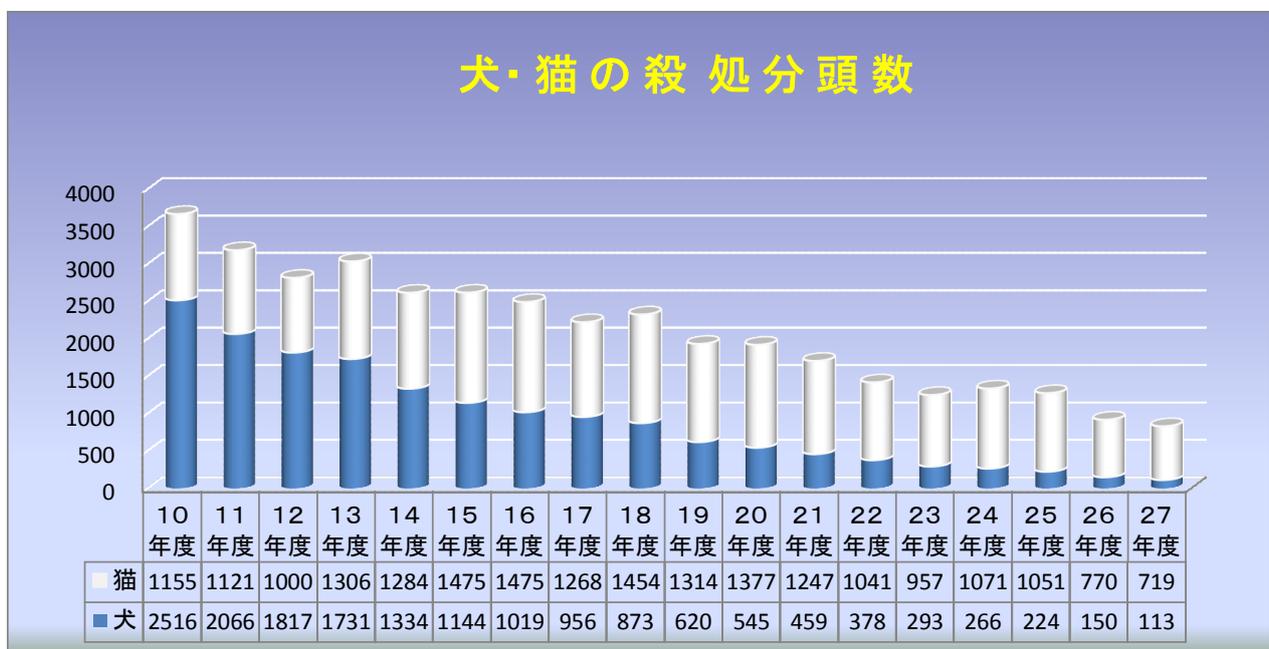
- (1) 動物愛護施設の整備に対する財政的支援の拡充と事業実施期間の見直しを行うこと。
- (2) 動物愛護思想の普及・拡大の取組に対する財政的支援制度を創設すること。
- (3) 人と動物の共生や命の大切さを考える学習の場のほか、動物愛護に係る全国行事や国の研究事業に、阿仁熊牧場「くまくま園」を積極的に活用すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、動物の愛護及び管理に関する条例や計画を策定し、様々な動物愛護施策を推進してきましたが、未だ800頭を超える犬猫の殺処分が行われています。
- (2) こうしたことから、県民の更なる動物愛護思想の普及・拡大を図るため、「犬猫の殺処分ゼロ」を目指し、平成27年度から動物愛護センター（仮称）整備事業をスタートさせており、平成28年度の設計、29、30年度の工事を計画しています。
- (3) しかしながら、厳しい財政状況の中、施設整備の財源確保が課題となっており、環境省による「動物収容・譲渡対策施設整備費補助金」については、平成28年度予算総額が9,500万円であり、かつ補助対象が単年度事業に限られているため、十分活用できない状況にあります。

- (4) また、県では、動物愛護センターを拠点にボランティア等と協働しながら、犬猫の譲渡、動物とのふれあいや交流、命を大切にすることを育む教室などのソフト事業を拡充し、「動物にやさしい秋田」の取組を総合的に進めていくことにしており、そのためには、安定的な財源の確保が必要です。
- (5) 一方、平成26年7月にリニューアルオープンした北秋田市が運営する阿仁熊牧場「くまくま園」では、動物愛護の観点から、県内の別の施設で発生した従業員死亡事故により殺処分の運命にあった熊の命を救い、飼養しています。
- このような経緯を有する「くまくま園」は、海外でも関心が高く、リニューアルオープン後は多くの人々が訪れており、命の大切さを考える学習の場として、小中学校の校外学習にも活用されています。
- (6) 当県では、「くまくま園」に加え、秋田犬の「忠犬ハチ公」、ロシアとの交流のシンボルとなった秋田犬「ゆめ」や猫の「ミール」、さらには動物園や水族館など、「動物にやさしい秋田」の取組を積極的に国内外に発信できる素材に恵まれており、これらを活用して動物愛護思想の向上に寄与していくことにしています。

【参考資料】



(県担当課室名 生活環境部生活衛生課)

X I - 5 国立公園における交付金事業予算の確保について

環境省自然環境局

【提案・要望の内容】

国立公園の整備については、平成27年度から自然環境整備交付金を活用した事業が制度化され、老朽化対策などを推進することが可能となったため、交付金による整備が計画どおり着実に実施できるよう所要の予算を確保すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 国立公園の整備については、平成17年度からの三位一体改革により国が主体的に行うべきものとされていましたが、過去に国庫補助事業などにより整備した国立公園施設については、老朽化が著しいものの、改修は進んでいません。

このため、県単独事業で施設改修に取り組んでいますが、大規模改修等は財政的に難しい状況となっています。

- (2) 平成27年度から自然環境整備交付金が拡充され、国立公園整備について老朽化対策にも活用できるようになったことから、県でも老朽化対策事業として、施設を計画的に再整備する予定です。

しかしながら、事業対象地は山岳地が多く、降雪等の理由から工事期間が制約され、複数年度にわたる事業が大半となることから、計画に沿った財源確保が課題です。

【参考資料】

○焼山避難小屋整備（豪雪等で構造部材や外壁の損害で現在使用禁止）



焼山避難小屋は、焼山の山頂近くに位置する避難小屋で、玉川温泉と後生掛温泉の中間地点にあることから、登山の中間地点としても利用されている施設です。

○玉川温泉園地整備

・自然研究路歩道整備



左岸

縁石石積目地劣化部

整備内容

石積天端コンクリート補強

縁石取り外し再設置

・噴気孔解説標識等の整備



硫化水素ガス等による解説板の劣化

整備内容

多言語（日、英、中、韓）に表示

交換とプレートサイズ変更

（県担当課室名 生活環境部自然保護課）

XⅡ 安全・安心な暮らしの確保

X II - 1 空き家対策の支援充実について

総務省自治財政局
国土交通省住宅局

【提案・要望の内容】

適切な管理が行われていない空き家が増加してきており、防災、防犯、景観等の面で問題が顕在化していることから、空き家対策の実効性を確保し、自治体による適切かつ円滑な対応を図るため、回収が困難な代執行の費用等に対する財政措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 空き家問題は、人口減少や高齢化が進む中で全国的な課題となっていることから、自治体へ財政的な支援を拡充するなど、国として、より効果的な対策を進める必要があります。
- (2) 平成27年に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」においては、国は財政上の措置を講ずるとしており、市町村の空き家対策に係る経費について、特別交付税等の措置が講じられています。
- (3) しかしながら、所有者不明の特定空き家に対して代執行を行った場合には、市町村が負担した経費が回収不能となるケースが生じることから、適切な措置が進まない状況です。

【参考資料】

1 秋田県内の空家戸数と危険度の高い空家戸数

(平成28年4月1日時点市町村へ一斉調査)

(単位：戸)

市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数	市町村	空家戸数	危険度の高い空家戸数
秋田市	2,745	42	大仙市	1,079	82	五城目町	392	70
能代市	1,521	29	北秋田市	588	91	八郎潟町	183	15
横手市	1,734	105	にかほ市	400	45	井川町	177	14
大館市	1,741	144	仙北市	465	56	大潟村	0	0
男鹿市	225	12	小坂町	138	81	美郷町	231	16
湯沢市	1,094	90	上小阿仁村	119	0	羽後町	299	28
鹿角市	843	110	藤里町	127	33	東成瀬村	61	4
由利本荘市	1,726	58	三種町	512	71	合 計	17,186	1,228
潟上市	616	21	八峰町	170	11			

2 市町村の空家条例の制定状況（平成28年4月1日時点）

県内23市町村において条例を制定済み（未制定：湯沢市、大潟村）

①所有者等に対する勧告（22／24市町村数）

②危険な空家に対する安全措置や除却等の行政代執行（16／24市町村数）

3 市町村の空家解体補助制度（平成28年2月末時点）

○補助制度 17市町村が創設

○H25年度実績 8市町村54件 18,782千円

○H26年度実績 14市町村87件 35,637千円

○H27年度実績 13市町村92件 39,326千円

4 行政代執行の実績（平成28年2月末時点）

	年度	実施件数	除却棟数	除却費用
大仙市	H23	1件	5棟	1,785千円
	H24	1件	1棟	893千円
	H25	1件	7棟	3,549千円
八郎潟町	H25	1件	1棟	1,491千円
美郷町	H25	1件	1棟	1,250千円
鹿角市	H26	1件	1棟	1,620千円
	H27	2件	2棟	3,356千円
合 計		8件	18棟	13,944千円

(県担当課室名 企画振興部地域活力創造課)

X II - 2 雪対策の支援充実について

内閣府政策統括官
総務省自治財政局
国土交通省国土政策局

【提案・要望の内容】

過疎化、高齢化の進行により克雪力が低下している地域において、冬期間の住民の安全・安心な生活を確保するため、県及び市町村が円滑に雪対策を実施できるよう、高齢者や障害者等世帯の除排雪費用への助成等に要する経費について、財政措置を拡充すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 当県では、高齢化の進行が著しく、地域コミュニティ機能が減退してきており、除排雪が十分にできない一人暮らしの高齢者や障害者等の社会的弱者を地域全体で支え合う体制づくりが課題です。
このため、県では、地域の実情に応じた除雪支援体制のあり方を検討するとともに、共助組織の立ち上げ支援等の対策を講じています。
- (2) 多くの市町村では、高齢者世帯等の除排雪費用の助成を行っていますが、厳しい財政状況においては、対象者や助成額、助成率、利用回数等に制限を設けざるを得ないことから、より充実した対応を図るためには県及び市町村への財政措置を充実する必要があります。

【参考資料】

1 雪による人的被害の発生状況 (単位：人)

	死亡	重傷	軽傷	合計 (うち65歳以上)
平成22年度	21	100	134	255 (129)
平成23年度	14	101	93	208 (108)
平成24年度	19	94	121	234 (128)
平成25年度	17	70	74	161 (92)
平成26年度	11	57	26	94 (51)
平成27年度	3	34	32	69 (35)

2 雪下ろし等除排雪費用の助成状況等

(1) 助成状況

	雪下ろし (市町村数)	除排雪 (市町村数)	助成実績額 (百万円)
平成25年度	11	22	134
平成26年度	10	22	159
平成27年度	14	23	130

※助成実績額は、雪下ろし及び除排雪に助成した費用の総額

(2) 助成の利用制限

平成27年度に除排雪費用の助成制度を設けた23市町村のうち17市町村で、上限額や助成回数等の利用制限をしている。

3 特別交付税で措置された主な経費

- ・高齢者等が事業者に雪下ろしを委託した場合の費用に対する助成
- ・安全対策の広報や命綱、ヘルメットの貸出
- ・共助組織（集落・自治会等）に対する除雪機の貸与、保険料の助成

(県担当課室名 企画振興部地域活力創造課)

X II - 3 東日本大震災等による県外避難者の生活再建に向けた支援について

内閣府政策統括官（防災担当）
復興庁、厚生労働省職業安定局

【提案・要望の内容】

- (1) 長期避難に伴い避難者の生活実態が変化していることから、合理的な理由による応急仮設住宅の住み替えに対し、災害救助法の柔軟な適用を認めること。
- (2) 避難者は依然として厳しい生活を余儀なくされていることから、安心して生活を送ることができるよう就労支援の充実を図ること。
- (3) 避難者の心のケア等は継続的な取組が必要であることから、引き続き財源を確保した上で万全な対策を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 東日本大震災から5年が経過しましたが、今なお当県には6月1日現在、325世帯、800名の方が避難生活を送られています。
避難生活の長期化により避難者の生活環境等も大きく変化してきており、高齢化や子どもの成長等に合わせ応急仮設住宅の住み替えを希望される方がいますが、災害救助法では住み替えが認められていません。
- (2) 長期避難により家族が離れ離れで生活を送っている避難者は、経済的に困窮してきています。
これまで子育て等の事情により働けなかった母親など個々の避難者の現状を踏まえて、避難者が今後就労しやすい環境を整えるため「被災者雇用開発助成金」の要件を見直す必要があります。
- (3) 昨年行ったアンケート調査によると、回答者の43.5%が避難生活による心身の不調を訴えており、県では支援を必要としている全ての避難者に対し、「地域自殺対策緊急強化基金」等を活用し、個別訪問や医師、保健師による定期相談を行っています。
復興庁では、平成28年度に受入県でも活用できる被災者支援総合交付金制度を創設しましたが、広域的避難は今後も長期化することが見込まれるため、避難先自治体が行う取組を国としても継続的に支援する必要があります。

【参考資料】

被災県別避難者受入状況（平成28年6月1日現在）（単位：世帯、人）

	民家(実家等)		応急仮設住宅		公 営 住 宅		計	
	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
岩 手 県	11	24	2	2	3	5	16	31
宮 城 県	73	163	15	24	7	14	95	201
福 島 県	91	237	103	294	20	37	214	568
計	175	424	120	320	30	56	325	800

※本県の応急仮設住宅は、民間のアパート等を借り上げて提供している
いわゆる「みなし仮設住宅」である。

（県担当課室名 企画振興部総合政策課被災者受入支援室）

XII-4 地域交通の確保に向けた第三セクター鉄道・生活バス等への支援制度について

国土交通省総合政策局、鉄道局、自動車局

【提案・要望の内容】

第三セクター鉄道は、道路と同様に、地域を支える重要な社会インフラとしての役割を担っており、また、路線バスについても、人口減少社会における地域の足として、ますます重要性を増している。

こうした状況の中で地域の生活交通を確保していくため、支援制度の充実を図ること。

- (1) 豪雪地域においては、除雪費が経営に大きく影響を及ぼすことから、第三セクター鉄道の除雪費に対し、道路と同様の支援制度を創設すること。
- (2) 当県では、「秋田版上下分離方式」として鉄道事業再構築事業と同様のスキームで鉄道施設整備を実施しており、この形態も当該事業の対象とすること。
併せて、鉄道施設整備等に係る国庫補助について十分な予算措置を講ずること。
- (3) 幹線路線バスについては、人口減少が著しい過疎地域に配慮して、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件等を緩和するとともに十分な予算措置を講ずること。
- (4) 地域内のバス交通・デマンド交通を対象とする地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金についても、支援制度の充実及び十分な予算措置を講ずること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 豪雪地域を運行する第三セクター鉄道は、除雪費の負担が重く、安定的な経営を困難にする要因となっています。
なお、道路の除雪費については、3分の2の補助があります。

- (2) 当県の第三セクター鉄道は、地方公共団体は鉄道施設を所有しないものの施設整備に要する費用を国及び県が負担する、いわゆる「秋田版上下分離方式」を行っています。

こうした運営形態についても鉄道事業再構築事業の対象となることにより、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（補助率3分の1）を活用して鉄道施設の整備を行う際に優遇措置（補助率2分の1）が適用され、安全運行確保のための老朽施設の更新等が促進されます。

また、計画的かつ確実な老朽施設の更新や車両の安全運行の確保のためには、十分な予算措置が必要となります。

- (3) 人口減少が著しい過疎地域である当県においては、主要な地域間を結ぶバス路線であっても、その多くが地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助要件（輸送量15人以上）を満たすのが難しいほか、対象路線であっても、当県の22系統が、平均乗車密度不足（平均乗車密度5人未満）により対象経費の一部がカットされています。

- (4) 全国の中でも先行して人口減少の課題に直面し、地域内交通の再編に取り組んできました。地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の活用により再編後の路線の維持確保を図っておりますが、先行して再編に取り組んだ市町村が当該国庫補助金を活用できないため、新規性要件の緩和措置が必要です。

また、当該国庫補助金については、「各市町村毎の国庫補助上限額」が年々引き下げられ本来の補助金交付額から大幅に減額されており、県民の生活交通の維持が困難になる懸念があることから、上限額の引き上げと十分な予算措置が必要です。

（県担当課室名 観光文化スポーツ部交通政策課）

X II - 5 消費者行政の充実に向けた支援について

内閣府消費者庁

【提案・要望の内容】

地方の消費者行政の充実・強化を図るため、今後とも、継続的、計画的に消費生活相談員の育成や消費者教育などに取り組めるよう、地方消費者行政推進交付金制度について、活用期間の制限等を設けることなく継続すること。

【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県では、国の交付金を基にした「秋田県消費生活相談臨時対策基金」や、基金に代わって創設された「地方消費者行政推進交付金」を活用し、消費生活相談員の増員を図るとともに、生活センター北部・南部消費生活相談室を開設するなど、県及び市町村の消費生活相談体制の充実・強化に努めてきたところです。
- (2) しかしながら、高齢化が進展する当県においては、ここ数年、特殊詐欺被害額が2億円を超えているほか、高齢者の被害額が全体の6割以上を占めており、消費者安全法による消費生活相談体制の強化や、平成26年度に策定した「秋田県消費者教育推進計画」に基づく消費者教育を一層推進する必要があります。
- (3) 地方の消費者行政を着実に推進していくためには、国からの継続的な支援が不可欠であり、交付金を活用する場合に付されている活用期間の制限等を設けることなく、この交付金制度を継続することが必要です。

【秋田県の取組状況】

1 県内の消費生活相談件数（平成27年度）

6,307件（秋田県：2,432件、市町村：3,875件）

2 当県の事業実施状況

○平成27年度から「地方消費者行政推進交付金」を活用して事業を実施

○平成28年度当初予算 54,521千円

○主な取組

①高齢者の特殊詐欺被害の防止（テレビCM、ラジオ、啓発冊子等）

②地域における消費者問題解決力の強化

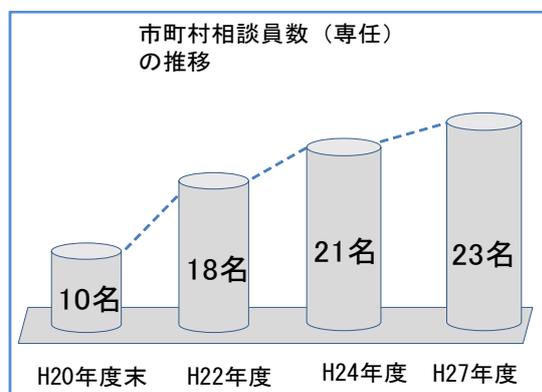
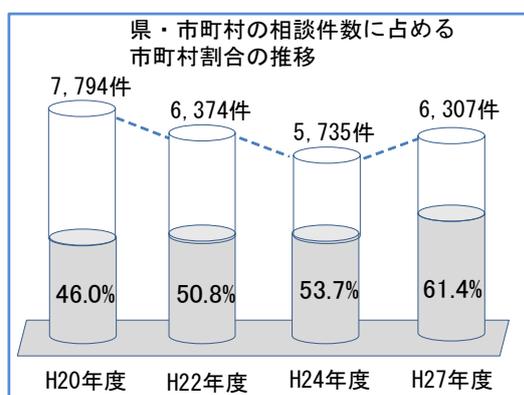
・児童生徒への消費者教育の推進

・消費者被害未然防止・啓発の推進（啓発冊子の配布、出前講座等）

③消費生活相談体制の強化（相談員研修等）

④市町村補助金（専任相談員の配置、啓発活動等）

3 消費生活相談件数、市町村相談員数の推移



（県担当課室名 生活環境部県民生活課）

X II - 6 自殺対策の推進について

厚生労働省社会・援護局

【提案・要望の内容】

自殺対策基本法に基づき、国の責任において、地方公共団体が行う自殺対策に対して継続的かつ安定的な財政支援を行うこと。

【提案・要望の背景や当県の取組】

(1) 当県における平成26年の自殺者数は269人でしたが、自殺率（人口10万人当たりの自殺者数）は26.0（全国平均19.5）で全国2位となっています（平成26年人口動態統計月報年計（確定））。

(2) こうした状況を踏まえ、県では、市町村、大学、医師会、民間団体などの協力を得ながら、平成12年度から「情報提供・啓発」「相談体制の充実」「うつ病対策」「予防事業の推進」「予防研究」の5つの重点項目を掲げて、自殺予防対策に取り組んでいます。

また、平成22年度からは民間を主体とした「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が中心となり、民、学、官が一体となった自殺予防対策を推進しています。

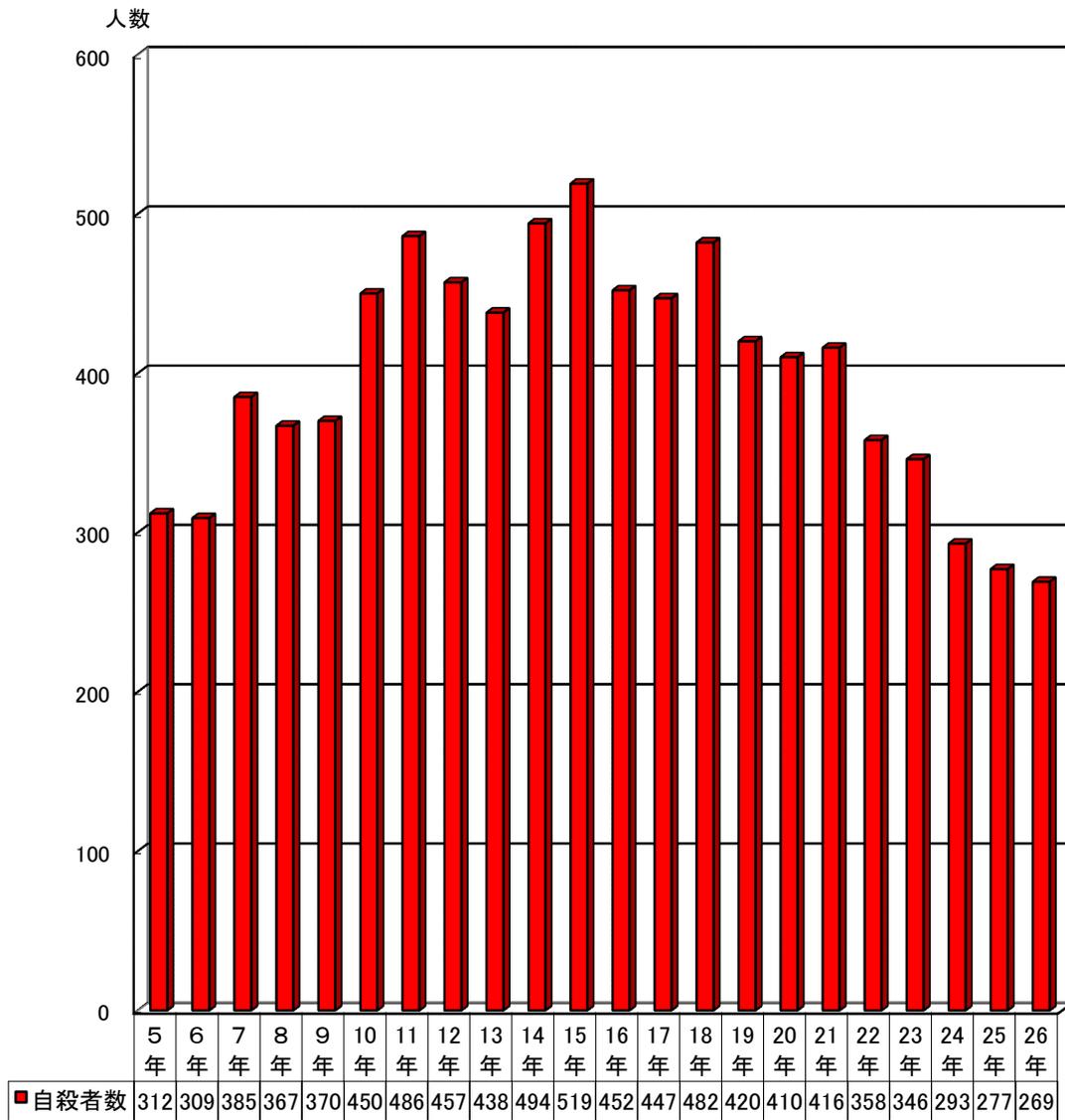
その結果、当県の自殺者数は着実に減少しています。

(3) 国においては、平成18年の「自殺対策基本法」施行及び平成19年の「自殺総合対策大綱」策定により制度上の整備を進めており、地方公共団体への財政支援について、平成26年度の補正予算により地域自殺対策強化交付金が創設され、当県においても自殺対策事業に活用しています。

しかしながら、平成28年度予算では、事業内容により補助率が削減されるものもあり、今後も自殺対策を推進していくためには、継続的かつ安定的な財政支援が必要です。

自殺者数の推移

自殺者数



出典：厚生労働省「人口動態統計」（自殺者数）

（県担当課室名 健康福祉部健康推進課）

XII-7 警察官の増員について

警察庁長官官房

【提案・要望の内容】

県民が安全に安心して暮らせるよう、治安情勢や県民の要望を踏まえた力強い警察活動を推進するため、警察官の増員を図ること。

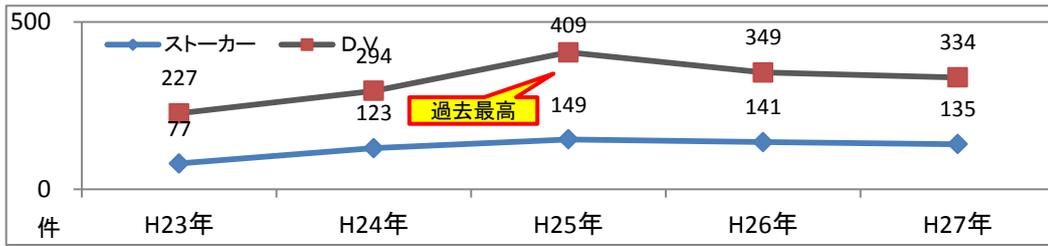
【提案・要望の背景や当県の取組】

- (1) 県民が身近に不安を感じる犯罪や生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある犯罪の未然防止を県警察の重点課題に掲げて、犯罪抑止対策や保護活動等の諸対策を強力に推進しています。
- (2) 昨年は特殊詐欺による被害が高齢者を中心に2億円を超える被害額（約2億245万円）となり、本年も依然として同様の被害が発生しています。
また、近年、ストーカー・配偶者暴力事案等の人身安全関連事案やサイバー犯罪に係る相談が急増しているほか、子どもに対する重大な犯罪の前兆と見られる声掛け事案等が高止まりの状況にあるなど、子ども、女性及び高齢者を犯罪から守るための諸対策の推進が急務です。
このような現状から、これらの事案を主管する生活安全・刑事警察に携わる警察本部、警察署捜査員及び相談業務に従事する職員の業務量が増加しています。
- (3) 急増するストーカー・配偶者暴力事案や子ども・女性に対する声掛け事案等人身安全関連事案の捜査、生命に重大な危険が生じているおそれのある行方不明者の捜索活動、さらに特殊詐欺の被害防止対策やサイバー犯罪の取締りやその前兆たる相談は、その対応の適否が県民の生命・身体の安全及び財産に直接影響を及ぼす重要な業務であり、かつ、この種事案に対する県民の要望は一段と増している状況にあります。
このため、生活安全・刑事警察及び各種相談業務に携わる警察官を増員し、強固な体制を確立して的確な事案対応を図ることにより、県民の安全・安心を確保することが必要です。

【参考資料】

1 ストーカー・DV事案の取扱い

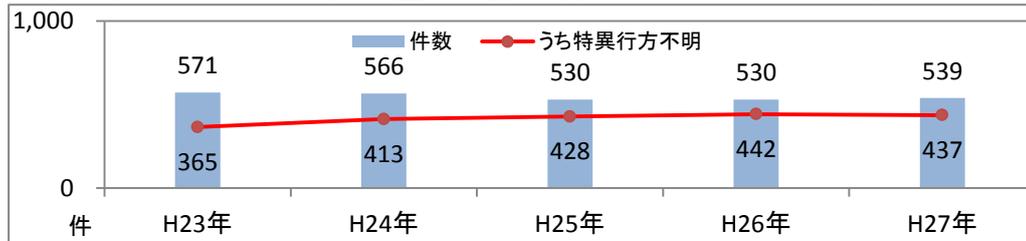
ストーカー・DV（配偶者暴力事案）とも、平成25年に過去最高の取扱件数となり、昨年もストーカー135件、DV334件と高どまりです。



※ストーカーの取扱件数は、平成24年まで延べ件数。

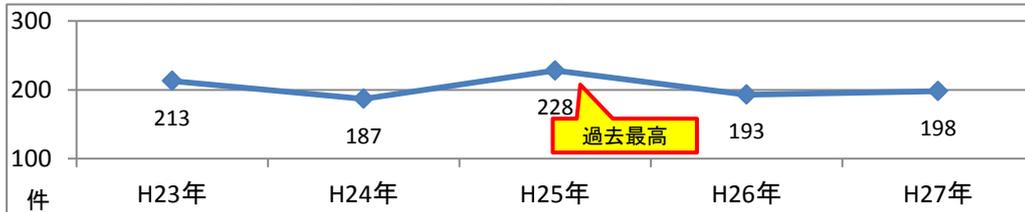
2 行方不明者の届出

行方不明者は総数として減少傾向ですが、特異不明者が増加傾向にあります。
※特異不明者とは、生命・身体に重大な危険が及ぶおそれのある行方不明者



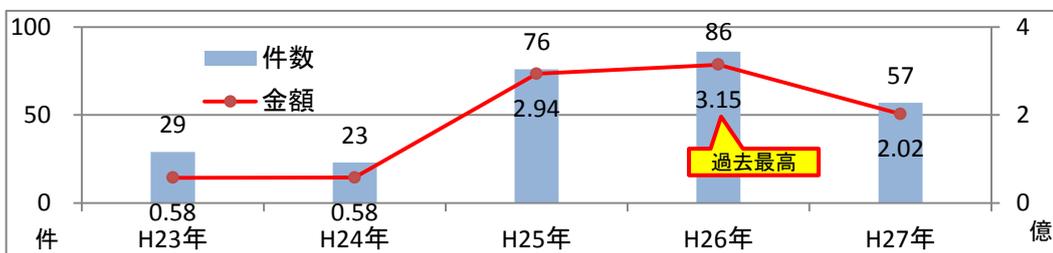
3 子ども対象の声掛け事案等の認知状況

平成20年以降高どまりの状況にあります。



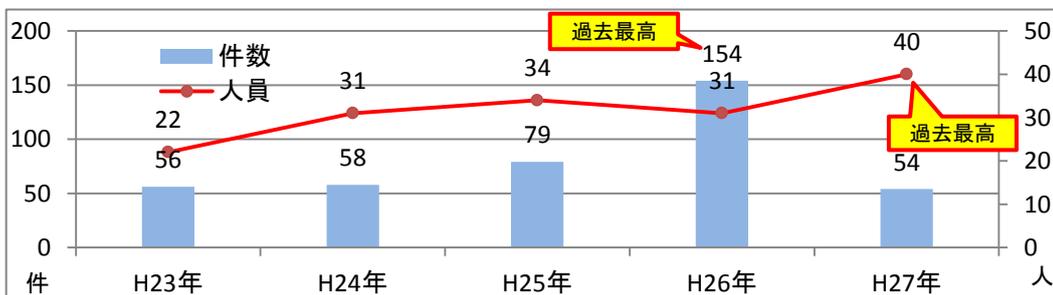
4 特殊詐欺の被害

平成22年頃から振り込め詐欺以外の手口が出現したことなどにより、平成26年には過去最高となる3億円を超える被害が発生し、平成27年は減少したものの2億円を超える被害が続いています。



5 サイバー犯罪の検挙状況

検挙は、平成26年に154件、平成27年に40人の過去最高を記録したほか、相談件数も年々増加し、平成27年度は2,638件となっています。



(県担当課名 警察本部警務部警務課)